

からつっこまんなかプラン

- 唐津市 こども計画 -

(令和8年度～令和11年度)

(素案)

(令和8年1月時点)

唐津市

ごあいさつ

令和8年3月

唐津市長 峰 達郎

目 次

第1章 計画策定の主旨.....	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の名称	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向	5
7 こども計画に関わる「こども基本法」と「こども大綱」	6
第2章 唐津市のことども・若者を取り巻く状況	7
1 唐津市の現状	8
2 唐津市こども・若者アンケート結果の概要	15
3 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこ VOICE～2025.....	40
第3章 唐津市における「こどもまんなか社会」	41
1 計画の基本理念	42
2 施策の体系	44
第4章 ライフステージ別の支援	47
1 こどもの誕生前から幼児期	48
2 学童期・思春期	61
3 青年期	74
第5章 ライフステージを通した支援	79
第6章 こども・若者と子育て当事者にやさしい社会づくり	123
第7章 計画の推進体制と進行管理	143
1 計画の推進体制および進行管理	144
2 本計画の指標	146
資料	147

「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法では「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、そのすこやかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記とします。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

「障がい」の表記について

法令や新制度の指針等では「障害」と記載されていますが、唐津市では広報や市ホームページにおいて「障がい」という表記を使っています。本計画書では法令等の引用を行う場合以外は「障がい」を使っています。

「からつっこ」について

唐津市に住む0歳から39歳を指す言葉として、計画の名称などに「からつっこ」を使用しています。既存の取り組みや事業名称では「からつっこ子」と表記するものもありますが（「いきいき学ぶからつっこ育成事業」など）、こども基本法における「こども」、「子ども」の表記方針も踏まえ、「からつっこ」という表記を使っています。

第1章

計画策定の主旨

令和8年度から始まるこの計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」にあたります。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章です。策定の目的や位置付け、計画期間などの基本的事項と策定の背景となった社会の動向や関連する法などについてまとめます。

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の名称
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向
- 7 こども計画に関わる「こども基本法」と「こども大綱」



1 計画策定の目的

唐津市（以下「本市」といいます。）には、こどもと子育て家庭を支援する計画として「唐津市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度開始、令和2年度から第二期、令和7年度から第三期として現在進行中）があります。この計画によって、幼児期の教育・保育について必要な提供量を確保するとともに、就学前のこどもの多様な預かりや小学生のための放課後児童クラブ、保護者のサービス利用をサポートする利用者支援事業などの様々な取り組みを進めています。

しかし今、全国的に、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力の低下、こどもや子育て家庭の抱える様々な問題の顕在化などが課題となっており、国では、これらの課題に対応してこどもに関する施策を統合的に推進するための「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

本市においても、前述したような課題と無縁であるとはいえないません。これから本市を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現は、強く求められるところです。

以上のことから、今回、「唐津市子ども・子育て支援事業計画」の理念を踏まえ、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、本市のこども・若者・子育て当事者にかかる取り組みを総合的に推進する「からつっこ まんなかプラン（唐津市こども計画）」（以下「本計画」といいます。）を新しく策定することとなりました。

2 計画の名称

本計画の名称は「からつっこ まんなかプラン」¹とします。

本計画は、本市において全てのこどもが健やかに成長できるよう、また、こどもの最善の利益が実現されるまちとなるよう、こどもや若者の意見も大切にしながら取り組む総合的な計画であり、本市における「市町村こども計画」にあたるものですが、こどもたち自身にも親しみを持ってもらえるよう、計画の名称を「からつっこ まんなかプラン」としたものです。

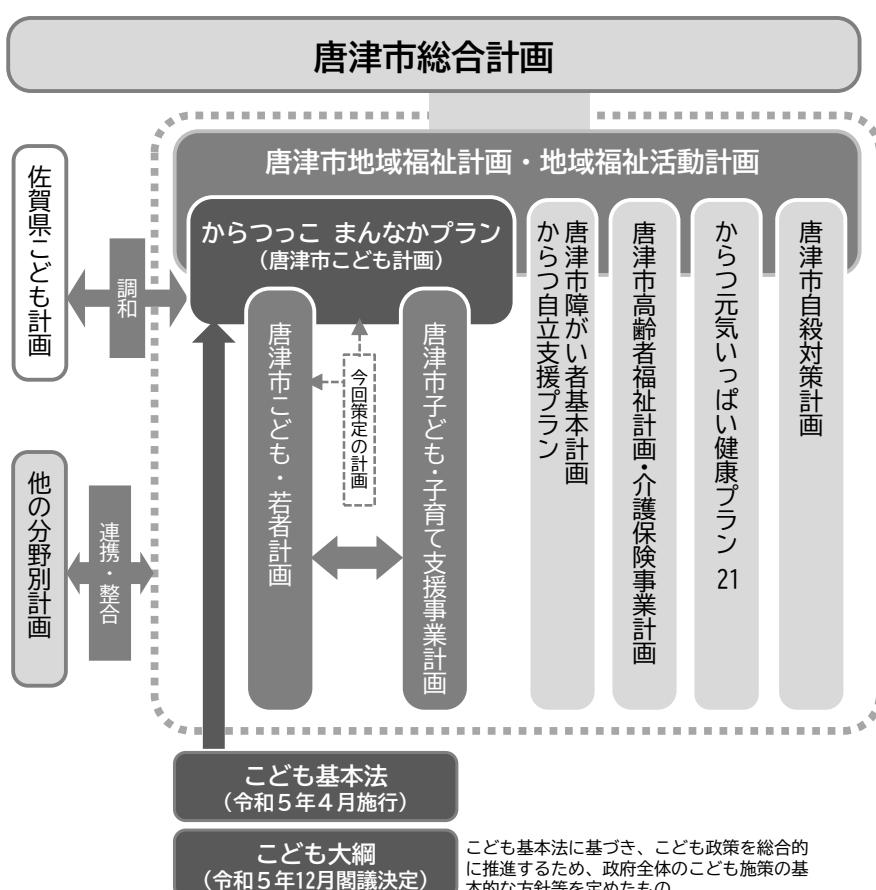
¹ 唐津市に住む0歳から39歳を指す言葉として、「からつっこ」を使用しています。

3 計画の位置付け

令和7年度から始まっている「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」に加え、子どもの貧困の解消に向けた対策、ヤングケアラーへの支援を一体的に推進するものとして策定されています。

これに対し、本計画は子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として、子ども大綱²等を勘案するととともに、本市における「子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」としての取り組みも包含して策定するものです。子ども・若者・子育て当事者にかかる本市の取り組みを横断的・総合的に結びつける計画として、前述の子ども・子育て支援事業計画における取り組みも本計画の構成の中で再構築されています。

また、本市の最上位計画である「唐津市総合計画」の部門別計画として位置付け、国・佐賀県による関連計画や、福祉分野の上位計画となる「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」のほか各種分野別計画等との整合が保たれるよう策定しています。

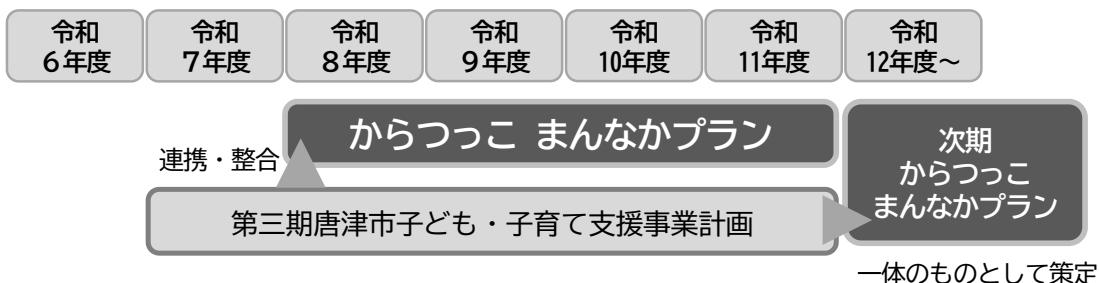


2 国のこども大綱は、これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

4 計画の期間

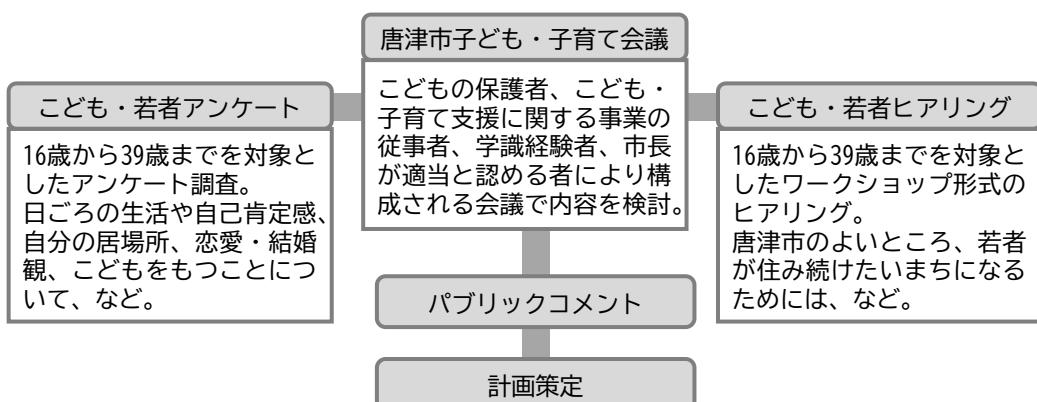
本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

計画の最終年度である令和11年度には、「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」とともに内容を見直し、令和12年度以降は次期「唐津市こども計画」として両計画を統合し、一体的に策定する予定です。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、こどもと若者の意見を聴くための「こども・若者アンケート」「こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025」を実施し、その内容を計画に反映するよう努めました。それらを含めた計画の内容や取り組みについては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「唐津市子ども・子育て会議」において協議・確認し、計画素案の段階で市民から広く意見を募集するパブリックコメントを実施しました。



6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

出生数が
過去最低を
更新

令和7年9月の厚生労働省の発表によると、令和6年の出生数は68.6万人と前年より4.1万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.15と令和5年の1.20からさらに低下しました。昭和22年に統計を取り始めてからの最低水準で、前年を下回るのは9年連続となります。

こども
家庭庁と
こども
基本法

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

こども
まんなか
実行計画

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めることも政策の全体像とアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。令和7年6月には「こどもまんなか実行計画2025」が策定され、こども大綱の6つの基本方針のもと、特に「困難に直面することも・若者への支援」「未来を担うことも・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」の3領域に重点的に取り組む方向性が示されています。

7

こども計画に関わる「こども基本法」と「こども大綱」

(1) こども施策の推進に向けた6つの基本理念

本計画策定の大きな背景の一つとして「こども基本法」(令和5年4月に施行)の存在があります。社会全体でこの基本法の内容に沿い、こどもや若者に関する取り組み「こども施策」を進めていくこととされており、「こども施策」は次の6つの基本理念のもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言うことができ、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こども大綱」では「こどもまんなか社会」を目指すとしています。「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」とされています。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

第2章

唐津市こども・若者を取り巻く状況

第2章では、本市のこども・若者を取り巻く状況について、統計データや調査結果などにより確認します。

人口・世帯、婚姻、出生等やこども・若者の様々な状況、計画策定にあたり実施したこども・若者アンケートや、こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025の結果をまとめます。

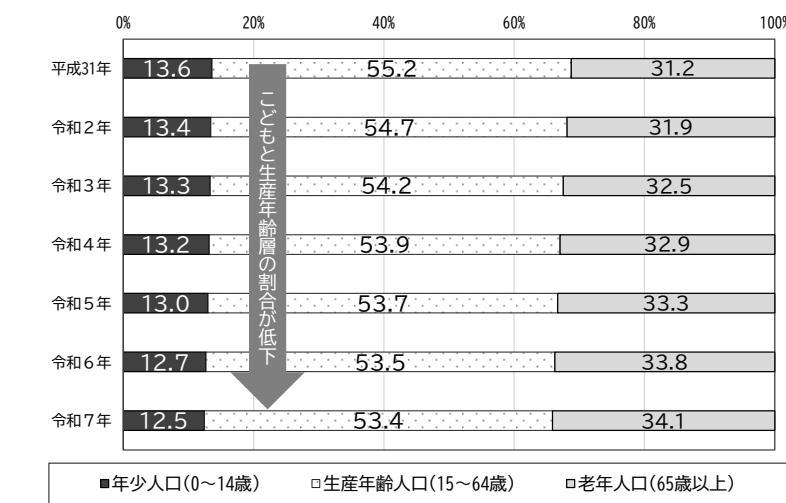
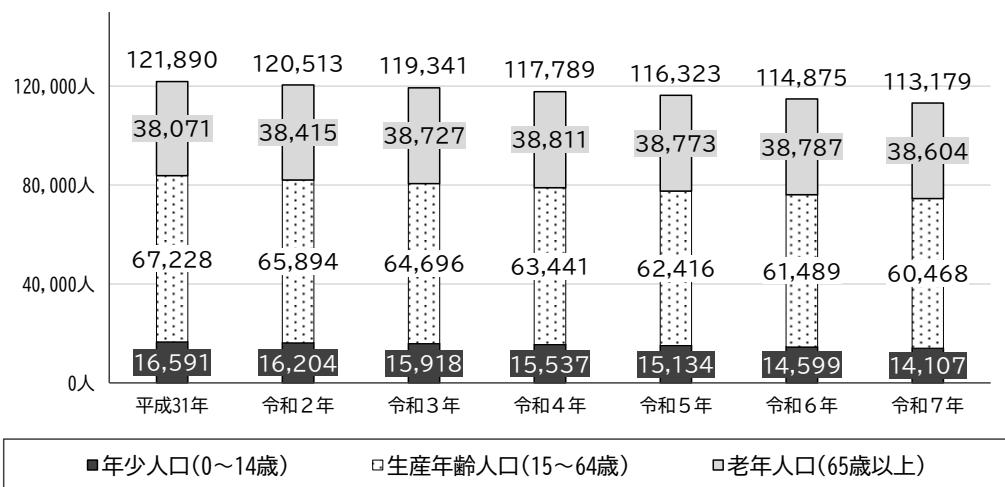
- 1 唐津市の現状
- 2 唐津市こども・若者アンケート結果の概要
- 3 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025



1 唐津市の現状

(1) 総人口・年齢区分別人口(推移)

総人口は平成31年～令和7年まで継続的に減少し、平成31年を100とした場合の令和7年の割合は92.8（8,711人の減少）となっています。同じように、平成31年と令和7年の割合を年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）は85.0（2,484人の減少）、生産年齢人口（15～64歳）は89.9（6,760人の減少）、老人人口は101.4（533人の増加）となっており、年少人口の減少幅が大きくなっています。



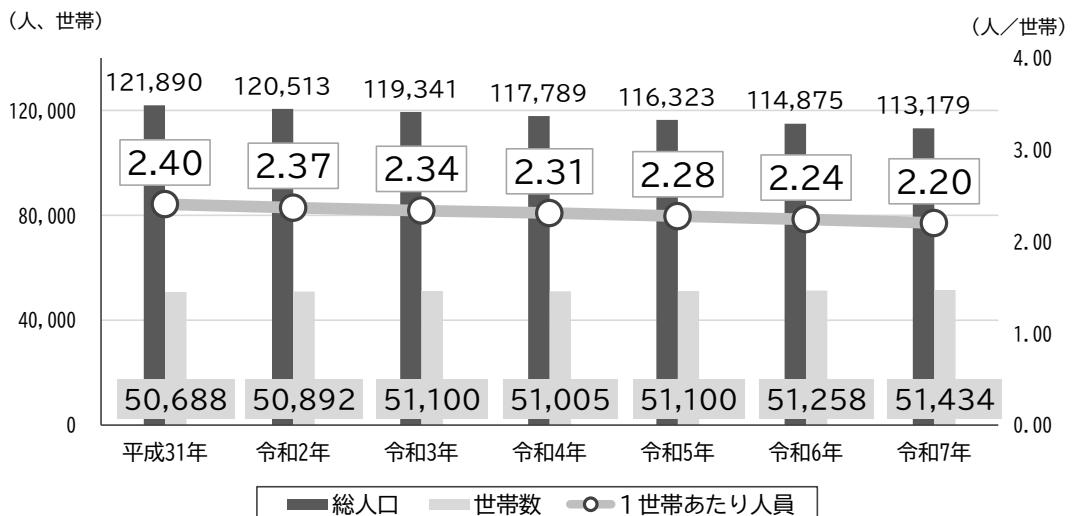
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)



子どもの数が減り、少子化が進んでいるよ。

(2)世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は平成31年から令和3年にかけて増加し、令和4年に一旦減少しましたが、その後は増加が続いています。それに対して総人口は減少が続いており、1世帯あたりの人員数も減少が続いています。



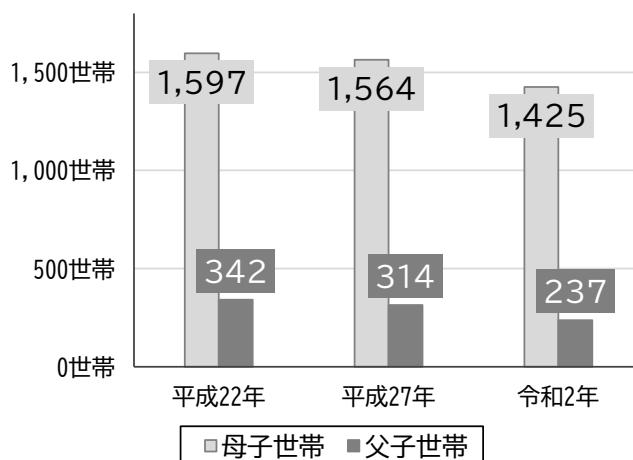
資料：市民課(各年3月末現在)



家族1人あたりの家事や介護の負担が大きくなるかもしれない。

(3)ひとり親世帯の推移

母子家庭、父子家庭ともに減少の傾向が続いています。



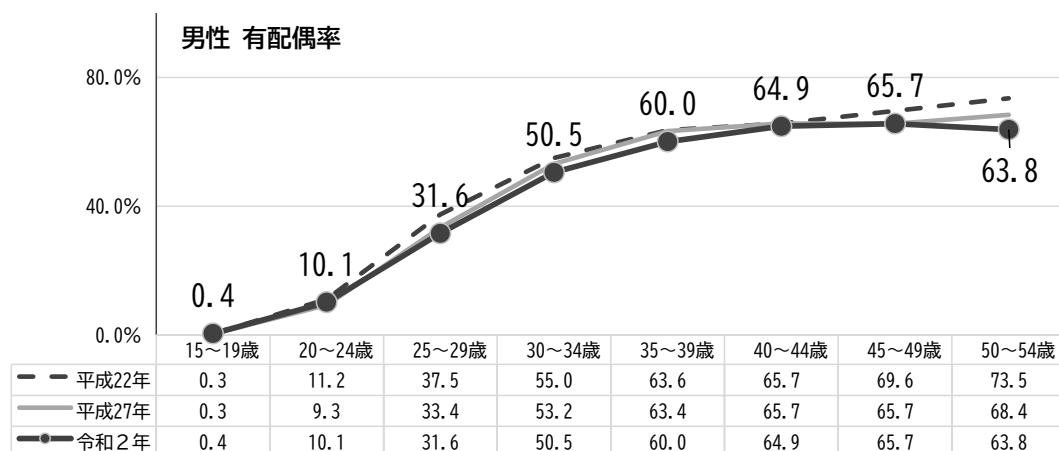
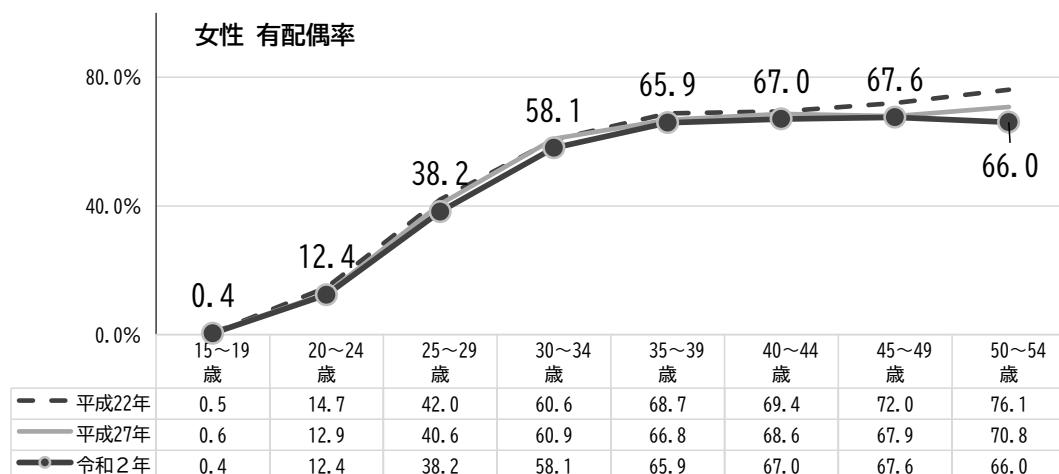
資料：国勢調査（各年）



ひとり親世帯は、父子家庭より母子家庭のほうが多い。

(4)年齢別の有配偶率

男性、女性ともに30歳以上の年代で有配偶率が50%以上となります。



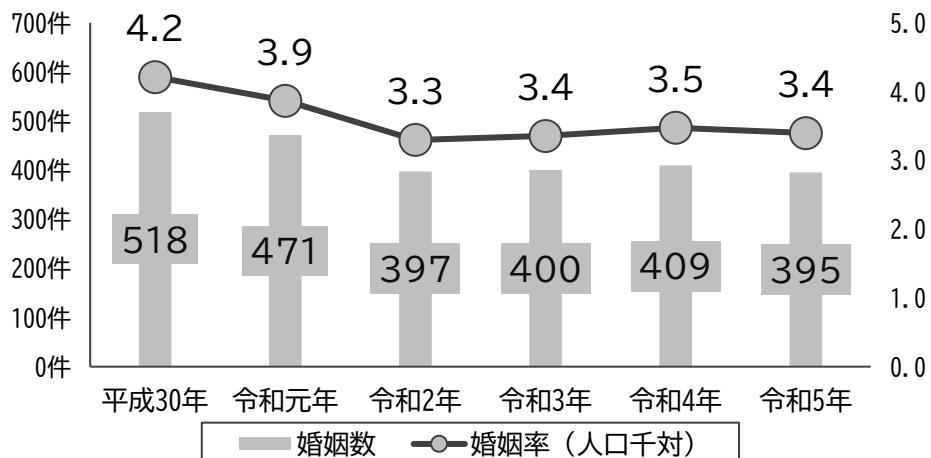
資料：国勢調査（各年）



配偶者のいる人の割合は、男性より女性のほうが高い。

(5) 婚姻数と婚姻率

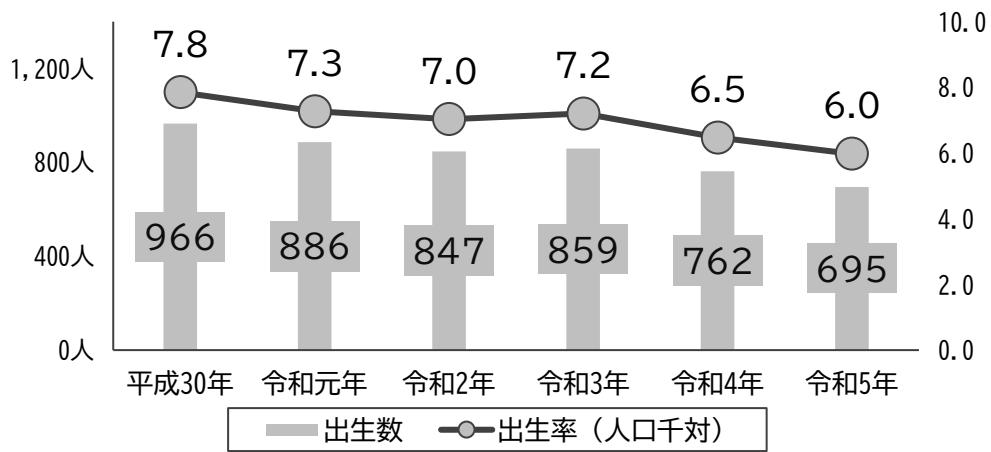
婚姻率は令和2年まで下降し、その後上昇傾向にありましたが、令和5年には再び下降し、同年の婚姻数は平成30年以降で最も少なくなっています。



人口動態統計（さが統計情報館）

(6) 出生数と出生率

平成30年から令和2年まで下降した出生率は、令和3年に一旦上昇したものの、その後令和5年まで下降を続けており、同年の出生数は平成30年以降で最も少なくなっています。



人口動態統計（さが統計情報館）

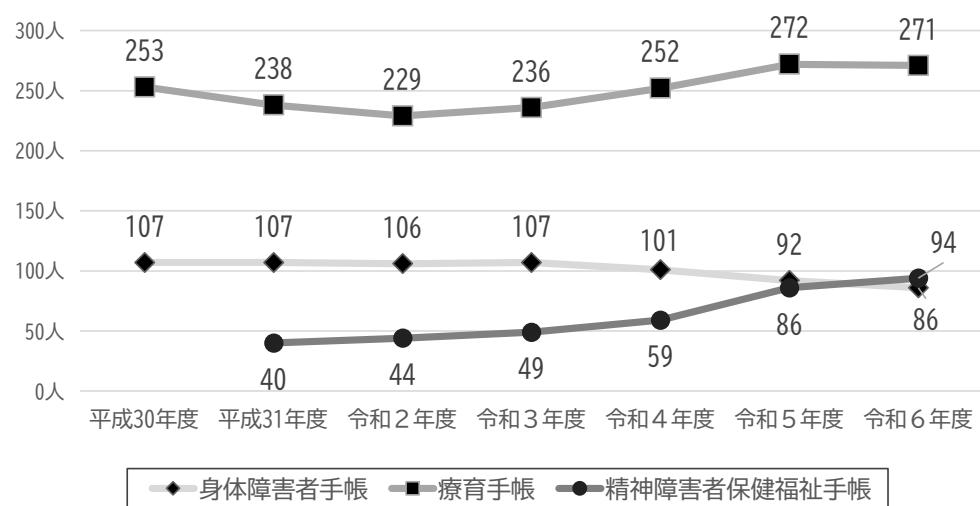


結婚する数も、子どもが生まれる数も、減ってきてている。

(7)18歳未満の障害者手帳所持者

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳は継続的な増加傾向、身体障害者手帳は令和3年度までほぼ横ばい、令和4年度から減少傾向にあります。

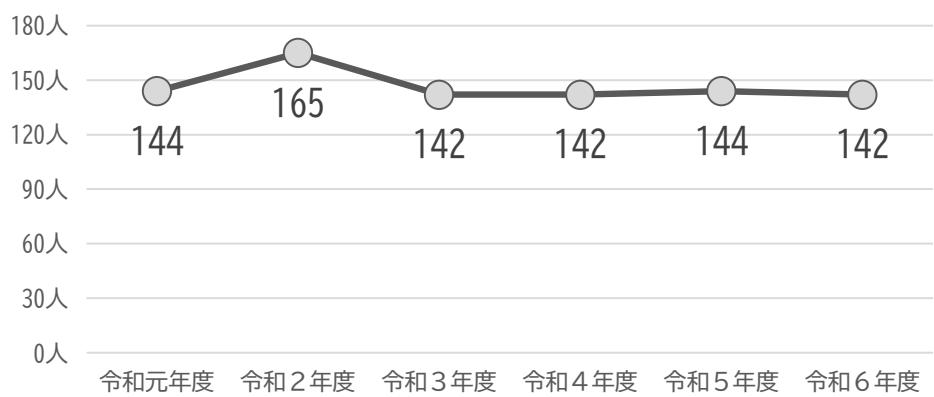
療育手帳は令和3年度から令和5年度まで増加の傾向がみられました。



資料：障がい者支援課（各年度3月末現在）
※精神障害者保健福祉手帳は平成30年データなし

(8)医療的ケア児の状況

佐賀県から提供されている、市内の小児慢性特定疾病児童数です。大きな増減はみられず、直近4年間はほぼ横ばいの状況です。

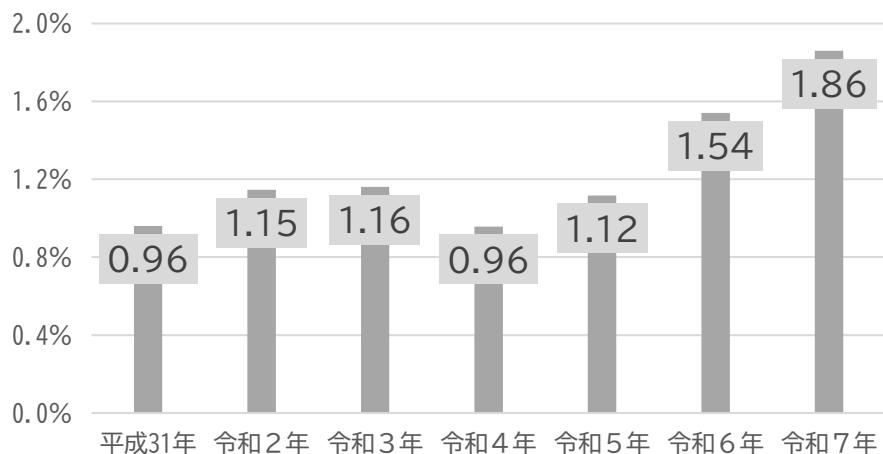


資料：佐賀県提供

障がいや病気のある人のことを、いつも考えていくことが大切。

(9) 外国につながる世帯の割合

総世帯数に占める外国人世帯数の割合は、年により増減がみられるものの、総じて上昇傾向にあり、平成31年の0.96%が令和7年には1.86%となっています。



(人、世帯数は世帯)

年	人口				外国人				B/A
	総数	男	女	世帯数(A)	総数	男	女	世帯数(B)	
平成31年	121,890	57,369	64,521	50,688	676	143	533	487	0.96%
令和2年	120,513	56,737	63,776	50,892	778	179	599	583	1.15%
令和3年	119,341	56,259	63,082	51,100	783	194	589	593	1.16%
令和4年	117,789	55,601	62,188	51,005	697	206	491	488	0.96%
令和5年	116,323	54,936	61,387	51,100	801	252	549	570	1.12%
令和6年	114,875	54,174	60,701	51,258	1,032	327	705	790	1.54%
令和7年	113,179	53,389	59,790	51,434	1,189	373	816	956	1.86%

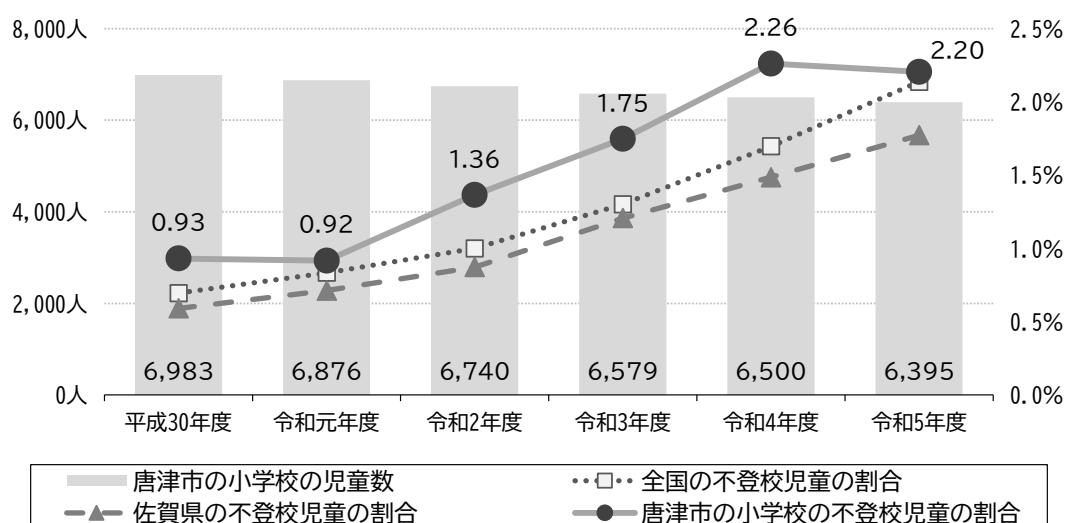
資料：市民課（各年3月末現在）



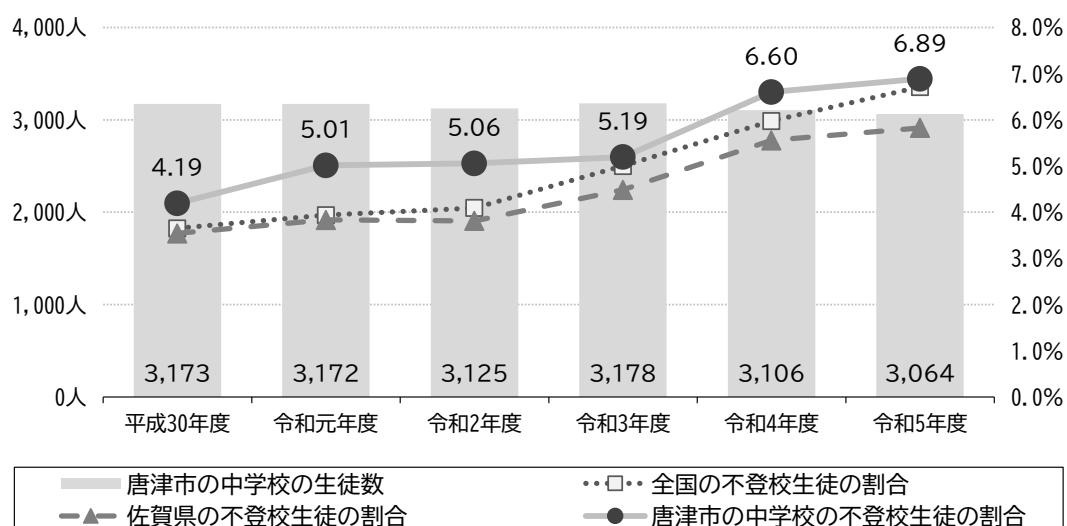
多様な言語や文化の中で育ったこどもが、これから増えるかもしれない。

(10)不登校児童・生徒の状況

小学校の不登校児童の割合は令和4年度から5年度にかけて下降しました。



中学校の不登校生徒の割合は継続的に上昇の傾向となっています。



資料：学校教育課（県・全国は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）



全国的に増加する不登校。地域における切れ目のない支援が大事。

2 唐津市こども・若者アンケート結果の概要

思春期から青年期にあたるこども・若者の、日ごろの生活や意識等について現状を把握し、本計画における取り組み検討の資料とするために行ったものです。

●調査対象

唐津市内在住の16歳から39歳までの人（3,000人を無作為抽出）

●調査時期

令和7年8月25日～9月8日

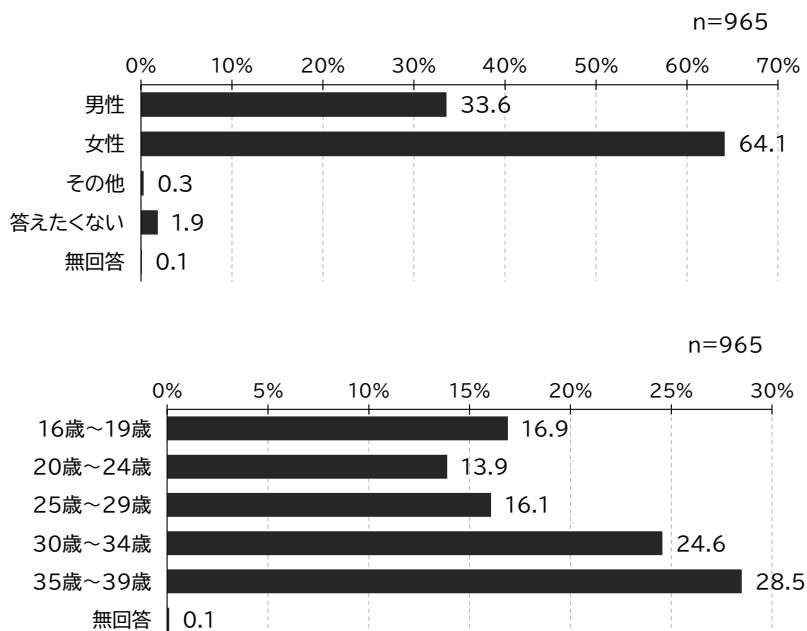
●調査方法

郵送にて依頼状を配付・WEBで回答

●配付・回答状況

配付数	回収数	回収率
3,000票	965票	32.2%

●回答者の属性

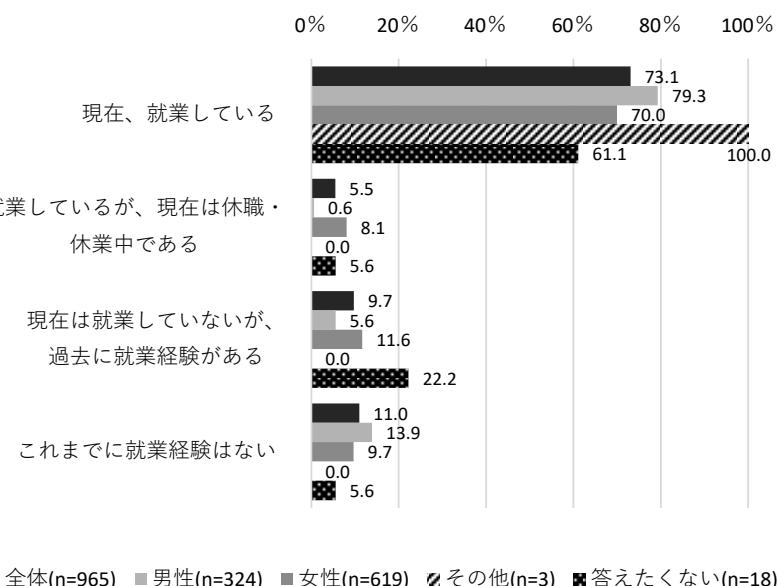


(1)職業経験

問 就業経験についてお答えください

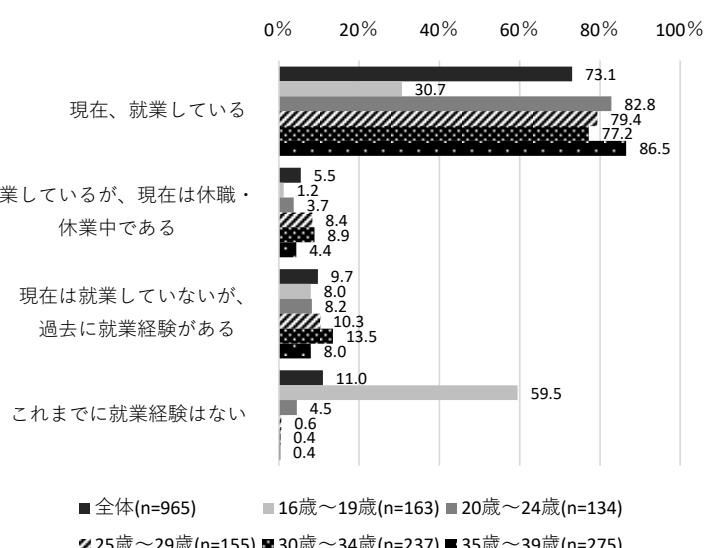
「現在、就業している」が73.1%と最も多く、「これまでに就業経験はない」が11.0%、「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」が9.7%、「就業しているが、現在は休職・休業中である」が5.5%。年齢別にみると、16歳～19歳では「これまでに就業経験はない」が過半数となっています。

性別



■ 全体(n=965) ■ 男性(n=324) ■ 女性(n=619) □ その他(n=3) ■ 答えたくない(n=18)

年齢別



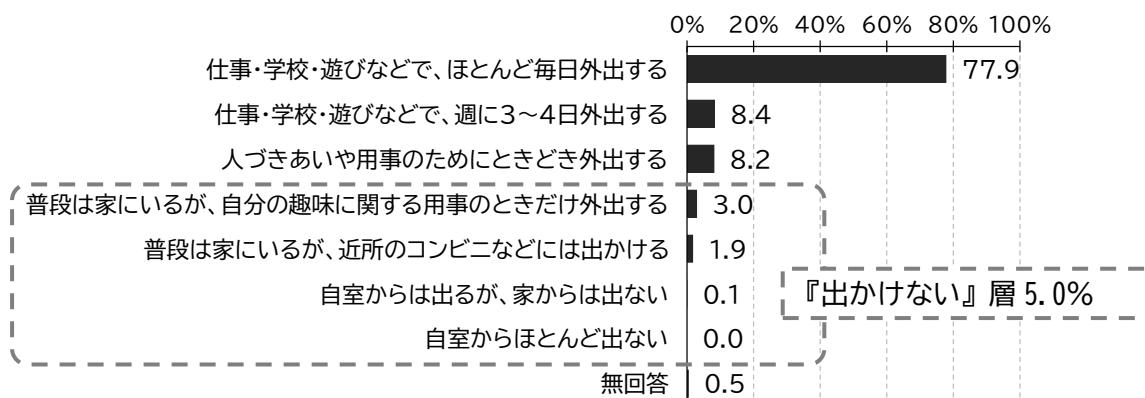
■ 全体(n=965) ■ 16歳～19歳(n=163) ■ 20歳～24歳(n=134)
□ 25歳～29歳(n=155) ■ 30歳～34歳(n=237) ■ 35歳～39歳(n=275)

(2)外出の状況

問 普段どのくらい外出しますか

「仕事・学校・遊びなどで、ほとんど毎日外出する」が77.9%と最も多く、「仕事・学校・遊びなどで、週に3～4日外出する」が8.4%、「人づきあいや用事のためにときどき外出する」が8.2%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が3.0%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が1.9%となっています。

n=965



性別・年齢別

	合計 (人)	仕事・学校・遊びなどで、ほとんど毎日外出する	仕事・学校・遊びなどで、週に3～4日外出する	人づきあいや用事のためにときどき外出する	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	自室からは出るが、家からは出ない	自室からほとんど出ない
(%)								
性別	全体	965	77.9	8.4	8.2	3.0	1.9	0.1
	男性	324	84.3	5.6	7.1	1.5	1.2	0.0
	女性	619	75.4	9.7	8.4	3.7	2.3	0.2
	その他	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	答えてたくない	18	50.0	16.7	16.7	5.6	0.0	0.0
	16歳～19歳	163	76.1	14.1	6.1	2.5	0.6	0.0
	20歳～24歳	134	77.6	8.2	9.0	2.2	2.2	0.0
	25歳～29歳	155	75.5	10.3	6.5	3.9	2.6	0.0
	30歳～34歳	237	74.7	6.3	12.7	4.2	2.1	0.0
	35歳～39歳	275	83.6	5.8	6.2	2.2	1.8	0.0

※無回答を略

「外出の状況」の分類

「普段どのくらい外出しますか」の回答で「仕事・学校・遊びなどで、ほとんど毎日外出する」「仕事・学校・遊びなどで、週に3～4日外出する」「人づきあいや用事のためにときどき外出する」と回答した人を『出かける』層、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と回答した人を『出かけない』層に分類したところ、『出かけない』層は全体の5.0%となりました（無回答を除いて集計）。

※『出かけない』層は、国の同様の調査で「ひきこもりの状態」とされるものにあたります。

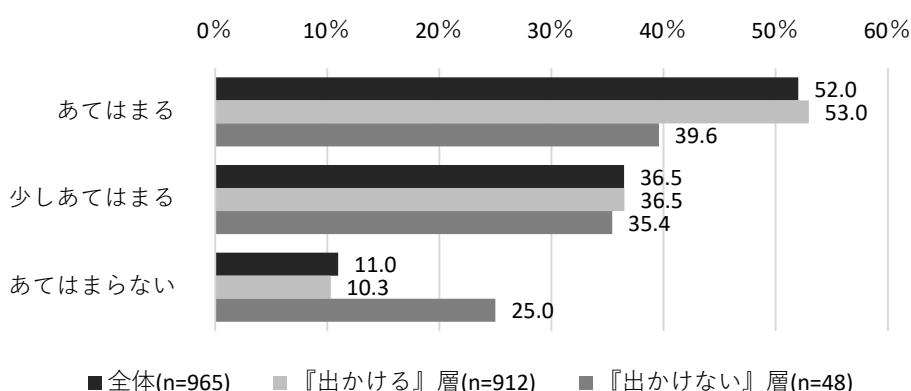
(3)自己認識(外出の状況別)

問 「自分には『自分らしさ』があると思う」にあてはまると思いますか

「あてはまらない」をみると、全体の 11.0%に対し、『出かけない』層では 25.0%と多くなっています。

外出の状況別

自分には「自分らしさ」がある

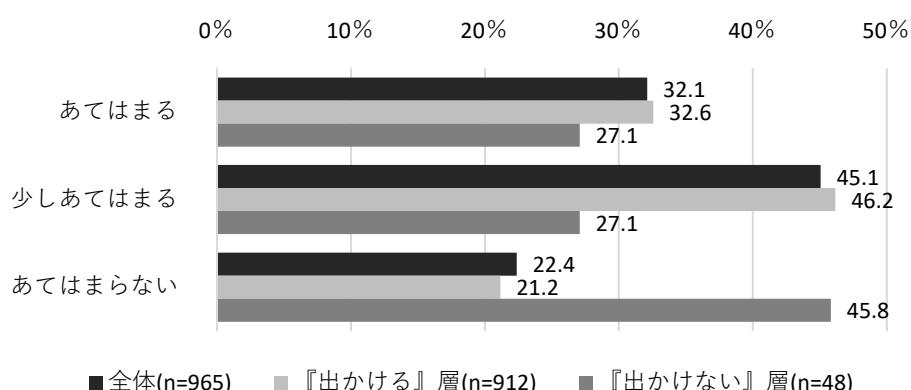


問 「今の自分が好きだと思う」にあてはまると思いますか

「あてはまらない」をみると、全体の 22.4%に対し、『出かけない』層では 45.8%と多くなっています。

外出の状況別

今の自分が好きだと思う

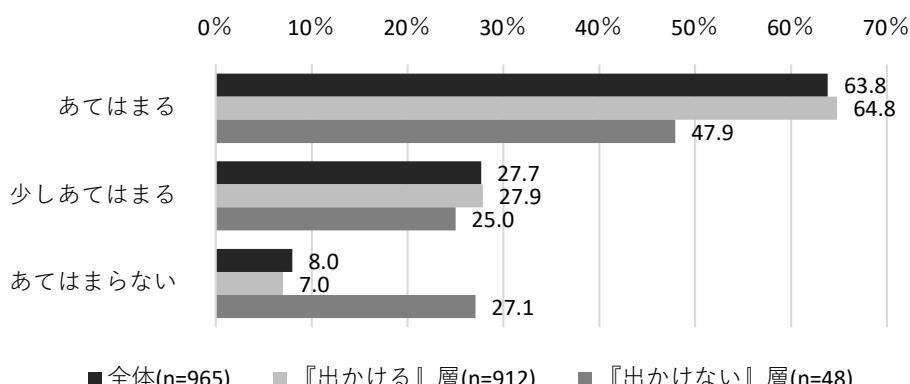


問 「どこかに助けてくれる人がいると思う」にあてはまると思いますか

「あてはまらない」をみると、全体の8.0%に対し、『出かけない』層では27.1%と多くなっています。

外出の状況別

どこかに助けてくれる人がいると思う

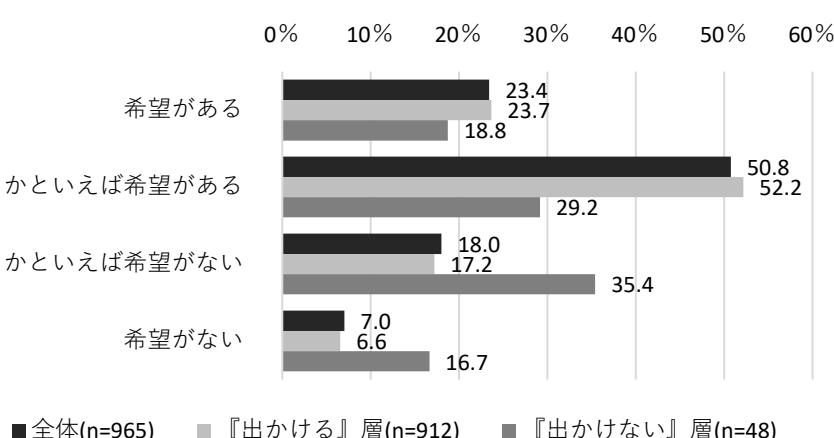


問 自分の将来について明るい希望を持っていますか

「どちらかといえば希望がない」「希望がない」とともに、『出かけない』層での割合が全体より高くなっています。

外出の状況別

自分の将来に明るい希望を持っている



(4)安心できる場所、居心地の良い場所(年齢別)

問 あなたにとって安心できる場所、居心地の良い場所などになっていますか

a)自分の部屋

「そう思う」が58.7%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」が25.7%、「あてはまらない・わからない」が8.7%、「どちらかといえばそう思わない」が3.6%、「そう思わない」が2.9%となっています。

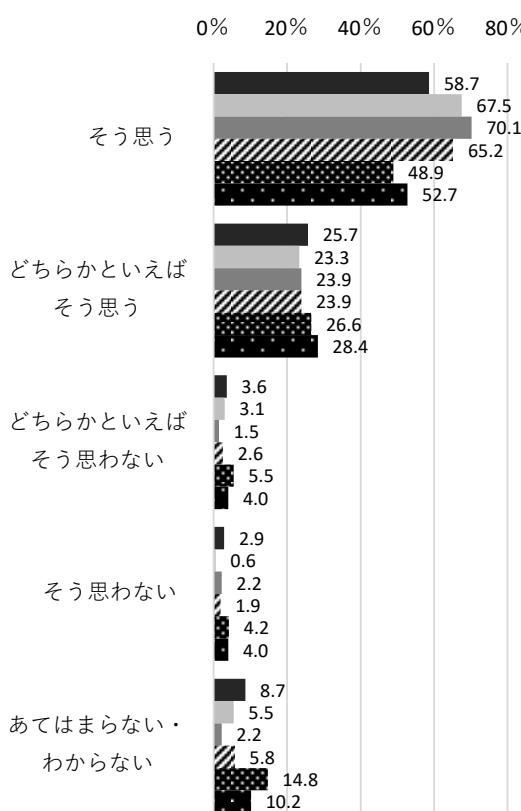
年齢別にみると、30歳～34歳では「そう思う」の割合が他の年齢層と比べて低くなっています。

b)家庭(実家や親族の家を含む)

「そう思う」が56.0%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」が32.4%、「どちらかといえばそう思わない」が5.5%、「そう思わない」が3.0%、「あてはまらない・わからない」が2.6%となっています。

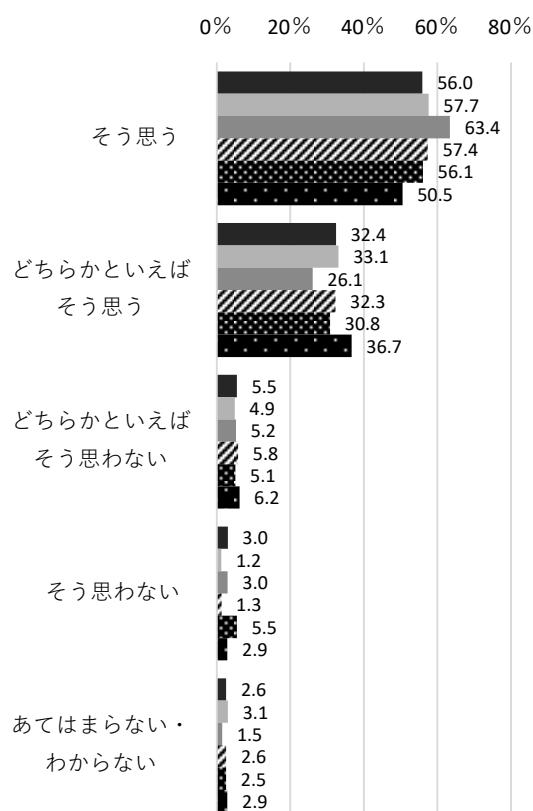
年齢別

a) 自己の部屋



年齢別

b) 家庭



■ 全体(n=965)

■ 20歳～24歳(n=134)

■ 30歳～34歳(n=237)

■ 16歳～19歳(n=163)

■ 25歳～29歳(n=155)

■ 35歳～39歳(n=275)

■ 全体(n=965)

■ 20歳～24歳(n=134)

■ 30歳～34歳(n=237)

■ 16歳～19歳(n=163)

■ 25歳～29歳(n=155)

■ 35歳～39歳(n=275)

c)学校(卒業した学校を含む)

「どちらかといえばそう思う」が30.3%と最も多い、「そう思う」が20.6%、「あてはまらない・わからない」が16.5%、「そう思わない」が16.3%、「どちらかといえばそう思わない」が14.4%となっています。

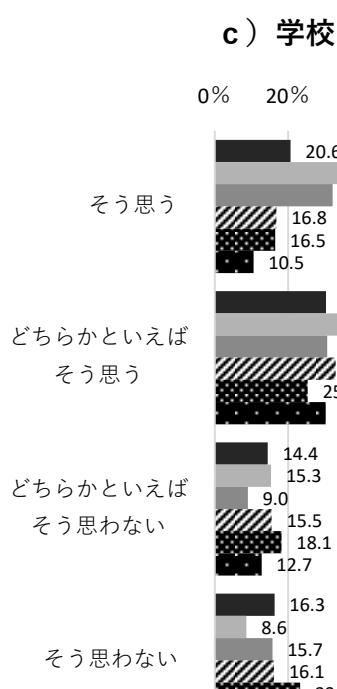
年齢別にみると、「そう思う」の割合は総じて年齢が上がるほど低くなる傾向がみられます。

d)職場(過去の職場を含む)

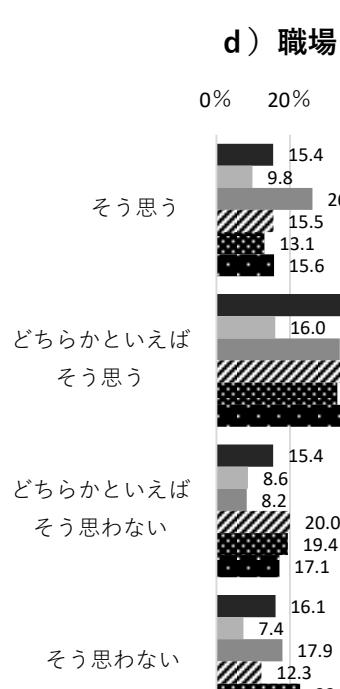
「どちらかといえばそう思う」が33.8%と最も多い、「あてはまらない・わからない」が17.2%、「そう思わない」が16.1%、「そう思う」が15.4%、「どちらかといえばそう思わない」が15.4%となっています。

年齢別にみると、30歳～34歳では「そう思わない」の割合が他の年齢層と比べて高くなっています。

年齢別



年齢別



■全体(n=965) ■16歳～19歳(n=163)
■20歳～24歳(n=134) ■25歳～29歳(n=155)
■30歳～34歳(n=237) ■35歳～39歳(n=275)

■全体(n=965) ■16歳～19歳(n=163)
■20歳～24歳(n=134) ■25歳～29歳(n=155)
■30歳～34歳(n=237) ■35歳～39歳(n=275)

e) 趣味の活動(一人での活動を含む)

「そう思う」が49.1%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」が31.5%、「あてはまらない・わからない」が11.9%、「どちらかといえばそう思わない」が4.1%、「そう思わない」が2.3%となっています。

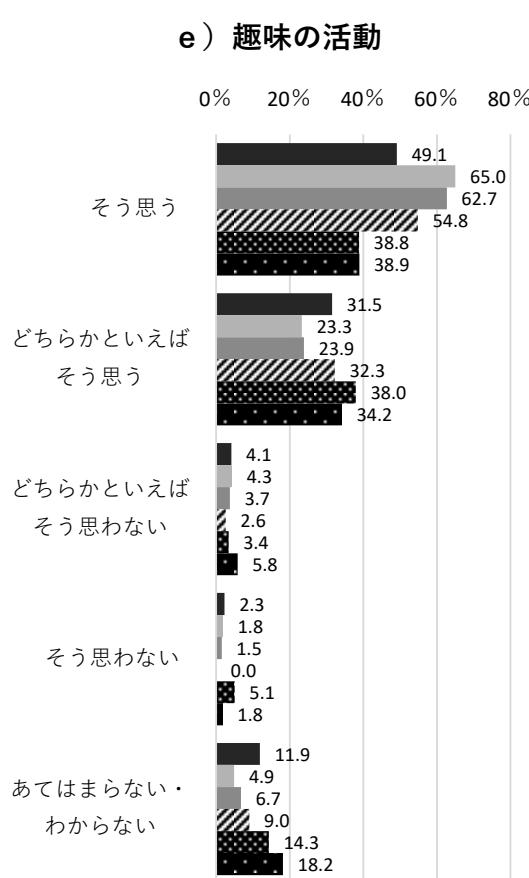
年齢別にみると、「そう思う」の割合は総じて年齢が上がるほど低くなる傾向がみられます。

f) 現在住んでいる場所やコミュニティ、近所にある建物

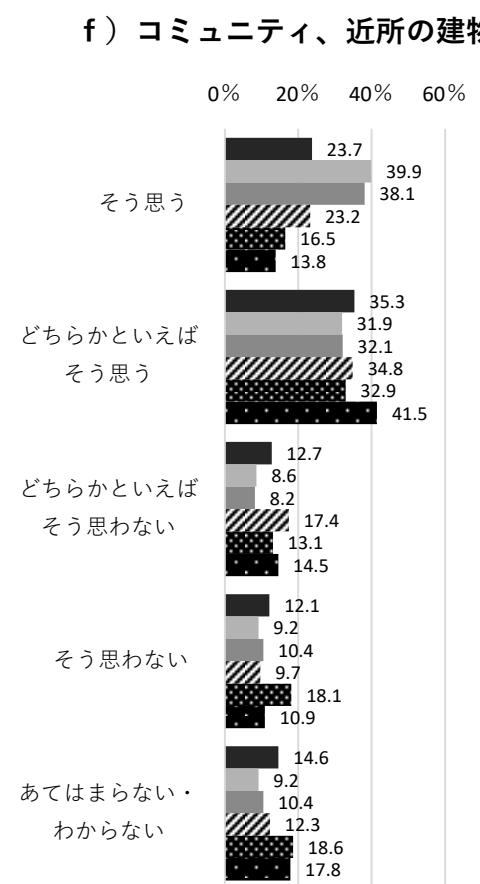
「どちらかといえばそう思う」が35.3%と最も多く、「そう思う」が23.7%、「あてはまらない・わからない」が14.6%、「どちらかといえばそう思わない」が12.7%、「そう思わない」が12.1%となっています。

年齢別にみると、「そう思う」の割合は20代までは2割を超えていましたが、30代以上では2割を下回っています。

年齢別



年齢別



■ 全体(n=965) ■ 16歳～19歳(n=163)
■ 20歳～24歳(n=134) ■ 25歳～29歳(n=155)
■ 30歳～34歳(n=237) ■ 35歳～39歳(n=275)

■ 全体(n=965) ■ 16歳～19歳(n=163)
■ 20歳～24歳(n=134) ■ 25歳～29歳(n=155)
■ 30歳～34歳(n=237) ■ 35歳～39歳(n=275)

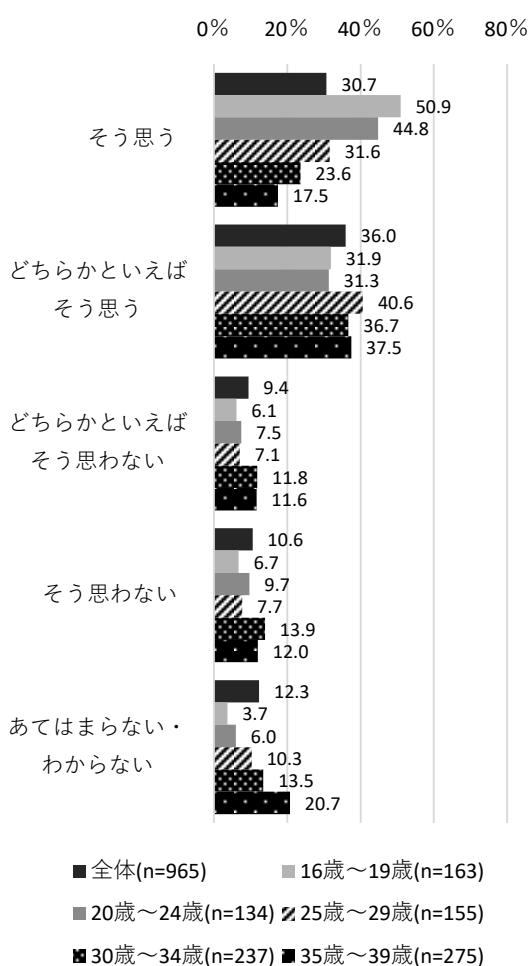
g)インターネット空間(SNS、YouTube、オンラインゲームなど)

「どちらかといえばそう思う」が36.0%と最も多く、「そう思う」が30.7%、「あてはまらない・わからない」が12.3%、「そう思わない」が10.6%、「どちらかといえばそう思わない」が9.4%となっています。

年齢別にみると、「そう思う」の割合は年齢が低いほど高くなっています。

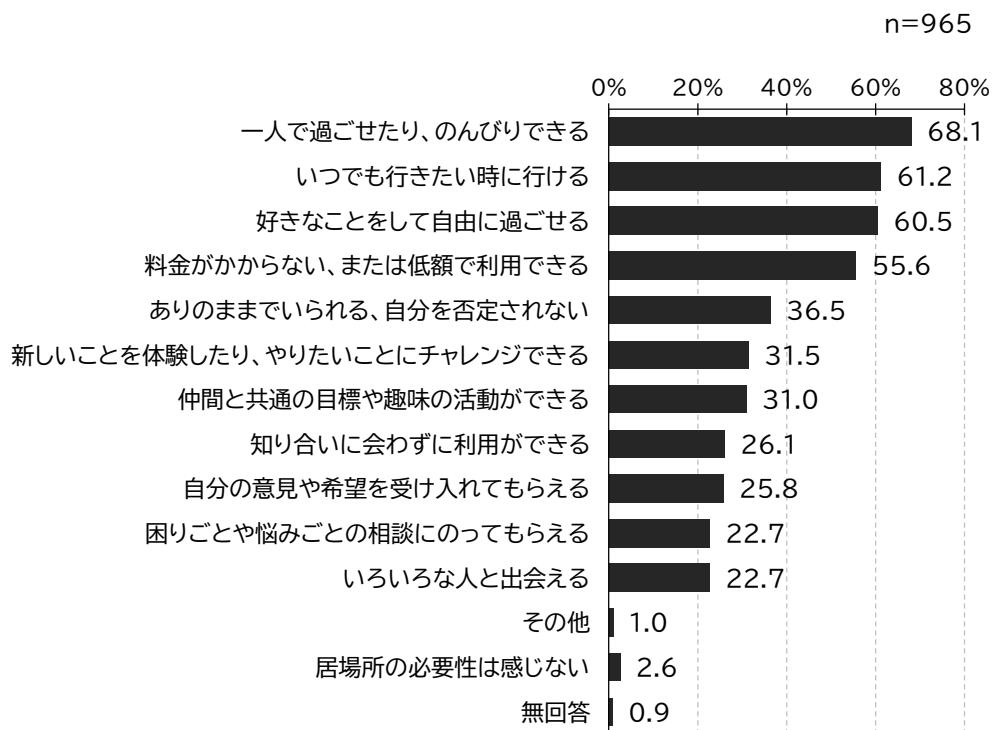
年齢別

g) インターネット空間



問 どのような“居場所”があれば利用したいと思いますか(複数回答)

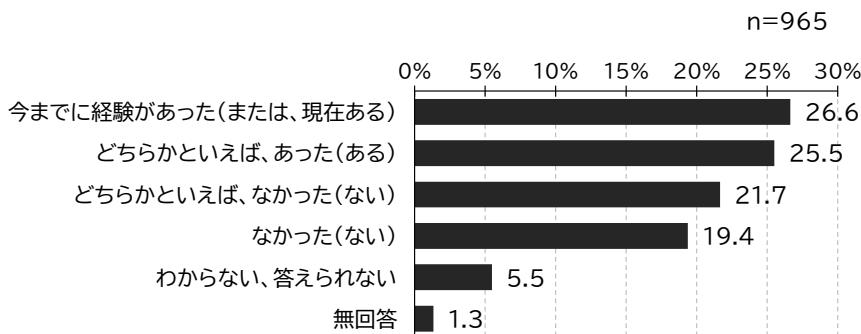
「一人で過ごせたり、のんびりできる」が 68.1%と最も多く、「いつでも行きたい時に行ける」が 61.2%、「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.5%、「料金がかからない、または低額で利用できる」が 55.6%、「ありのままでいられる、自分を否定されない」が 36.5%となっています。



(5)社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験

問 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験がありましたか

「今までに経験があった（または、現在ある）」が26.6%と最も多い、「どちらかといえば、あつた（ある）」が25.5%、「どちらかといえば、なかつた（ない）」が21.7%、「なかつた（ない）」が19.4%、「わからない、答えられない」が5.5%となっています。

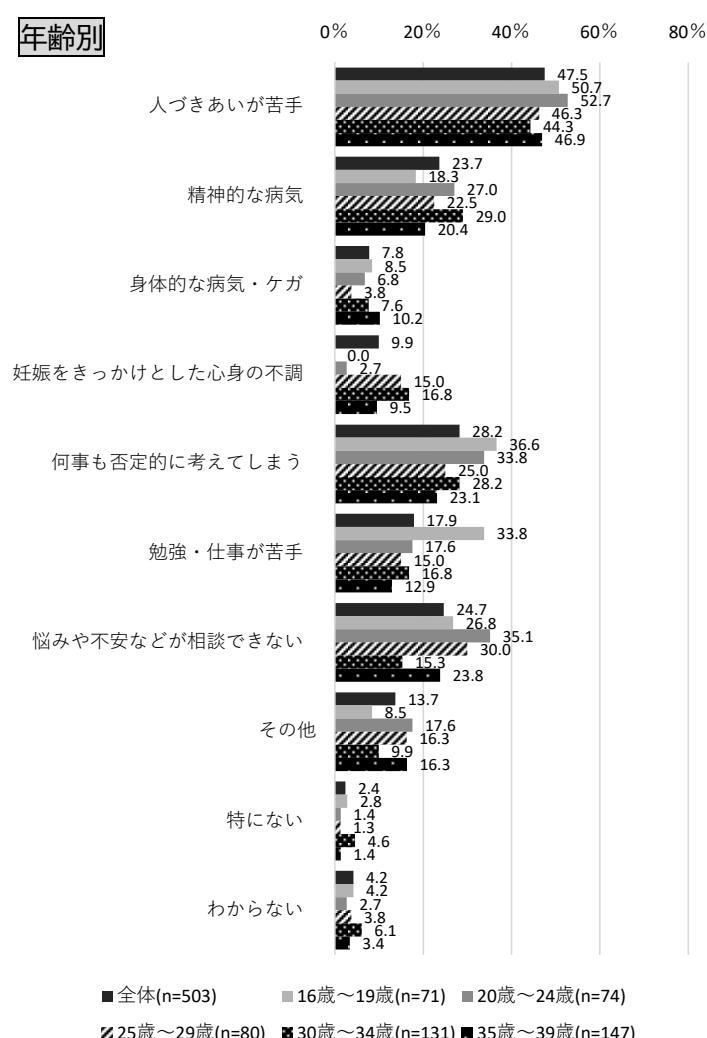


「今までに経験があった（または、現在ある）」「どちらかといえば、あつた（ある）」と答えた人

問 そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因は何ですか（複数回答）

「人づきあいが苦手」が47.5%と最も多く、「何事も否定的に考えてしまう」が28.2%、「悩みや不安などが相談できない」が24.7%、「精神的な病気」が23.7%、「勉強・仕事が苦手」が17.9%となっています。

年齢別にみると、「人づきあいが苦手」の割合は16歳～19歳、20歳～24歳で過半数となっています。



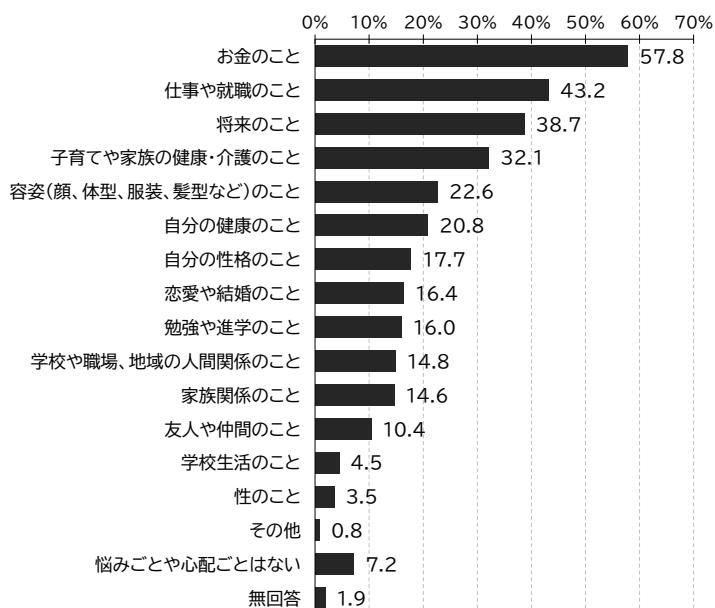
(6) 悩みごとや心配ごとと相談先

問 次のような悩みごとや心配ごとがありますか(複数回答)

「お金のこと」が 57.8% と最も多く、「仕事や就職のこと」が 43.2%、「将来のこと」が 38.7%、「子育てや家族の健康・介護のこと」が 32.1%、「容姿(顔、体型、服装、髪型など)のこと」が 22.6% となっています。

年齢別にみると、全体で最も多い「お金のこと」の割合は 16 歳～19 歳で 38.7% のところ、20 代以上になると過半数となり、総じて年齢が上がるほど割合が高くなる傾向がみられます。

n=965



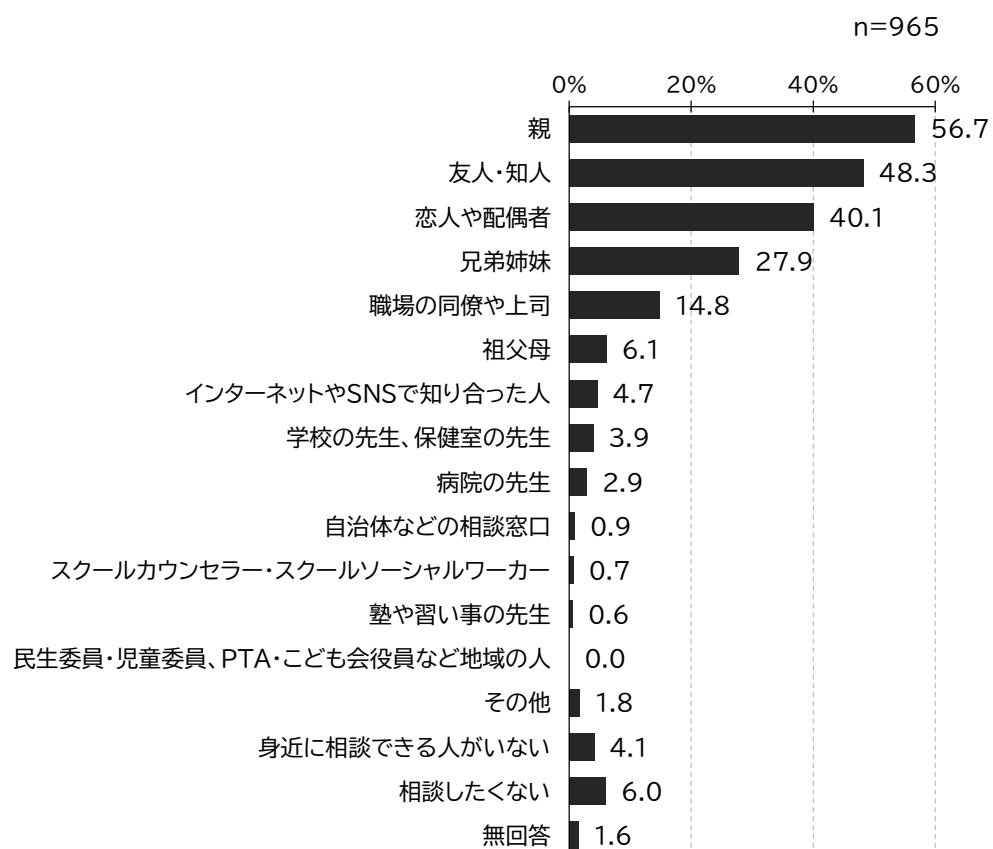
性別・年齢別

		合計 (人) (%)	勉強や進学 のこと	友人や仲間 のこと	学校生活の こと	仕事や就職 のこと	恋愛や結婚 のこと	自分の性格 のこと	自分の健康 のこと	お金のこと	容姿(顔、 体型、服装、 髪型など)の こと
全体		965	16.0	10.4	4.5	43.2	16.4	17.7	20.8	57.8	22.6
性別	男性	324	16.4	10.2	4.3	39.8	16.0	13.9	17.6	58.3	14.5
	女性	619	15.8	10.3	4.7	44.9	16.5	19.4	22.3	58.0	26.5
	その他	3	33.3	33.3	0.0	66.7	66.7	100.0	0.0	66.7	66.7
	答えたくない	18	11.1	11.1	0.0	38.9	11.1	16.7	33.3	44.4	27.8
年齢別	16歳～19歳	163	63.8	25.2	19.6	30.7	16.6	20.9	14.1	38.7	27.0
	20歳～24歳	134	21.6	20.9	6.0	51.5	26.1	23.9	19.4	53.0	31.3
	25歳～29歳	155	2.6	5.8	0.0	44.5	23.2	17.4	22.6	63.2	22.6
	30歳～34歳	237	2.5	4.2	0.4	46.8	12.2	17.7	19.8	62.0	20.7
	35歳～39歳	275	4.0	4.4	0.7	42.9	11.3	13.1	25.5	65.1	17.5

		合計 (人) (%)	性のこと	将来のこと	学校や職場、 地域の人間関係の こと	家族関係の こと	子育てや家 族の健康・介 護のこと	その他	悩みごとや心 配ごとはない	無回答
全体		965	3.5	38.7	14.8	14.6	32.1	0.8	7.2	1.9
性別	男性	324	4.6	34.0	11.1	13.3	24.1	0.9	8.0	1.9
	女性	619	2.6	41.4	16.6	15.3	37.0	0.6	6.6	1.5
	その他	3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない	18	11.1	33.3	16.7	11.1	16.7	5.6	11.1	16.7
年齢別	16歳～19歳	163	4.3	34.4	11.0	12.3	6.1	0.0	10.4	0.6
	20歳～24歳	134	4.5	38.8	10.4	9.7	8.2	0.0	11.2	0.7
	25歳～29歳	155	4.5	47.1	20.0	19.4	36.8	0.6	6.5	2.6
	30歳～34歳	237	2.5	39.2	16.0	11.8	42.6	1.7	5.9	2.1
	35歳～39歳	275	2.9	36.0	15.3	18.2	47.6	1.1	4.7	2.2

問 悩みごとや心配ごとがあるとき、相談できると思う人は誰ですか(複数回答)

「親」が 56.7%と最も多く、「友人・知人」が 48.3%、「恋人や配偶者」が 40.1%、「兄弟姉妹」が 27.9%、「職場の同僚や上司」が 14.8%となっています。

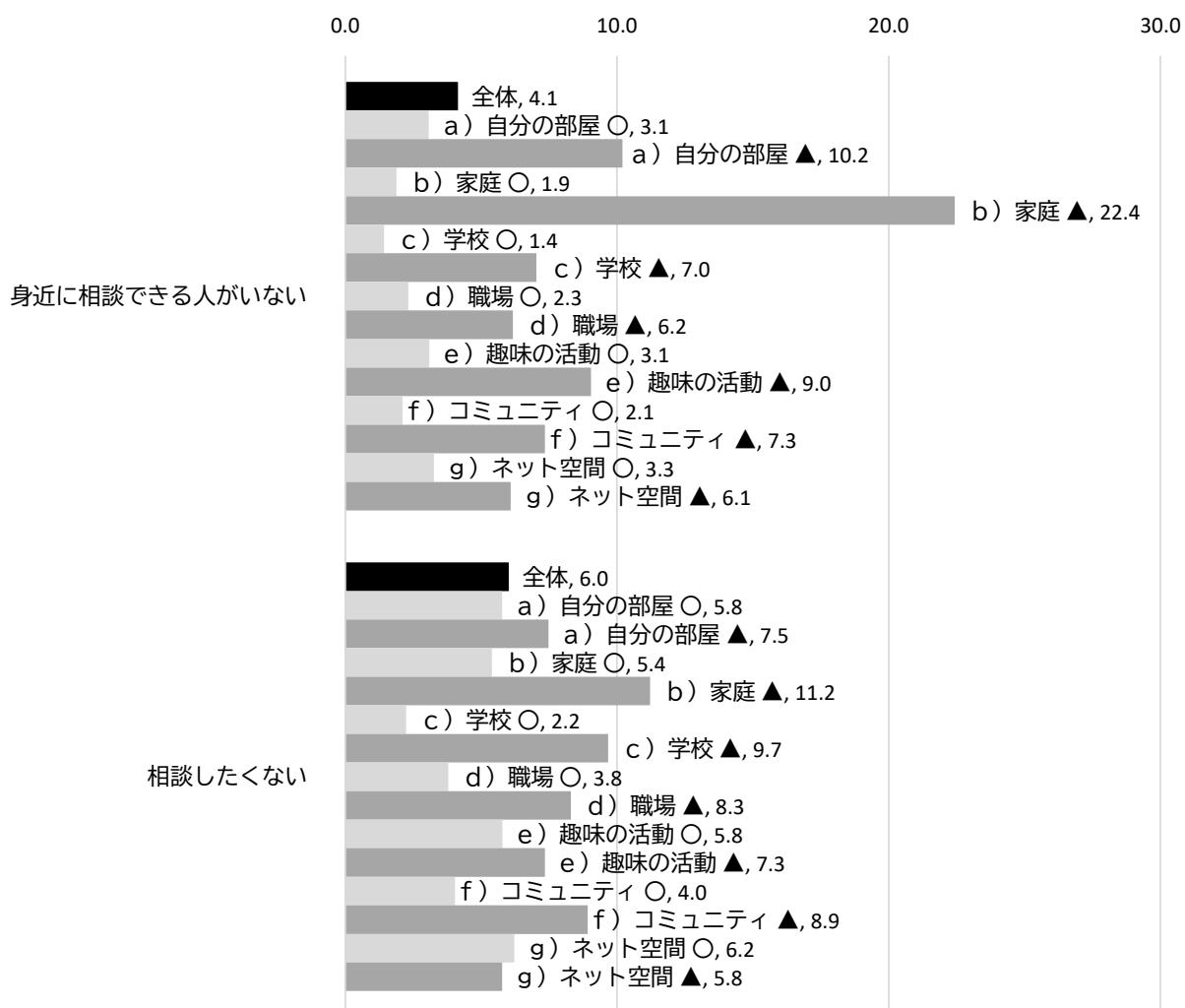


相談先がない・相談したくない人と居場所の有無

「身近に相談できる人がいない」「相談したくない」と回答した人について、居場所の a) ~ g) それぞれで安心できる場所、居心地の良い場所などになっている人（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」=○と表示）と、なっていない人（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」「あてはまらない・わからない」=▲と表示）の別に集計しました（無回答を除いて集計）³。

「身近に相談できる人がいない」と答えた人では、a) ~ g) のいずれでも居場所になっていない人 (=▲) の割合が高くなっています。

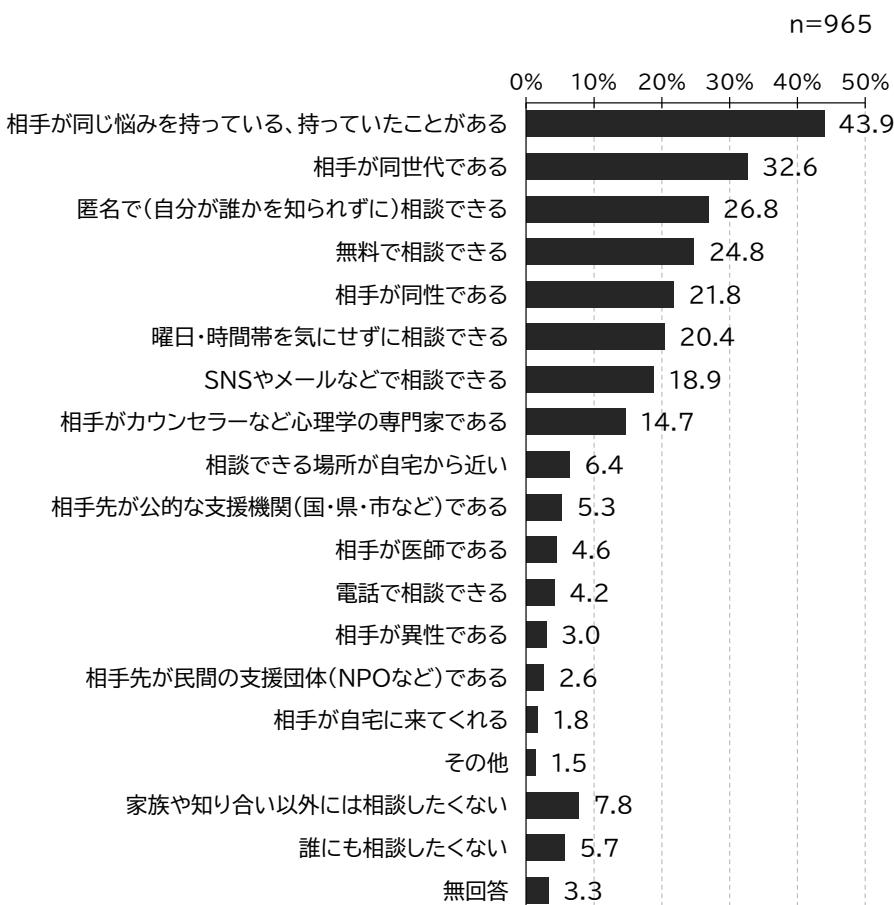
「相談したくない」と答えた人では、a) ~ f) では居場所になっていない人 (=▲) の割合が高くなっていますが、「g) ネット空間」では居場所になっている人 (=○) の割合がわずかながら高くなっています。



³ グラフに示す数値（割合）は、居場所の a) ~ g) それぞれに回答した人の数を母数とした割合です。

問 家族や知り合い以外に相談するとき、どのような場合なら相談したいと思いますか
(複数回答)

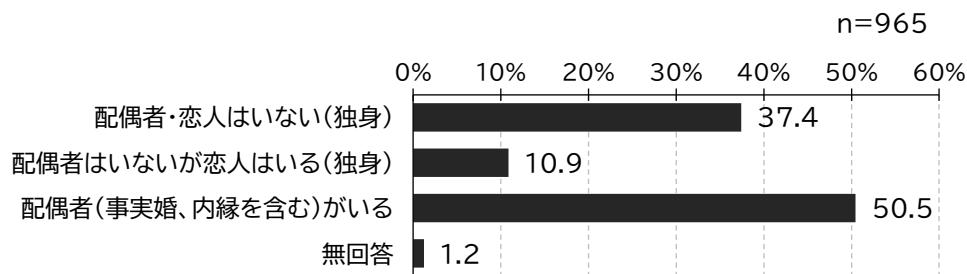
「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が 43.9%と最も多く、「相手が同世代である」が 32.6%、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」が 26.8%、「無料で相談できる」が 24.8%、「相手が同性である」が 21.8%となっています。



(7)結婚観・こどもをもつことへの考え方

問 現在の婚姻状況(初婚・再婚の別を問わず)・恋愛状況をお答えください

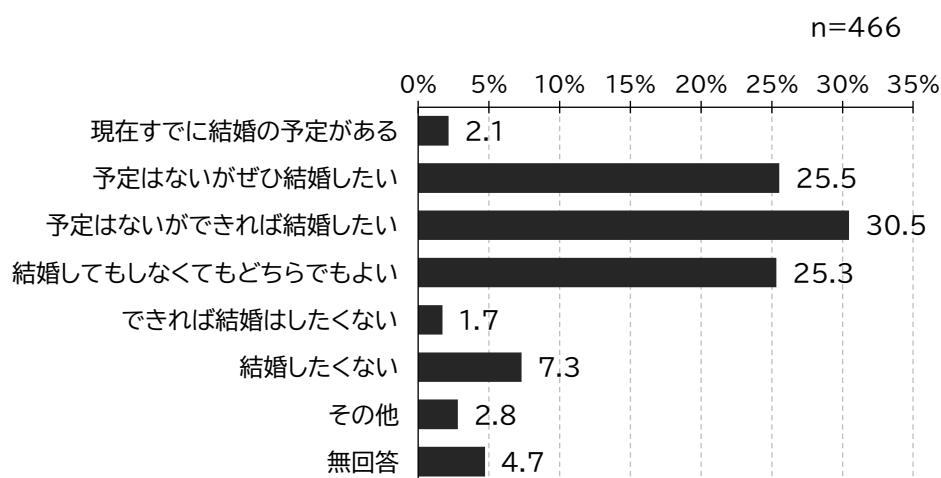
「配偶者（事実婚、内縁を含む）がいる」が50.5%と最も多く、「配偶者・恋人はいない（独身）」が37.4%、「配偶者はいないが恋人はいる（独身）」が10.9%、「配偶者はいないが恋人はいる（独身）」が10.9%となっています。



「配偶者・恋人はいない(独身)」「配偶者はいないが恋人はいる(独身)」と答えた人

問 結婚についてどのように考えていますか

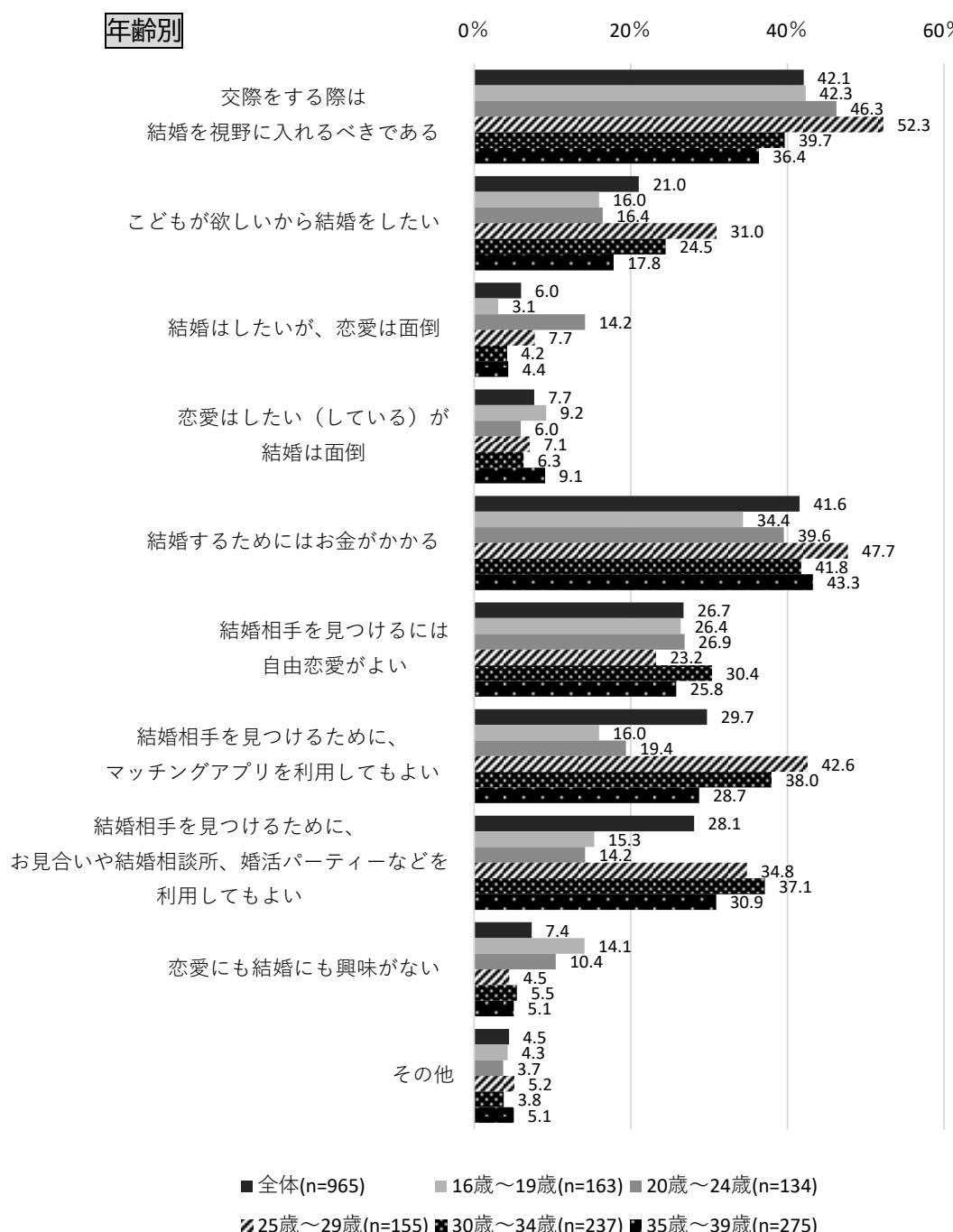
「予定はないができれば結婚したい」が30.5%と最も多く、「予定はないがぜひ結婚したい」が25.5%、「結婚してもしなくともどちらでもよい」が25.3%、「結婚したくない」が7.3%、「その他」が2.8%となっています。



問 恋愛や結婚についてあなたのお考えに近いものを教えてください(複数回答)

「交際をする際は結婚を視野に入れるべきである」が42.1%と最も多く、「結婚するためにはお金がかかる」が41.6%、「結婚相手を見つけるために、マッチングアプリを利用してもよい」が29.7%、「結婚相手を見つけるために、お見合いや結婚相談所、婚活パーティーなどを利用してもよい」が28.1%、「結婚相手を見つけるには自由恋愛がよい」が26.7%となっています。

年齢別にみると、アプリ、結婚相談所・婚活パーティーなどに肯定的な意見は25歳以上で割合が高くなっています。

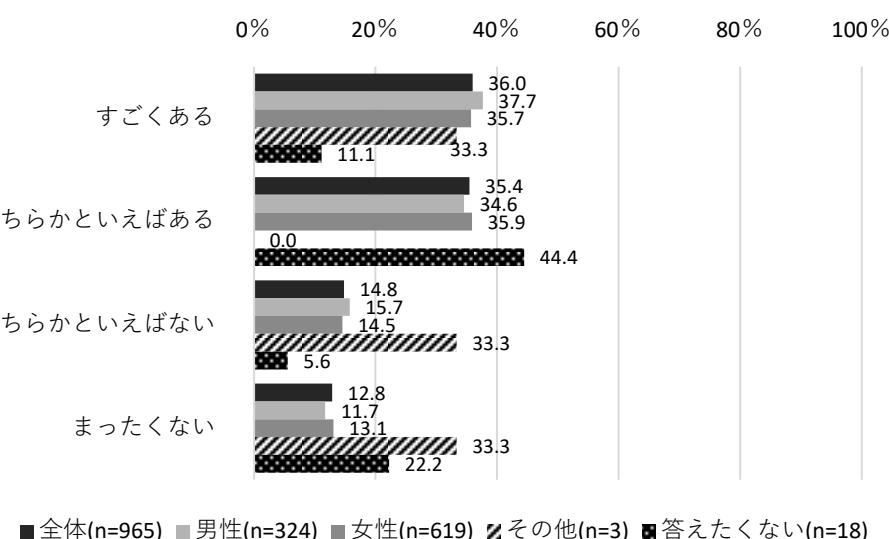


問 「将来こどもが欲しい」または「もっとこどもが欲しい」という気持ちはありますか

「すごくある」が36.0%と最も多い、「どちらかといえばある」が35.4%、「どちらかといえばない」が14.8%、「まったくない」が12.8%となっています。

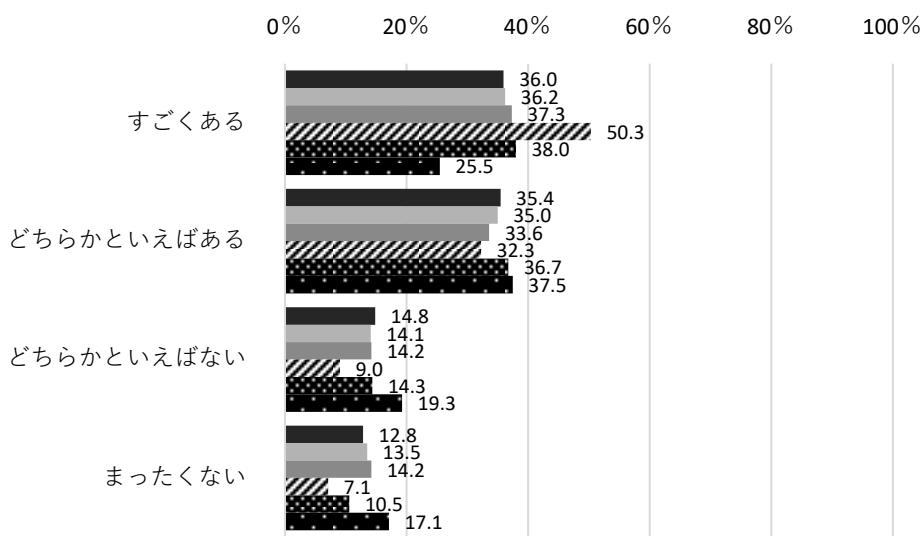
「まったくない」を性別にみると、わずかながら女性のほうが男性より割合が高くなっています。

性別



■ 全体(n=965) ■ 男性(n=324) ■ 女性(n=619) □ その他(n=3) ■ 答えたくない(n=18)

年齢別



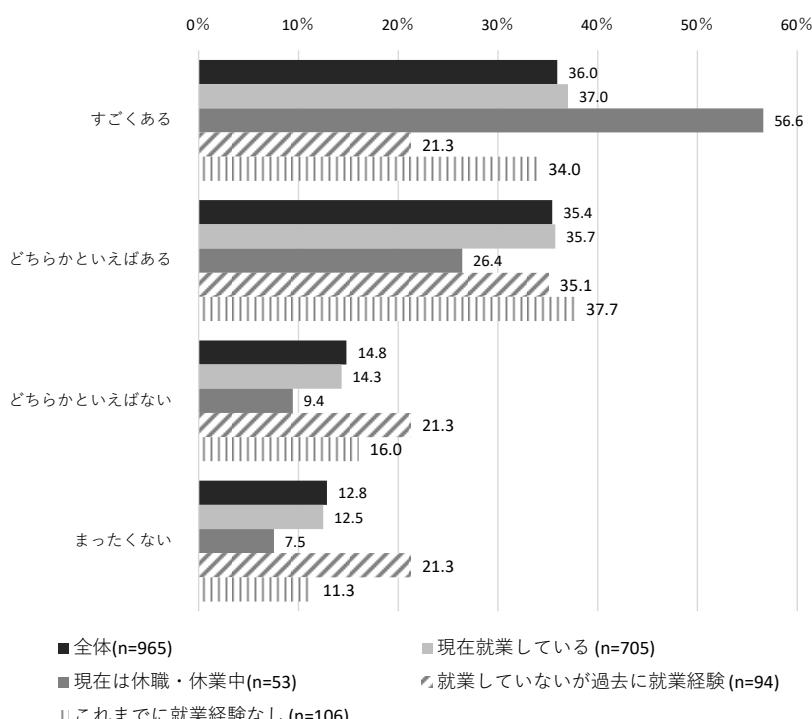
■ 全体(n=965) ■ 16歳～19歳(n=163) ■ 20歳～24歳(n=134)

□ 25歳～29歳(n=155) ■ 30歳～34歳(n=237) ■ 35歳～39歳(n=275)

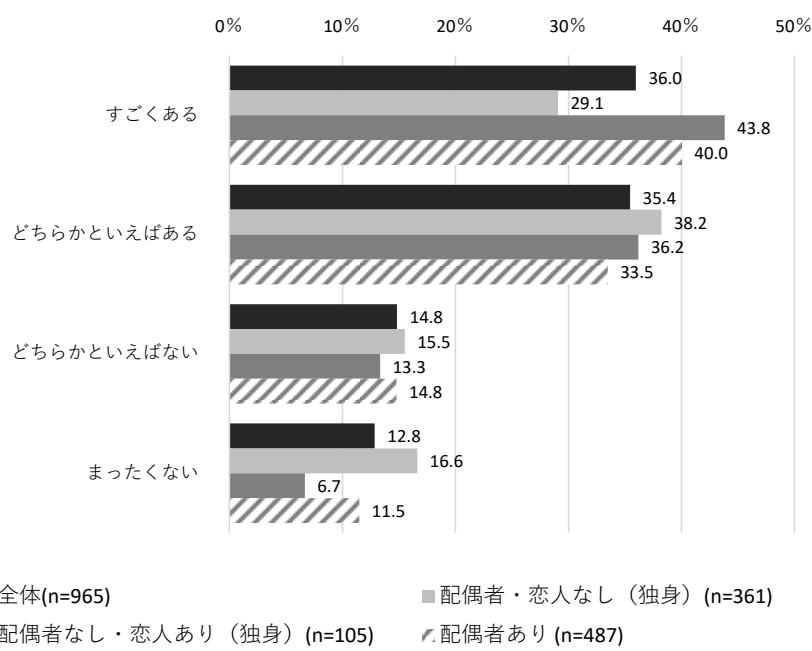
子どもをもつことへの気持ちを就業経験別にみると、「すごくある」では、現在は休職・休業中の人の割合が最も高くなっています。「まったくない」では、就業していないが過去に就業経験がある人の割合が最も高くなっています。

結婚・恋愛状況別にみると、「すごくある」では、配偶者なし・恋人あり（独身）の人の割合が最も高く、次いで配偶者ありの人の割合が高くなっています。「まったくない」では、配偶者・恋人なし（独身）の人の割合が最も高くなっています。

就業経験別



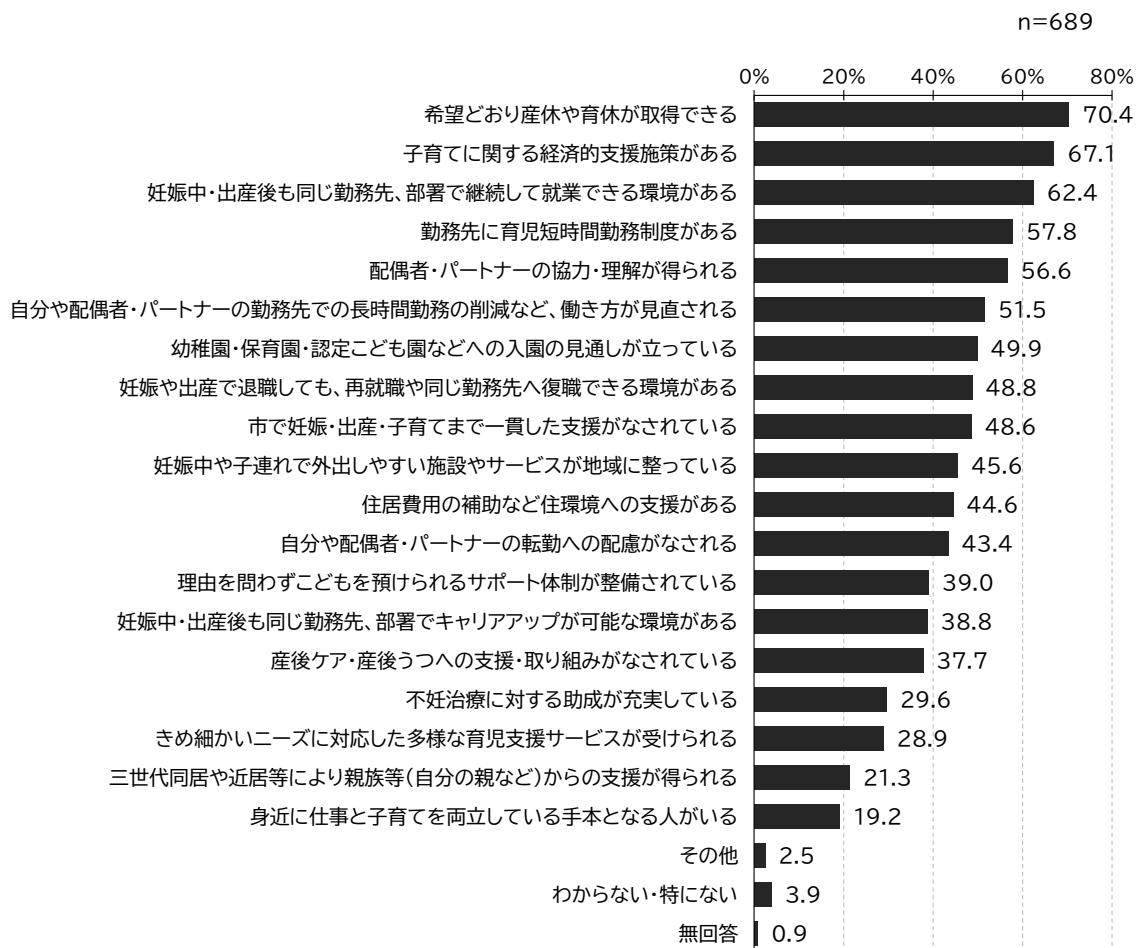
結婚・恋愛状況別



「すごくある」「どちらかといえばある」と答えた人

問 希望することの数をもつために、どのような環境や支援があればよいと思いますか(複数回答)

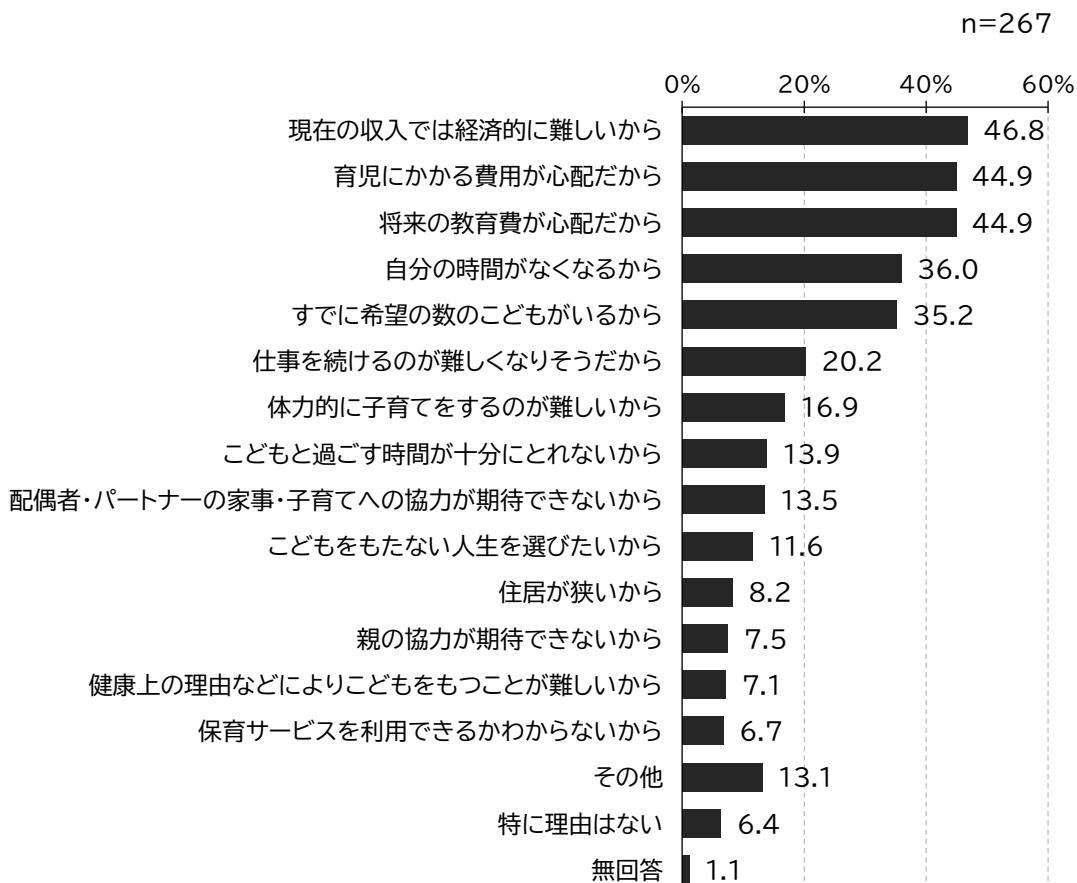
「希望どおり産休や育休が取得できる」が70.4%と最も多く、「子育てに関する経済的支援施策がある」が67.1%、「妊娠中・出産後も同じ勤務先、部署で継続して就業できる環境がある」が62.4%、「勤務先に育児短時間勤務制度がある」が57.8%、「配偶者・パートナーの協力・理解が得られる」が56.6%となっています。



「どちらかといえばない」「まったくない」と答えた人

問 こどもを欲しいという気持ちがない理由は何ですか(複数回答)

「現在の収入では経済的に難しいから」が46.8%と最も多い、「育児にかかる費用が心配だから」および「将来の教育費が心配だから」が44.9%、「自分の時間がなくなるから」が36.0%、「すでに希望の数のこどもがいるから」が35.2%となっています。

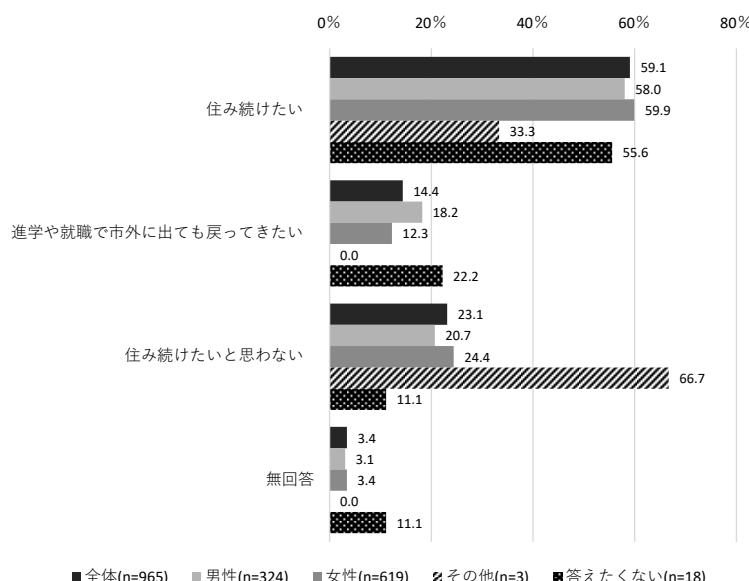


(8)唐津市での暮らし

問 今後も唐津市に住み続けたいと思いますか

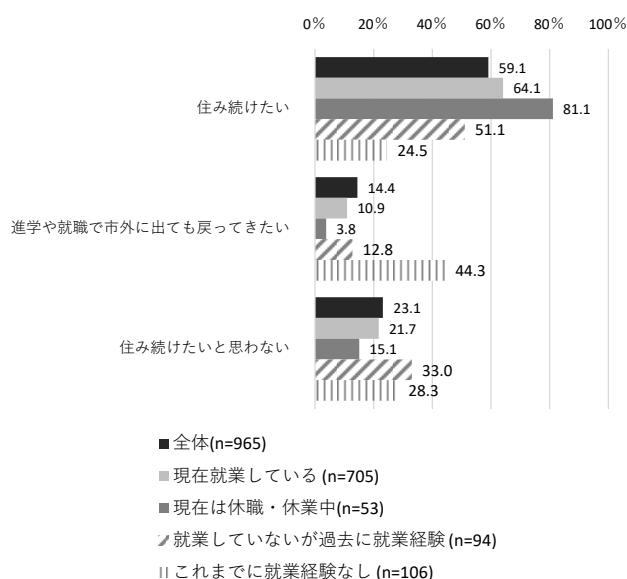
「住み続けたい」が 59.1%と最も多く、「住み続けたいと思わない」が 23.1%、「進学や就職で市外に出ても戻ってきたい」が 14.4%となっています。

性別



就業経験別にみると、住み続けたい人では、「現在は休職・休業中」が最も多く、次いで「現在就業している」となっています。住み続けたいと思わない人では、「就業していないが過去に就業経験」が最も多く、次いで「これまでに就業経験なし」となっています。現在就業していない人では居住継続の意向が低くなる傾向がうかがえます。

就業経験別



住み続けたい人の理由

全体として、「地元への愛着」「自然環境のよさ」「福岡へのアクセスのよさ」など、唐津ならではの魅力を理由にあげる声が多くなっています。一方、「家を建てたから」「転居する理由がない」など、現状の生活の定着による消極的な理由もみられます。特に自然と利便性のバランスを評価する声が多く、唐津市が「ちょうどよいまち」といった感覚で認識されていることがうかがえます。

カテゴリー	主な意見の要約
地元・愛着・家族のつながり	生まれ育った場所／地元が落ち着く／唐津が好き／家族・友人が近くにいる
住みやすさ・暮らしやすさ	住み慣れている／住みやすい／田舎でも都会でもなくちょうどよい環境
自然環境・風景・気候のよさ	自然が豊か／海・山がある／自然災害が少ない
利便性・交通アクセスのよさ	福岡などの都市部へのアクセスが良い／買物や交通などの利便性が高い
仕事・職場・生活基盤	家や土地を所有している／職場が近い
子育て環境・教育環境	自然に囲まれた中でこどもを育てられる環境／給食費無償化等の子育て支援がある
不便さ・転居の面倒など消極的理由	引っ越す理由がない／都会は厳しい／知らない土地に行くのが怖い／家庭事情
伝統・祭り・文化への誇り	「唐津くんち」があるから

進学や就職で市外に出ても戻ってきたい人の理由

全体として、「地元への愛着」「自然の豊かさ」「暮らしやすさ」を理由に、将来的に唐津に戻りたいと考える意見が多くみられます。特に、「都会すぎず田舎すぎないちょうどよさ」の声が目立ち、住環境バランスのよさを感じていることがうかがえます。

カテゴリー	主な意見の要約
地元・愛着・安心感	生まれ育った場所／安心する／実家がある／地元が一番
自然環境・風景の魅力	自然が豊か／海・山・川がある
住みやすさ・暮らしやすさ	住みやすい／慣れている場所
人の温かさ・地域性	「唐津くんち」を毎年見たい／人が温かい／文化や歴史を誇りに思っている
食・物価・生活コスト	食べ物がおいしい／手頃な価格でおいしい食材が手に入る
都会への憧れ・一時的離脱	都会への憧れがある
利便性・アクセス	福岡や佐賀などへのアクセスが良い
子育て環境・安全性	子育て支援が充実している／こどもがのびのび過ごせる環境

住み続けたいと思わない人の理由

全体として、「雇用・賃金・産業の乏しさ」「娯楽・商業・文化施設の不足」「公共交通機関の不便さと自動車依存」などの面で、若者・子育て世帯の生活・成長機会が不足しているという認識があるようです。また「子育て支援・教育・医療」「治安・地域性」「行政・料金・物価」への不満など、複合的な理由から「市外に出たい」という心理をつくり出しているようにも思われます。一方、「他地域で経験を積みたい」といった、市内に戻る可能性のある意見もみられます。

カテゴリー	主な意見の要約
人間関係・コミュニティの狭さ	人間関係の文化が合わない／コミュニティが狭い／地域のしがらみがつらい
雇用・賃金・産業の乏しさ	賃金が安い／就職先が限られる／希望する職種がない
交通・公共交通の不便・自動車依存	移動が車に依存している／電車やバスが不便／老後まで生活できない
子育て支援・教育・医療の不満	子育て支援の薄さ／教育水準の低さ／医療機関の不足
他地域志向・UIJ ターン意向	都会に住みたい／地元に帰りたい／海外でやりたいことがある
娯楽・商業・文化施設の不足	商業施設が少ない／遊ぶ場所がない
治安・マナー・地域性への不安	治安が悪い
行政・税金・物価・料金への不満	生活に対する支援が少ない／公園に駐車場がない／税金が高い
住宅費・家賃・生活コスト	家賃が高い／テレビを見るためにお金がかかる／水道料金が高い
必要性がない・特に理由なし	唐津に住み続ける理由がない／住む場所にこだわりはない／仕事のために住んでいる
若者・出会い・活気不足	発展がない／若者の声が届かない／活気がない／出会いがない

こうすれば唐津市がもっと住みやすくなると思うアイデア

最も多い意見は大型商業・娯楽拠点の充実で、福岡に頼らず市内で完結する遊び・買物環境を求める声が多くなっています。公共交通機関の増便・道路改善、子育て給付など家計支援を望む声も多くなっています。

雇用・賃金の底上げ、観光・イベントの発信、公園・空き家・ごみ等の基盤整備、教育・安全、行政DXや高齢者移動支援まで、生活全体の質の向上を志向する声がみられます。

カテゴリー	主な意見の要約
娯楽・商業・文化施設	大型ショッピングモール／アミューズメント複合施設／映画館／大人からこどもまで遊ぶことができる施設
公共交通（鉄道／バス／料金／本数／道路／渋滞）	電車・バスの増便／道路の舗装・管理／渋滞の解消／交通網の拡大
子育て支援・少子化対策（給付／無償化／保育）	子育て支援の充実／子育て家庭への給付金／高校生までの医療費の無償化／保育料の無償化／出産費用の助成
住宅・暮らしコスト（家賃／水道／光熱費／税）	減税／家賃を下げる／生活費の補助・給付金／テレビ料金の無償化／光熱費の負担軽減
雇用・賃金・産業／企業誘致	最低賃金・基本給の引き上げ／就職・アルバイト先の拡大／収入安定／働き方の多様化／ワーク・ライフ・バランスの確保／起業支援
観光・ブランド／イベント・PR	フェス・イベントの開催／唐津のよさをいかした観光事業への注力／唐津のPRの強化
インフラ整備（区画／空き家／公園／トイレ／ごみ）	ボールを使える・広い公園の増設／空き家の解体・活用／住民協働によるまちづくり／ごみ問題の解決
教育・学校（学力／設備／学習環境／大学）	大学等の教育施設の創設／学習環境の充実／スクールバスの拡大／就学援助
安全・治安・交通マナー／街灯	街灯を増やす／交通の取締り／治安の維持／登下校の見守り
医療（小児科／産婦人科／医療費）	小児科を増やす／若い世代に対する不妊治療の支援／小児科のWEB予約
行政運営・DX／手続き簡素化	手続きのオンライン化・簡素化／行政の適正な運営／行政が行っている支援の周知
多文化・障がい・インクルージョン	障がいに対する理解・支援／コミュニティの拡大／異文化・多文化交流の機会
高齢者・移動支援（免許返納／オンデマンド／買物代行）	タクシー・バスの割引券／免許返納者・免許不保持者の移動手段を増やす

3 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025

アンケート等だけでは把握の難しいこども・若者の生の声を聴き、日ごろの思いやニーズをより的確に踏まえて施策を検討するため、ヒアリングを実施しました。

本市に対する率直な意見などをお互いに出し合い、発表としてまとめていく中で、一人ひとりが唐津市の未来に主体的にかかわる気持ち持てるよう、グループワークの形式で実施しました。

●参加者

唐津市内在住の16歳から39歳までの人 14人

●実施日時

令和7年12月20日（土） 10：00～12：30

●会場

唐津市役所 1階市民ホール

●実施方法

参加者を近い年代の3グループに分け、グループワーク形式（KJ法）により意見を出し合い、最後にグループごとの発表を行いました。

■内容整理中■

第3章

唐津市における「こどもまんなか社会」

第3章では、この計画でどのような社会を目指していくのかを示します。

現行の子ども・子育て支援事業計画における理念や、本計画の根拠となるこども基本法、唐津市ならではの「地域力」の要素などを踏まえて計画の基本理念を設定します。そして、計画による取り組みの全体像を施策の体系として示します。

- 1 計画の基本理念
- 2 施策の体系



1 計画の基本理念

令和7年3月策定の「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」では、こども基本法の考え方に基づき、全てのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していく計画であるということから、「こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」を基本理念として設定しました。

<第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画の基本理念>

こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津



本計画は、本市における「市町村こども計画」となります。その背景であり根拠でもある「こども基本法」(第三条)において規定されているこども施策の基本理念を確認し、子ども・子育て支援事業計画との深い関連を保ちながらも、より深く総合的な視点で、本市ならではの基本理念を設定したいと考えました。

<こども基本法「6つの基本理念」>

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言うことができ、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

子ども・子育て支援事業計画の基本理念には、「全てのこども」「すこやかな育ち」「幸せな状態（ウェルビーイング）」という3つの方向性が示されています。これは、「こども基本法」や「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」の考え方によつて設定されたものであり、本計画によって目指すところもこれと何ら変わりはありません。

<からつっこ まんなかプランの基本理念>

「からつっこ」の夢を地域で支え 誰もが輝くまち

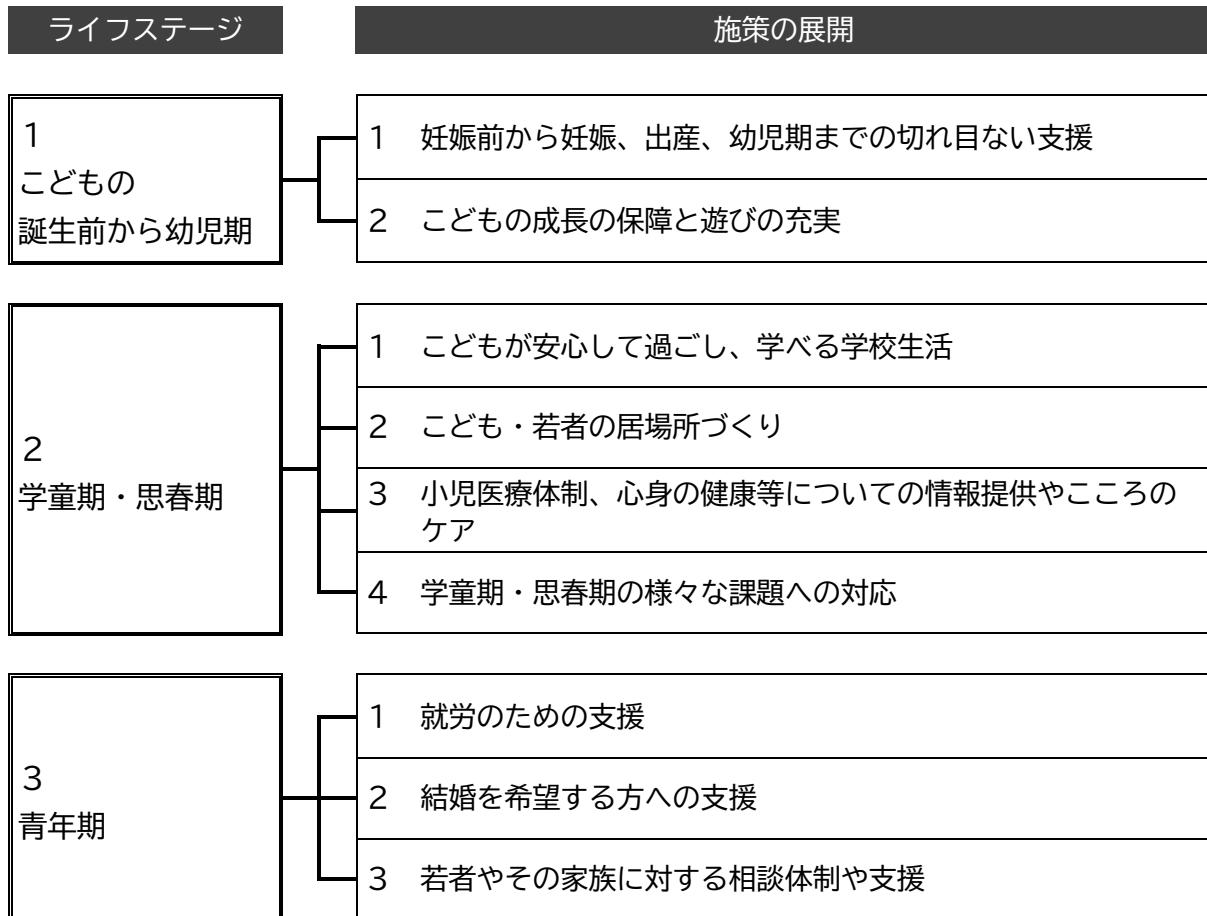
<こども基本法基本理念からの反映>

- 「すべてのこどもは大切にされ」⇒【からつっこ】
- 「意見を言うことができ、さまざまな活動に参加」⇒【誰もが輝く】
- 「今とこれからにとって最もよい」⇒【夢】
- 「喜びを感じられる社会をつくる」⇒【地域で支え】

以上のとおり、「子ども・子育て支援事業計画」における基本理念の方向性やこども基本法の理念との調和を保ちながら、唐津市ならではの「地域で支え」という強みを盛り込み、「『からつっこ』の夢を地域で支え 誰もが輝くまち」を本計画の基本理念として設定します。

2 施策の体系

ライフステージ別の支援（第4章）



ライフステージを通した支援（第5章）

施策の展開

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 2 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 子どもの貧困対策
- 5 困難な状況にあるこども・若者や家庭への支援
- 6 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護
- 7 こども・若者の安全確保
- 8 こども・若者の自殺対策

こども・若者と子育て当事者にやさしい社会づくり（第6章）

施策の展開

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援・家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 地域力をいかしたこども・若者への支援



第4章

ライフステージ別の支援

子どもの誕生前から幼児期は、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。学童期・思春期は、子どもが身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性を育む時期であるとともに、様々なことに悩んだりする繊細な時期もあります。青年期は、成人へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期もあります。

第4章では、子ども・若者や子育て家庭への支援を、その成長段階、ライフステージ別にまとめます。

- 1 子どもの誕生前から幼児期
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期



1 子どもの誕生前から幼児期

1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目ない支援

現状と課題

- 全国的に、第1子の出産年齢が上昇し、妊娠・出産等に対するリスクの増加、早産・低出生体重児の増加などの課題がみられます⁴。子どもを生み、育てたいという気持ちを尊重し、母子の安全を確保することが重要です。
- 本市の出生数は減少傾向が続いているが、子ども・若者アンケートの結果では、将来子どもが欲しい・もっと子どもが欲しいという気持ちが「すごくある」「どちらかといえばある」を合わせて71.4%となっています。子どもをもちたいと考える人が安心して子どもをもつことができる環境を整備することが重要です。
- 妊娠婦の負担軽減を図る取り組み、生まれてくる子どもとその母親の健康管理のサポート、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や、保健・医療制度の周知、相談体制の充実などが求められます。

相談支援体制の充実

母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談でき、支援を受けられる体制の周知を図るとともに、保健指導等を行います。

施策の方向

医療体制の充実

周産期医療体制の充実、妊婦・幼児に対する歯科健診の実施、妊婦健康診査事業、各種予防接種事業を行い、母子ともに生命・健康を守ります。

一人で抱え込まない子育て

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象とした全戸訪問事業や、子ども家庭センターによる全ての妊娠婦や乳幼児に対する切れ目ない包括的支援を通じ、一人で抱え込まない子育てを目指します。



4 厚生労働省令和6年度人口動態統計月報年計(概数)、厚生労働省令和3年度人口動態統計特殊報告より。

具体的な取り組み

母子健康手帳交付

- 1 ➤ 妊娠届出時に、妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していく母子健康手帳を交付します。
- 2 ➤ 母子健康手帳の交付とあわせて妊娠週数に必要な妊婦健康診査受診票を発行し、丁寧な面談をすることでハイリスク妊婦を把握し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

健康増進課

妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導の充実

- 2 ➤ 妊娠期や育児不安の解消を図るため、妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導を行います。

健康増進課

妊婦健康診査事業

- 3 ➤ 母子健康手帳交付時に、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を交付します。
- 4 ➤ 妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康管理や胎児の成長を促すために、疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげ、健康の保持増進を図ります。

健康増進課

妊婦歯科健診

- 4 ➤ 母子健康手帳の発行時に歯科健診の必要性(歯周病菌による早産予防など)を説明します。

健康増進課

妊娠期の栄養指導

5

- 母子健康手帳発行時などを通じて、妊娠中の健康管理を支援するとともに、妊婦健康診査の必要性、適切な体重増加量について説明します。
- 健康への関心が高まりやすい妊婦やその家族に対して、適切な生活習慣を指導します。
- 妊婦健康診査および受診後に、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病などの保健指導を行います。
- 妊婦健康診査や産婦健診の結果に合わせた食事指導や保健指導と、産後の定期的な健診の受診勧奨により将来の生活習慣病発症予防につなげます。

健康増進課

電子母子手帳（からつっこ）アプリ

6

- アプリを使用することで、母子健康手帳交付の事前予約申請とアンケートの入力を行うことができます。また、交付時には事前に入力していただいたアンケートを元に相談、保健指導を行います。

健康増進課

周産期医療体制の充実

7

- 母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談できる体制の周知を図るとともに、相談、保健指導を行います。
- 周産期医療対策委員会および専門部会を実施して、市内における周産期医療体制の状況を把握し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するための体制の確保を図ります。

地域医療課

産婦健診

8

- 母子健康手帳発行時に産婦健診票を2枚発行します。
- 産後2週間、1か月時に健診を実施することで、出産後間もない体と心の状態を確認します。また、医療機関と連携を図り、必要な子育て支援サービスを提供します。

健康増進課

産後ケア事業

9

- 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケアや授乳や相談等の育児支援を行います。
- 市内の産婦人科医療機関で宿泊型（ショートステイ）、日帰り型（デイサービス）のサービスを提供します。また、保健センターの助産師等が自宅を訪問し産後の支援を行うアウトリーチ型サービスも行います。

健康増進課

2か月児相談会

10

- 生後2か月児を対象に発育測定や各種母子保健事業の説明・育児相談を行います。
- 2か月児の発達の特徴や育児について学習します。

健康増進課

乳幼児予防接種

11

- 乳幼児に定期の予防接種を実施し、疾病の罹患を防ぐとともに、継続的な実施で疾病のまん延を予防します。
- 未接種者への個別通知や電話等の工夫で受診勧奨を行い、接種率100%を目指します。

健康増進課

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

12

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うために、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

健康増進課

母子保健推進員の活動事業

13

- こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指します。
- 地域に密着した活動により母子保健の向上に努めます。

健康増進課

14

乳児健康診査

- 出生届時に一人あたり2枚の乳児一般健康診査受診票を交付します。
- 身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことで異常の早期発見・早期治療につなげ、必要に応じて適切な保健指導を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。
- 2か月児相談や赤ちゃん訪問等、保健師と出会う場面で乳児健康診査の重要性を伝え、受診につながるように取り組みます。
- 未受診者には電話連絡や訪問などで周知し、受診率の向上を目指します。

健康増進課

15

親子食育教室

- 離乳食初期の母子を対象に離乳食の必要性と乳幼児期の成長発達を含めた食の大切さ、食に関する知識の普及および育児支援を図ります。

健康増進課

16

7か月児相談

- 生後7か月児を対象に発育測定や発達チェック、育児相談、離乳食相談、歯磨き指導等を行います。
- 7か月児の発達の特徴や育児について学習し、乳児から幼児に成長する過程の中で、生活リズムを整えていくための支援を行います。

健康増進課

17

乳幼児期の栄養指導

- 乳幼児の成長段階に応じて栄養指導を行います。
- 1歳6か月児・3歳児健康診査時などに、肥満・やせの幼児及び保護者に対する栄養指導を行います。
- 食育月間に合わせて、保育所や幼稚園などと連携し、食育の普及・啓発に努めます。

健康増進課

1歳6か月児健康診査

18

- 1歳6か月から1歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行います。
- 未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。

健康増進課

2歳児歯科教室

19

- 2歳児とその保護者に対して、歯科保健の健康教室を実施し、口腔保健の意識の向上に努めます。
- 歯科健診やフッ化物塗布によるむし歯予防の推進だけでなく、心身の発達や育児不安などについての相談支援を行います。
- 対象児にとどまらず親子での歯科健診の受診を勧奨し、家族みんながお口の健康に関心を持ってもらえるような教室にしていきます。

健康増進課

3歳児健康診査

20

- 3歳6か月から3歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行います。
- 未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。

健康増進課

フッ化物塗布事業

21

- 1歳6か月児健康診査、2歳児歯科教室、3歳児健康診査の実施時にフッ化物を塗布することで歯質を強化し、歯の健康に対する意識を高め、むし歯予防につなげます。

健康増進課

フッ化物洗口の推進

22

- 保育所・認定こども園・小学校・中学校において集団でフッ化物洗口を行うことにより、歯質を強化し、むし歯予防につなげます。
- 継続してフッ化物洗口ができるように保育所・認定こども園等をサポートします。
- 1人でも多くのこどもたちが実施できるよう、未実施の園等に理解を深めてもらい、むし歯予防に努めます。

健康増進課

5歳児子育て相談会

23

- 専門家による個別相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減と、5歳児の就学後の不適応を少なくするための支援を行います。
- 5歳児（年中児）を対象とした5歳児健康診査について、医療機関等の関係機関との連携・調整、課題の整理を行い、実施に向けた体制整備を進めています。

健康増進課

こども家庭センター

24

- こども家庭センターにおいて、全ての妊娠婦、こどもや子育て家庭に対して児童福祉機能および母子保健機能による包括的な支援を切れ目なく提供します。

こども家庭センター

妊婦等包括相談支援事業

25

- こども家庭センター（母子保健機能）が一体的に相談支援を行います。
- 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を両機能で連携・協働できるよう、情報共有と連携の強化を図ります。

健康増進課

26

妊娠期から幼児期までのDVや虐待予防への支援

- 子どもの発達に伴う様々な困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実します。
- 乳児全戸訪問、養育訪問により子育ての状況を把握し、適正な相談対応と支援を行います。
- 妊娠期からのDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聴き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行います。

健康増進課／こども家庭センター

27

子育て支援センター

- 子育て支援センターにおいて、妊婦、乳幼児期からの子育てに関する相談や交流、情報提供を行います。
- 子育て支援センターの一層の周知を徹底し、事業の充実を図ります。

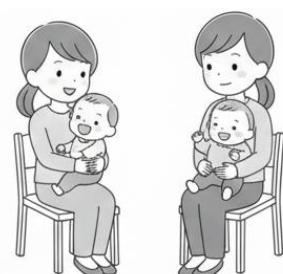
児童保育課

28

からつの赤ちゃん応援事業

- 「からつ子応援ギフト」で赤ちゃん誕生をお祝いするとともに、ギフト配付時に子育てに関する相談業務・市が実施する子育て支援事業の周知に努めます。

こども家庭課



2 こどもの成長の保障と遊びの充実

現状と課題

- 少子化や核家族化などにより、子育て環境は変化を続けており、幼稚園、保育所や認定こども園等における教育・保育への期待は高まっています。また、こどもたちの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校と保育所等との連携体制を強化していくことも重要です。
- 唐津市内では、保育所 36 か所、認定こども園 13 か所、幼稚園 1 か所、地域型保育事業所 4 か所⁵で幼児期の教育・保育を行うほか、地域子ども・子育て支援事業として多様な教育・保育を実施しています。
- 令和 6 年のアンケート⁶、就学前児童保護者の「子育てを行っている方」では、「父母ともに」が 63.3%、「主に母親」が 34.7%「主に父親」が 0.1%となっており、父母いずれかのうちでは母親が子育てを担う状況が多くなっています。一方、「お母さんの就労状況」では、「フルタイムで就労している」が 45.9%、「パート・アルバイト等で就労している」が 30.1%と、幼児期でも母親が就労する傾向が強くみられ、幼児期の保育ニーズへの対応は引き続き重要です。

子育て世帯の地域交流の充実

地域子育て支援拠点事業により、公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。子育てサークルの育成支援の周知を行います。

保育事業の運営向上

施策の方向

通常保育事業を運営し、保育士の人材確保・資質向上に努めます。あわせて、市内全保育所で心身に障がいのある児童の受け入れ体制を整え、こどもたちが健やかに成長できる保育事業に取り組みます。

多様な子育てニーズに対応した保育支援

保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、時間外保育を行います。保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かります。また、病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かります。

5 令和 7 年 3 月末時点。

6 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」 p 49(母親の現在の就労状況)、p 50(子育てに関わっている人)。

具体的な取り組み

地域子育て支援拠点事業

1

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。

児童保育課

子育てサークルの育成支援

2

- 親子遊びやほかの親子との交流、また、保健師等との相談・指導を通じて地域での子育て支援および子育ての不安を解消するため、子育てサークルの周知を行います。
- 市報等により、園等での実施スケジュールについて周知します。

健康増進課／児童保育課

通常保育事業

3

- 保育の必要性についての認定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）および特定地域型保育事業で保育を行います。

児童保育課

延長保育事業

4

- 保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行います。

児童保育課

特別支援保育事業

5

- 保育所において、心身に障がいのある児童の保育を行います。市内全保育所が実施体制を整えています。

児童保育課

認可外保育施設

6

- 保育所と同様の乳幼児の保育を目的とする施設で保育を行います。地域的事情、規模、保護者のニーズ等を考慮しながら取り組んでいきます。
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす運営が行われているか確認し、質の確保に努めます。

児童保育課

預かり保育（幼稚園、1号認定）

7

- 幼稚園において、正規の教育時間終了後も園児を幼稚園で過ごさせる預かり保育を実施します。
- 1号認定の預かり保育を継続し、就労等で家庭保育ができない子育て世代への支援を図ります。

児童保育課

保育士の人材確保・資質向上

8

- 保育士となる人の就職（復職）に伴う出費の負担を軽減するため、「保育士応援事業」を実施し、準備金を給付します。
- 研修会や第三者評価等により保育士の資質向上を目指します。

児童保育課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）

9

- 0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で預かります。

児童保育課



10 一時預かり事業

- 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となつた乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かります。
- 当該事業実施施設の周知を図ります。

児童保育課

11 病児保育

- 病気の回復期にある子どもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かります。〔病後児対応型〕
- 保育所等の保育中に微熱を出すなど体調不良となった子どもを保護者が迎えに来るまで緊急的に預かります。〔体調不良児対応型〕
- 当該事業実施施設の周知を図ります。

児童保育課

12 保育所・認定こども園等や学校における食育推進

- 栄養教諭、学校栄養職員と協働しながら食育の推進と学校給食指導の充実を図ります。
- 地域人材や関係団体を活用しながら食育を推進します。
- 健康づくり推進協議会、健康づくりネットワーク会議を開催し、地域住民や学校、保育会、子育て支援センター等が連携して食育を推進します。

健康増進課／学校教育課／児童保育課／学校給食課

13 事業所内保育事業所

- 労働者を多数雇用する事業所において、様々な就労形態に応じた保育を提供している事業所内保育事業所に対し、必要に応じて立入調査等を行い、安全な保育を確保するための助言等を行います。

児童保育課

保育士に対する障がい児支援のための研修会等の情報提供

14

- 保育士等への障がい児への支援に関する知識・技術の向上を図るため、各種研修会の情報提供を行い、参加を促します。

児童保育課

本が育む親子の絆事業

15

- 生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期に絵本をプレゼントし、読書習慣の定着を通じて今後の人生を豊かなものとします。
- こどもたちを対象にしたイベントを開催し、本への興味を促してこどもの読書活動の推進を図ります。

近代図書館

育児サークル等の機会の提供

16

- 保護者の地域での孤立化を防ぐため、乳幼児相談や家庭訪問時に育児サークル参加を呼びかけます。
- 乳幼児相談や幼児健康診査時に情報の提供を行います。

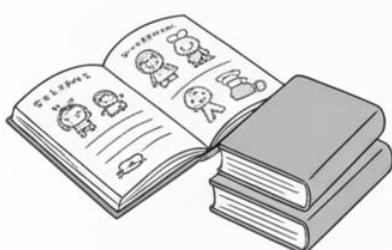
健康増進課

木育

17

- 林業教室を開催して林業および木材の魅力等について普及・啓発を行います。
- 唐津市産木材で制作した木工製品にふれる機会を創出することで、唐津市産木材の利用拡大および新たな担い手の確保につなげます。

農地林務課



2 学童期・思春期

1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活

現状と課題

- こどもたちを取り巻く環境は複雑に変化しています。学校での社会生活を送る中で、安心して過ごせる学校生活環境を整えていくことが必要になります。
- こども・若者アンケートの結果では、学校（卒業した学校も含む）が安心できる場所、居心地の良い場所になっていると思うかに対して「思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答を合わせて30.7%でした。学童期・思春期の多くの時間を過ごす学校が「そこにいたくない」場所にならないよう、子どもの視点に立った配慮も重要です。

学校施設のバリアフリー化の推進

学校で安心して生活できるように、介助者などの人的配置を充実し、多目的トイレやスロープを設置するなど、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

施策の方向

全教職員が子どもの人権を正しく理解し、合理的な配慮の考え方を考慮し、子どもの特性に合った教育課題に対応できるよう、研修会を通じて指導します。

食育の推進

食育月間に合わせて食育の普及・啓発を行います。給食は地産地消の推進に取り組みます。



具体的な取り組み

教職員の男女共同参画意識向上の推進

1

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導します。
- 男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかけます。
- 女性リーダー育成に向けた意識づけを行います。

学校教育課

児童・生徒期の食事

2

- 食育月間に合わせて食育の普及・啓発を行います。
- 学校教育における食育の推進および健康の増進を図る栄養教諭、養護教諭等との連携を図ります。
- 各種健康診査の必要性の説明および健康づくりを推進します。
- 学校教育課など、関係部署との連携を図ります。

健康増進課

特別支援教育事業

3

- 特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力し、障がいおよび発達の状況に応じた細やかな支援を実施します。

学校教育課

学校や公共施設における「生理の貧困」に配慮した支援

4

- 市内小・中学校や公共施設のトイレに生理用品や相談窓口案内カードを設置します。

関係各課

フリー参観

5

- 設定された授業参観日だけでなく、いつでも参観できる環境を整えます。
- 「唐津市教育の日」の授業参観の継続とともに、学校はいつでも自由に参観できる準備があることを地域、保護者へ周知・啓発します。

学校教育課

学校評議員制度およびコミュニティスクール

6

- 学校、家庭および地域が連携協力しながら一体となって、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員の配置やコミュニティスクールの導入検討を行います。

学校教育課

幼保小の連携教育

7

- 児童期の指導上の問題や保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を行うため、保育所・認定こども園等・小学校が連携していきます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教諭や保育士の資質向上を目的に合同研修会を実施します。

学校教育課

施設整備の推進と有効利用

8

- 学校体育施設の開放、施設の利用状況の情報提供を行います。
- 年次的な改修計画を立て、社会体育施設の改修を行います。

教育施設課／スポーツ振興課

教育支援委員会による教育支援

9

- 児童・生徒の就学について、適正な教育支援、特別支援教育の充実および地域社会への啓発を行います。

学校教育課

特別支援学級の環境づくり

10

- 小・中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級で一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを進めます。

学校教育課

教職員の特別支援教育に対する資質向上

11

- 全教職員が障がいの有無にかかわらず、子どもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に發揮できるよう特別支援教育を充実させます。
- 各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施し、特別支援教育への理解促進と充実を図ります。

学校教育課

学校における障がいのあるこどもに対する進路指導の充実

12

- 障がいのあるこどもの有する可能性をいかし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について関係機関に働きかけます。

学校教育課

学校教育施設のバリアフリー化の推進

13

- 学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置を充実させるとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

教育施設課

14

主な施設における避難（学校等）

- 市立の学校等は、児童・生徒等の在校時に地震が発生し、避難の指示等があつた場合または自ら必要と認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に児童・生徒等を避難させます。
- 児童・生徒等を避難させた場合は、市、さらに市教育委員会または県教育委員会に対して速やかに連絡します。

関係各課

15

給食の取り組み（地産地消）

- 市立小・中学校の学校給食においては、可能な限り、地元産の食材を使用した給食を提供します。

学校給食課



2 こども・若者の居場所づくり

現状と課題

○結婚・出産・子育ての時期と考えられる女性の就労増加や、地域差による放課後児童クラブの需要の高まりなど⁷、就学後の子どもの居場所は量・内容とともに求められるものが多様化しています。本市では、市・企業・支援団体の連携を図るとともに、子どもの居場所等支援コーディネーターを設置し、地域力をいかしながらの居場所づくりに取り組んでいます。

○こども・若者アンケートの結果では、どのような“居場所”があれば利用したいと思うかで、「一人で過ごせたり、のんびりできる」が68.1%と最も多く、「いつでも行きたい時に行ける」が61.2%、「好きなことをして自由に過ごせる」が60.5%、「料金がかからない、または低額で利用できる」が55.6%、「ありのままでいられる、自分を否定されない」が36.5%と続いています。自分のペースで、自由・自然にいることができ、低額・無料といった、求められる居場所のイメージがみえてきます。

放課後支援

放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業により、放課後等の安全・安心な居場所を確保し、子どもの健全な育成につなげます。

施策の方向

子どもの居場所づくり支援

子ども食堂・子どもの居場所・子ども宅食実施団体への支援を実施します。また、市内の子ども食堂・子どもの居場所・子ども宅食実施団体に関する情報を、市民や地元企業に向けて発信します。

7 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」 p14(女性の就労)、p81（放課後児童クラブ量の見込みと確保方策の考え方）。

具体的な取り組み

子どもの居場所サポート事業

1

- こども食堂・子どもの居場所・こども宅食実施団体の継続した運営のための後方支援を実施します。
- 市内こども食堂・子どもの居場所・こども宅食実施団体に関する情報を、市民や地元企業に向けて発信し、その意義の周知を図ります。

こども家庭課

2

放課後子ども教室推進事業

- こどもたちの放課後や週末等の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。
- 放課後児童クラブとの連携強化に向け、協議を進めます。

生涯学習文化財課

3

放課後児童健全育成事業

- 就労、疾病その他の理由により、昼間保護者が家にいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

児童保育課

4

いきいき学ぶからつっ子育成事業

- 地域人材を活用した体験活動などを通じ、各学校や地域の実情に応じて地域と連携し、豊かな心で自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を図ります。
- 活動内容は積極的にプレスリリースを行い、家庭や地域に発信を行うとともに、リーフレットを作成するなど活動内容や事業効果をアピールしていきます。

学校教育課

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケア

現状と課題

○性感染症は、10～14歳でも感染者があり、15～19歳になると感染者が大きく増えることがわかっています⁸。本市においても、小・中学生といった若年期からの性教育の必要性は高いと考えられます。

○性的指向とジェンダー・アイデンティティの多様性に関する、国民の理解を進めるための法律が施行されています⁹。

救急医療への対応

児童の急病に対応するため、小児救急センターにおいて診療を行います。

若年期の性教育の実施

施策の方向

若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的として、小・中学生を対象に、医師等による講演会等を実施、性教育を行います。

防煙教育

学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、防煙教育を実施します。



8 厚生労働省「性感染症報告数」。

9 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」令和5年6月23日施行。

具体的な取り組み

地域連携小児救急センター

1

- 児童の急病に対応するため、平日は 20 時から翌朝 6 時まで、土曜日の 18 時から翌朝 6 時まで、日曜日・祝日の 9 時から翌朝 6 時まで小児救急センターにおいて診療を行います。

地域医療課

小・中学生に対する性に関する指導支援事業（県事業）

2

- 若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的に、主に小学 4 年生～6 年生と中学 2 年生を対象に、学校医または産婦人科協力医等による講演会等を実施します。

学校教育課

性や性感染症予防に関する学習

3

- 小・中学生において、エイズ教育や性教育の学習を行います。
- 発達段階を考慮しながら系統的に「エイズ教育」を継続して実施します。

学校教育課

防煙教育

4

- 学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むため、防煙教育を実施します。
- 保健分野で発達段階に応じた指導を継続して実施します。

学校教育課

性的マイノリティに対する周知と理解の促進

5

- 市ホームページや広報誌等を通じた啓発活動を行い、性的マイノリティに対する理解を促進します。
- 学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供します。
- 「唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ宣誓制度を運用し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努めます。

学校教育課／生涯学習文化財課／人権・同和対策課

デートDV防止の啓発

6

- 小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行います。

学校教育課

学校での人権・男女共同参画の推進学習機会の充実

7

- 各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会を充実させます。

学校教育課

学校での人権・男女平等教育の推進補助

8

- 学校で開催することも、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供します。

男女共同参画室

心の教育

9

- 道徳および全教育活動の中で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- 年に1回、保護者や地域の方が道徳の授業に参加して学ぶ取り組みとして、「ふれあい道徳」を充実させます。

学校教育課

4 学童期・思春期の様々な課題への対応

現状と課題

- 近年、不登校やいじめは深刻な問題となっています。本市の令和5年度の全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒の割合は小学校で 2.20% (141人)、中学校で 6.89% (211人) となっており、佐賀県全体の不登校児童・生徒の割合よりも高くなっています。不登校には様々な要因が複雑にかかわっている場合が多く、それだけで問題行動であると周囲から受け取られることのないよう配慮する対応も重要です。
- 佐賀県で検挙された刑法犯少年は令和6年10月末時点の113人が令和7年10月末時点では122人と増加しています¹⁰。

学校での心のケア

スクールカウンセラー事業・スクールソーシャルワーカーを通じ、問題を抱える児童・生徒に対する支援を行います。

施策の方向

青少年の健全育成・非行防止

青少年の健全育成および非行防止のため、相談・補導・環境浄化に関する活動と関係者との連携を推進します。

不登校児童生活支援事業

学校復帰への支援を実施します。



10 佐賀県警察「少年非行情勢」(令和7年10月末現在)。

具体的な取り組み

不登校児童生活支援事業

1

- 不登校児童生徒の教育支援室（スマイル）の充実により、学校復帰への支援を行います。

学校教育課

いじめ防止対策事業

2

- いじめのアンケート等を行い、早期発見、即時対応、継続的に再発を防止します。

学校教育課

スクールカウンセラー事業

3

- 児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するカウンセラーを配置し、小学校におけるカウンセリング機能を充実させます。
- 中学校においては県の事業で実施します。

学校教育課

スクールソーシャルワーカーの配置

4

- 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築と支援を行います。
- 県事業として実施しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を充実させます。

学校教育課／生涯学習文化財課

青少年補導、巡回活動、関係機関との連携・支援

5

- 青少年の健全育成および非行防止のため、相談、補導、環境浄化に関する活動を実施し、関係機関との連携を進めます。

生涯学習文化財課

こどもに関する総合相談業務

6

- 青少年の健全育成および非行を防止するための相談活動を行います。
- 早期に相談可能な体制の整備を目指し、学校および関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーおよび臨床心理士を積極的に活用します。

生涯学習文化財課

関係機関・団体と連携したパトロール活動

7

- P T A や地域団体と連携して、登下校時間帯や夜間にこどもを見守る防犯活動を行います。

学校教育課

青少年育成について学校関係者や関係団体等との情報交換

8

- 青少年育成協議会や民生委員、駐在員、警察との定期的な情報交換の場を設定します。

学校教育課

こどもを対象とした防犯指導

9

- 不審者侵入や不審者の声かけに対する防犯教室を実施します。

学校教育課

3 青年期

1 就労のための支援

現状と課題

○こども大綱では、地域にかかわらず、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで将来への展望を持って生活できるようにすることや、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であるとしています。

○こども・若者アンケートの結果による居住意向では、今後も本市に「住み続けたい」が 59.1%と最も多く、「進学や就職で市外に出ても戻ってきたい」が 14.4%となっています。7割以上の方が本市での現在ないし将来の暮らしを希望しており、自由意見の「住み続けたいと思わない理由」も確認しながら、居住意向が上向くような取り組みを検討することも大切です。

起業支援

起業を希望する人に対し情報提供を行います。

施策の方向

就労支援

企業と求職者がマッチングする機会を創出します。

企業立地の促進

若い世代のニーズに合わせた企業を積極的に誘致し、若い世代が意欲的に働くまちを目指します。



具体的な取り組み

起業に関する情報提供

1

- 起業支援や融資制度などに関しての情報提供を行います。

商工振興課

唐津市合同企業相談会＆面接会

2

- 企業と求職者のマッチング機会を創出するため、ハローワークと連携し合同企業就職相談会を開催します。

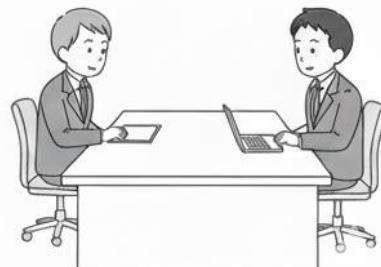
就業推進室

企業立地の促進

3

- 工業団地への製造業系企業の誘致に加え、若い世代のニーズに合わせたIT関連企業などの事務系企業を積極的に誘致し、市民の雇用の受け皿となる企業を増やし、若い世代が意欲的に働くまちを目指します。

企業立地課



2 結婚を希望する方への支援

現状と課題

○こども大綱では、結婚の希望がかなえられない大きな理由が、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないのである」とし、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取り組みを推進することとしています。

○本市の令和5年度の婚姻数は395件、婚姻率（人口千対）は3.4となっています。

○こども・若者アンケートの結果では、独身の人に聞いた結婚についての考え方で、「予定はないがぜひ結婚したい」、「予定はないができれば結婚したい」と回答した人が、合わせて56.0%となっています。結婚の希望を持つ人が過半数であり、結婚につながるような取り組みが必要と考えます。

出会いの場の支援

施策の方向

結婚を希望する男女の出会いの機会創出を支援していきます。

さが出会い系センターの活用

佐賀県と連携し、出会いの支援に取り組むとともに周知に努めます。

具体的な取り組み

出会い系創出事業

1

➤ 結婚を希望する男女の出会いの機会創出を支援していきます。

移住定住促進課

さが出会い系センターの活用（県事業）

2

➤ 佐賀県が運営する結婚相談所「さが出会い系センター」は、結婚を希望する男女の1対1の出会いを応援しています。唐津市内においてもサテライト会場が毎月1回開設されており、会員登録ができます。

➤ 佐賀県と連携し出会いの支援に取り組むとともに周知に努めます。

移住定住促進課

3 若者やその家族に対する相談体制や支援

現状と課題

- こども大綱では、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることとしています。
- こども・若者アンケートの結果では、どこかに助けてくれる人がいると思うかについて、「あてはまる」が 63.8%と最も多かったものの、「あてはまらない」との回答も 8.0%みられました。
- こども・若者アンケートの結果で、悩みごとや心配ごとがあるとき相談できると思う人を居場所の有無別にみると、「身近に相談できる人がいない」、「相談したくない」と回答した人は、自宅、学校、職場、趣味の活動、コミュニティなどが居場所になっていないと思っている人のほうが多くなる傾向がみられました。
- 普段の外出状況や他者との交流が自己肯定感などに影響していることがうかがえます。

SOSを発する相談先の支援

施策の方向

からつ若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの人に、「からつ若者サポートステーション」の周知を行います。



具体的な取り組み

ICTを活用した若者への啓発

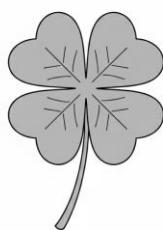
- 1 ➤ 市ホームページからこころの健康のサイトにつながるようにし、情報を得ることでSOSを発信しやすいようにします。

関係各課

からつ若者サポートステーション

- 2 ➤ 働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの人に、就労に向けた専門的な相談、コミュニケーション訓練等の支援を行う「からつ若者サポートステーション」の周知を行います。

福祉総務課／佐賀労働局(厚生労働省)



第5章

ライフステージを通した支援

第5章では、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して総合的に実施すべき取り組み、また、全てのライフステージに共通する取り組みについてまとめます。

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 2 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困対策
- 5 困難な状況を持つこどもや家庭への支援
- 6 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護
- 7 こども・若者の安全確保
- 8 こども・若者の自殺対策



1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

現状と課題

- こども基本法の基本理念の第一に、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」があげられています。
- こども・若者アンケートの結果では、「自分には『自分らしさ』というものがあると思う・少しあると思う」人が合わせて 88.5% となっています。こども・若者が自分らしさを自ら尊重でき、他者からも尊重される環境をつくることが大切です。
- 令和6年のアンケート¹¹、「自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思いますか」で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答は小学5年生で 79.6%、中学2年生で 76.6% となっています。

人権意識の向上

低学年から人権意識を高める取り組みを行います。中学校子育てサロンを通じて、中学生と地域の乳幼児親子のみなさんがふれあう体験をすることで、命の尊さなどを考える場を提供します。

施策の方向

男女共同参画の啓発

地域活動の核となる公民館事業において、全ての講座に誰でも参加できるよう周知し、男女共同参画の意識向上に努めます。

性的マイノリティに対する理解の促進

学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努めます。



11 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」 p.25(自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思いますか)【小5】【中2】対象質問。

具体的な取り組み

人権・同和研修の実施

1

- あらゆる人権問題の正しい理解と認識および差別の解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座等を実施します。企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高めます。

生涯学習文化財課

啓発活動の推進

2

- 一人ひとりの人権をともに認め合い、支え合う社会づくりのための啓発活動を推進します。
- 「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」には広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施します。
- 人権カレンダーなどを作成し、日常の中で人権意識を高める活動を行います。

人権・同和対策課／生涯学習文化財課

子どもの体験活動にかかる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発

3

- 地域活動の核となる公民館事業において、全ての講座に誰でも参加できるよう周知し、男女共同参画の意識向上に努めます。

生涯学習文化財課

性的マイノリティに対する周知と理解の促進（再掲）

4

- 市ホームページや広報誌等を通じた啓発活動を行い、性的マイノリティに対する理解を促進します。
- 学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供します。
- 「唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ宣誓制度を運用し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努めます。

学校教育課／生涯学習文化財課／人権・同和対策課

小学校低学年からの人権意識を高めるための取り組み

5

- 人権意識を高め、男女平等であることを小学校低学年から身につけられるように、人権標語、人権ポスターを募集します。
- 中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会をつくり、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供します。

生涯学習文化財課



2 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- 女性の社会進出の促進や共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、家庭教育、養育の時間の確保が難しい中では、多世代で話したり遊んだりできる多様な体験機会が得られることへのニーズが高まっています。
- 本市の総世帯数に占める外国人世帯数の割合は、令和7年3月31日時点でも1.86%（956世帯）で総じて上昇傾向にあり、外国につながる世帯やそこに属することへの支援、多文化に対する理解の促進が重要です。

多様な体験づくり

思春期ふれあい体験学習、農業・漁業体験、奉仕活動、職場体験活動、市民スポーツ大会、地域スポーツ大会等の開催やスポーツ推進委員によるスポーツ教室等を通じ、視野を広げ、人間性を育みます。

施策の方向

多文化共生の理解促進

多文化共生や国際交流に関するワークショップ等を開催し、多様性の理解を深め、多文化共生の意識を高めます。

郷土における文化支援

「いきいき学ぶからつっ子」育成事業、たくましいからつっ子育成事業、伝統文化に関する補助金等を通じ、郷土愛の醸成や人とのつながりを育む中で、後継者の育成を図ります。



具体的な取り組み

総合学習の時間を活用した小・中学校における福祉教育の推進

1

- 総合的な学習の時間等を活用し、障がい者や高齢者の疑似体験、中学校子育てサロンの実施など、福祉に関する教育を社会福祉協議会などと連携して、小・中学校全校で推進していきます。

学校教育課／生涯学習文化財課／社会福祉協議会

思春期ふれあい体験学習

2

- 小・中・高校生に乳幼児とふれあう機会を設け、命の大切さや父性、母性を養います。

学校教育課／生涯学習文化財課

健康づくりイベントの開催

3

- 生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進します。

スポーツ振興課

中学校子育てサロン

4

- 中学校や公民館内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会をつくり、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施します。

生涯学習文化財課

文化芸術活動の推進

5

- 学校や地域において文化芸術にふれる機会や体験する機会を充実させることにより、豊かな感性と創造性、コミュニケーション能力を育みます。

文化振興課

農業体験・漁業体験等の実施

6

- 小学校および地域において、各種体験活動等を実施します。地域およびJA等の協力を得て、地域一体となった本物にふれる体験活動等を実施します。
- いきいき学ぶからつ子育成事業を活用して、多くの小学校で農業・漁業体験等を実施します。

学校教育課

奉仕活動・体験活動推進事業

7

- 奉仕活動を通して地域活動の活性化を目指しつつ人とのかかわりを学習するもので、地域の人が協力、参加しやすい活動となるように努めます。
- いきいき学ぶからつ子育成事業を活用して、多くの小・中学校でボランティア活動の実施を推進します。

学校教育課

多文化共生の理解推進

8

- 多文化共生や国際交流に関するワークショップ等を開催し、多様性の理解を深め、多文化共生の意識醸成を図ります。

地域政策課

健康・レクリエーションスポーツの推進

9

- 市民スポーツ大会、地域スポーツ大会等の開催、スポーツ推進委員によるスポーツ教室等を開催します。
- スポーツ推進委員を各種研修会へ派遣し、地域における指導者の育成を進めます。
- 更なる普及や成長につながる事業を検討していきます。

スポーツ振興課

職場体験活動

10

- こどもたちが自分の夢である職業、興味のある職業について調べ、体験学習を行うもので、小学校段階から職業講話などキャリア教育と関連付けた取り組みを推進していきます。

学校教育課

社会教育団体補助金

11

- 地域婦人連絡協議会、PTA連合会、こども会、各地区青少年育成協議会、各地区青年団、ボーイスカウト各団などの社会教育団体における運営や各事業に対して補助金を交付し、団体の活動を支援します。また、各団体の独立性を損なわない範囲で、支援の充実化を図ります。

生涯学習文化財課

たくましいからつ子育成事業

12

- 家庭・学校・地域が連携し、青少年の思いやりの心や社会性、主体性、創造性など心豊かな人格形成に貢献するため、自然体験、社会活動体験、郷土学習、世代間交流等の活動を実施します。

生涯学習文化財課

公民館事業

13

- 公民館主催で、料理教室や郷土歴史教室、ものづくり教室などの各種講座を開催し、学びの場の提供とともに住民同士の交流や地域のつながりの強化を図ります。また、会議室やレクリエーションルームの貸し出し、夏祭りの実施などを通して、年代を超えたふれあいの場の提供を行います。

生涯学習文化財課

二十歳の祝典の開催

14

- 旧成人式を継承するものとして、毎年1月に二十歳の祝典を開催します。地元への愛着を深めるとともに、市外に転出された方の参加も受け入れることにより、地元唐津の魅力を再認識するきっかけづくりを行います。

生涯学習文化財課

15

高等学校等の「総合的な探究の時間」との連携

- 高等学校等の「総合的な探究の時間」と連携し、本市が行政として抱える問題や課題の解決策について生徒が1年間研究し、普段強く意識はしていない地元唐津の特性や弱み、魅力や強みをあらためて考えるきっかけをつくり、郷土愛の醸成につなげます。

生涯学習文化財課

16

「いきいき学ぶからつっ子」育成事業

- 各小学校区や中学校区で組織する実行委員会に補助金を交付し、学校、家庭、地域が連携して地域特性をいかした様々な活動に取り組むことで、自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を図ると同時に、郷土を愛する豊かな心を育みます。

学校教育課

17

「わたしたちの唐津市」配布

- 小学3年生を対象に、唐津の歴史、文化、風土を学ぶための副読本を配布し、授業の中で郷土への愛着と誇りを醸成します。

学校教育課

18

伝統文化に関する補助金

- 伝統文化の継承や伝承を行う団体に対して補助金を交付し、団体の活動を支援します。
- 郷土伝統行事や伝統文化、歴史的建築物などを守ることで、郷土を愛する心と地域や人とのつながりを大切にする心を持った後継者の育成を図ります。

文化振興課／生涯学習文化財課

19

金融教育

- 主に社会科や家庭科等において、小学校ではお金の役割、社会の仕組みなど基本的なお金の概念、中学校では家計の構造、社会保険、金融商品の基礎など生活に密着した内容の金融教育を行います。
- 各学校が実情に応じて、保険会社や銀行等による出前講座の実施を検討します。

学校教育課

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

- 本市は離島や中山間地を含む広い地域を有しており、地区により医療資源が異なる状況にあります。医師不足や診療所の継続性の問題は、子どもが急病になった際などの迅速な対応に課題を残し、産婦人科・小児科が限られ、妊娠・出産・小児医療へのアクセスにも地域差が生じやすい状況です。小児・妊娠婦が「住んでいる地区によらず、必要なときに必要な医療にアクセスできる体制」づくりは重要です。
- 産後うつ、子育て疲れ、母親の孤立に対する支援が十分届いていない可能性もあることから、継続・包括的な支援を行う必要があります。
- 中高生や若者世代は、SNSによる不健康なダイエット情報や加工食品中心の食生活などの課題を抱えやすく、幼少期から食育を学び、健康的な生活を送れるようにすることが重要です。

地域における医療体制の確保

生活環境にかかわらず、医療が受けられるように支援します。

健康づくりへの取り組み

施策の方向

がん検診実施・がん予防の普及啓発、健康診査の実施、健康づくり推進協議会を設置し、こども・保護者が健康に過ごせるようにしていきます。

食育の推進

食生活・食育の環境整備、糖尿病性腎症重症化予防事業、食育月間に合わせて、広報などで食育の普及・啓発を行い、健康に生活できるようにします。



具体的な取り組み

身近な地域における医療体制の確保

1

- 離島や中山間地などのへき地に、継続的かつ安定的な一次医療を提供するため、市民病院と離島診療所の連携を強化し、離島・へき地の医療提供体制を確保します。

地域医療課

がん検診実施・がん予防の普及啓発

2

- がんの早期発見・早期治療を目的とした、集団・個別のがん検診を実施します。
- がん検診受診率向上の施策を実施します。集団検診にて特定健診とがん検診の同時開催、女性のみの検診日や休日検診日の設定、個別案内や節目年齢の対象者等への再勧奨を実施します。DXの活用として、WEB健診予約システムを行います。
- がん予防に係る知識の普及啓発と、がん検診要精密検査者への受診勧奨・再勧奨を通知・訪問等で行います。
- 精度管理の実施として、検診機関へ実施体制に関する調査を行います。

健康増進課

健康診査・保健指導の取り組み

3

- 婦人、30歳代、生活保護受給者の健康診査を実施します。DXの活用として、WEB健診予約システムを行います。
- 健康教育、健康相談、訪問指導を実施します。
- 医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業を行います。
- 妊娠中から、適切な生活習慣や体重管理、定期的な健康診査についての指導を行います。
- 妊娠中に、耐糖能異常の指摘を受けた妊産婦に対する自己管理能力向上のための支援を行います。また、産後の健康診査受診(必要な人)および定期健康診査(年1回)の受診勧奨なども行います。
- 唐津市健康サポートセンター「さんて」にて、糖尿病イベントを実施します(県・唐津東松浦医師会との共同開催)。

健康増進課

食生活・食育の環境整備

4

- 地域で食育の推進を行う食生活改善推進員の養成および活動の推進を行います。
- 認定栄養ケア・ステーションや食育ボランティア団体など、民間団体との連携を進めます。

健康増進課

成人期の食事

5

- 健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を実施します。
- 医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業を行います。
- 食育月間に合わせて、広報などで食育の普及・啓発を行います。

健康増進課

成人歯科検診

6

- 成人歯科検診（18歳以上）、歯科衛生士による結果説明・ブラッシング指導、集団成人歯科検診（特定健診・がん検診と同時開催）、個別成人歯科検診（協力歯科医院）、2歳児歯科教室と共同での保護者の歯科検診を行います。

健康増進課

健康づくり推進協議会

7

- 地域の団体、医療関係者、労働関係、教育機関、行政機関が集まり、市民の疾患予防および健康増進を目指すため、健康づくり対策について総合的に審議検討します。また、その専門部会において関係機関が情報を共有し、健康づくりに取り組みます。

健康増進課

健康相談の充実

8

- 定期的に健康相談会を開催します。

健康増進課

地域連携小児救急センター（再掲）

9

- 児童の急病に対応するため、平日は20時から翌朝6時まで、土曜日の18時から翌朝6時まで、日曜日・祝日の9時から翌朝6時まで小児救急センターにおいて診療を行います。

地域医療課

食生活改善推進協議会

10

- 食生活改善推進協議会による地区組織活動として、伝達講習会やおやこ食育教室等を行い、食育を推進します。

健康増進課

飲酒に関する適切な指導

11

- 種々の保健事業の場での健康教育や情報提供を行います。
- 広報による適正飲酒の普及・啓発を行います。

健康増進課

薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発

12

- 広報誌や市ホームページなどを活用して人体への影響を啓発します。

健康増進課

4 こどもの貧困対策

現状と課題

- 国の調査では、子どもの貧困状況を表す指標の一つである“子どもの相対的貧困率”が11.5%で、約9人に1人の子どもが相対的貧困状況にあるとされています¹²。
- 本市の令和6年度の生活保護世帯の進学率は高校等進学率が100%、大学等進学率が50%となっています¹³。
- 令和6年に実施した子どもの生活アンケートでは、「心配ごとが多く、いつも不安だ」と回答した児童・生徒が、等価世帯収入中央値2分の1未満の家庭のほうで多い傾向にありました¹⁴。

生活困窮者への自立支援

生活困窮者に寄り添い支援とともに、困窮状態から脱却し、自立できるように支援をしていきます。

生活困窮者への生活支援

施策の方向

フードエイド活動や子ども宅食支援の推進、低所得者や高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加を促進します。

就職支援

児童扶養手当を受給している人に対して、就職を支援、企業と求職者のマッチング機会を創出します。また、再就職やスキルアップに関する情報を提供します。

就学支援

小学校就学援助・中学校就学援助、唐津市奨学金により、就学を支援します。

12 厚生労働省「2021（令和3）年国民生活基礎調査」。

13 生活支援課「令和6年度就労支援事業等の各種調査及び令和7年度就労支援促進計画」

14 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」p23（心配ごとが多く、いつも不安だと思いますか）【小5】
【中2】対象質問。

具体的な取り組み

生活困窮者自立支援事業の推進

1

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるように、就労支援を主体として、本人や家族の状況に応じた自立相談支援、家計改善支援および就労準備支援を相談者に寄り添いながら包括的に実施します。

生活支援課

2

フードエイド活動やこども宅食支援の推進

- 食料品等の寄付を募り、生活に困窮している世帯の相談時に食材の現物給付を行います。また、こどものいる困窮世帯への訪問宅食を通じて、世帯の現状把握と専門機関につなげる体制をつくります。

社会福祉協議会

3

再就職やスキルアップに関する情報提供

- 関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行います。
- 再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行います。

こども家庭課

4

母子・父子自立支援員による就業支援制度に関する情報提供

- 母子・父子自立支援員による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応します。

こども家庭センター

5

生活福祉資金の貸付

- 低所得者や高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加を促進します。

福祉総務課／社会福祉協議会

生活保護

6

- 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに生活の自立を促します。

生活支援課

唐津市合同企業相談会＆面接会

7

- 企業と求職者のマッチング機会を創出するためハローワークと連携し、合同企業就職相談会を開催します。

就業推進室

小学校就学援助・中学校就学援助

8

- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行います。

学校支援課

唐津市奨学金

9

- 高校、大学等への進学を希望し、経済的理由で修学困難と認められる人に対して、奨学金を貸与します。
- 市内中学校、高校に募集要領を送付して奨学金制度の周知を行います。

学校支援課

児童扶養手当を受給している人に対する就労支援事業

10

- ハローワークと連携し、児童扶養手当を受給している人に対して、就職を支援します。

こども家庭センター

11

公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の検討

- 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を目的としています。
- 18歳未満の子が3名以上いる多子世帯には優遇措置（抽選回数2回）を実施します。

建築住宅課

12

市営住宅等についての情報提供

- 市営住宅等の入居補欠者募集等（定期：毎年6月）について、市報掲載による情報提供のほか、市ホームページや行政放送でも情報提供を行います。
- 県営住宅の入居補欠者募集等についても、同様に、市報掲載および市ホームページや行政放送でも情報提供を行います。

建築住宅課



5 困難な状況にあるこども・若者や家庭への支援

現状と課題

- 18歳未満の障害者手帳の所持者数は、療育手帳271人、精神障害者保健福祉手帳94人、身体障害者手帳86人となっています（令和7年3月）。
- 令和6年に実施した子どもの生活アンケートの、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいるか」では、「いる」が小学5年生で35.2%、中学2年生で17.0%となっています。同年の学校関係者等アンケートでは、16.2%が現在ヤングケアラーを把握していないと回答しています。仮にヤングケアラーの状況にあったとしても、その子どもが自ら相談をしてくるケースは少なく、周囲の大人や関係者による気づきが重要です。

障がいのあるこどもをもつ家庭への支援

障がいのある児童に対して、放課後等デイサービスや医療支援等を行い、本人や家族の負担軽減、特性をいかして生活できるように支援します。佐賀県精神保健福祉連合会（SAGA精連）や唐津市手をつなぐ育成会を通じ、自分らしい生活を送れるように支援します。

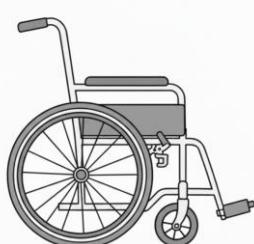
施策の方向

ヤングケアラーへの支援

教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

相談支援体制の強化

こども家庭センターを通じ、子育てに様々な困難を抱える人に対し、支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行います。



具体的な取り組み

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の充実

1

- 地域の障がい福祉に関する相談および支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（北部地域障がい者相談支援センター）を設置することで、他機関と連携したサポートを行い、本市の障がい福祉の発展を目指します。

障がい者支援課

障がいのある人の自立（就労）への支援

2

- 就労に必要な知識や能力の向上を図るために、障がい福祉サービスにより就労支援の通所サービスの提供を行ったり、市の会計年度任用職員（事務補助）として雇用したりして、障がいのある人の自立（就労）への支援を行います。

障がい者支援課

医療的ケア児の支援体制の構築

3

- 在宅における医療的ケア児とその家族を支えるため、地域における基盤整備等の在宅生活支援や保育所、学校等の基盤整備といった社会生活支援、経済的支援等の取り組みを行う支援体制を構築します。

福祉総務課／障がい者支援課／児童保育課／学校教育課

災害・緊急時に支援が必要な人への支援の強化

4

- 「避難行動要支援者名簿」を活用した重層的な災害時支援を行います。特に、要配慮者ごとに避難支援を行う人や、避難先等を記載した「個別避難計画」の策定率向上に努めます。

福祉総務課

障がい者（児）の相談事業

5

- 障がい者（児）の福祉、医療、生活全般の相談支援を行います。

障がい者支援課

佐賀県精神保健福祉連合会（S A G A 精連）

- 6 ➤ 障がいのある人や家族が集い、話せる場づくりを支援します。

障がい者支援課

唐津市手をつなぐ育成会

- 7 ➤ 障がいのある人や家族が話せる場づくりや地域の中で自分らしい生活が送れるよう社会活動や学習活動を支援します。

障がい者支援課

地域活動支援センター

- 8 ➤ 障がいのある人や家族からの相談および地域で自立した生活を送るための支援を行います。

障がい者支援課

障がい者デイサービス事業

- 9 ➤ 障がいのある人の、生活改善、身体機能維持向上のための機能訓練、創作活動や社会適応訓練を実施します。

障がい者支援センター

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

- 10 ➤ 障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援します。
➤ 北部地域障がい者相談支援センターでは、専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援します。
➤ 緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進めます。
➤ 聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実させます。

障がい者支援課

子育てに困難な問題を抱える人への支援

11

- 子育てに様々な困難を抱える人に対し、支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行います。

こども家庭センター

療育相談

12

- 北部地域障がい者相談支援センターにおいて、障がいのあるこどもや障がいのある可能性のあるこども、またその子どもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行います。

障がい者支援課

養育支援訪問事業

13

- 様々な原因により養育支援が必要な家庭へ、専門的相談・指導、助言を行う目的で訪問します。

健康増進課

ヤングケアラーへの支援

14

- 教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

こども家庭センター／関係各課

障がいのあるこどもがいる家庭への経済的援助事業

15

- 特別児童扶養手当を支給します。
➤ 障害児福祉手当を支給します。
➤ 重度心身障害者医療費助成事業を実施します。

障がい者支援課

児童発達支援

16

- 発育・発達に不安のある小学校就学前のこどもや障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
- 一部の事業所で、こどもとその保護者が一緒に通所し、必要な療育を受けることができるよう支援します。

障がい者支援課

障がいのあるこどもに対する日中一時支援事業

17

- 在宅の障がいのあるこどもやその家族に対する支援として、日中を限度とした一時見守りを実施します。

障がい者支援課

障がいのあるこどもに対する居宅介護（ホームヘルプサービス）

18

- 在宅の障がいのあるこどもに対する支援として、身体介護等の居宅介護（ホームヘルプサービス）を実施します。

障がい者支援課

障がいのあるこどもの短期入所（ショートステイ）

19

- 強度行動障害等、特性の強いこどもが利用希望に至る場合が多く、必要に応じて北部地域障がい者相談支援センターと連携し社会資源不足による課題に取り組みます。

障がい者支援課

放課後児童クラブへの障がいのあるこどもの受け入れ

20

- 障がいのあるこどもの受け入れを進めるため、引き続き各種研修の案内を事業所に周知していきます。
- 放課後等デイサービスと連携および協力を図り、地域社会で生活する平等の権利の享受と包容・参加の考えに立ち、こども同士が生活を通してともに成長できるよう適切な配慮および環境整備を行い、受け入れに努めます。

児童保育課

自立支援医療（育成医療）

21

- 身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来、障がいが生じると認められる疾患がある子どもで、治療効果が期待できる場合、指定医療機関において医療の給付を受けることができます。

障がい者支援課

障がいのある子どもの保護者に対する育児相談の充実

22

- 北部地域障がい者相談支援センターにて、障がいのある子どもや障がいのある可能性のある子ども、また、その子どもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行います。

障がい者支援課

母子保健事業と療育事業の連携強化

23

- 市関係各課や唐津保健福祉事務所等と情報を共有し連携します。
- 唐津保健福祉事務所での「ことばの相談」等と情報共有し、連携を行います。
- 各児童発達支援事業所との連携を図ります。

健康増進課

障がいのある子どもの保育所等への受け入れの促進

24

- 障害児福祉サービス事業所と連携し、保育所等訪問支援の支給決定を行います。
- 医療的ケア児の受け入れについて継続的に児童を支援していくため、定期的にケース会議を実施し、適切なケアが行えるよう支援します。

児童保育課／障がい者支援課

障がい者の自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

25

- 就労などの社会参加のために必要と認められる自動車の運転免許を取得するための経費の一部や、自動車の主導装置などの一部を改造するために必要な経費の一部を助成します。

障がい者支援課

特別支援教育就学奨励費

26

- 特別支援学級等で学ぶ障がいのある児童・生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、学用品費等の援助を行います。

学校支援課

点字・声の広報等発行事業

27

- 視覚障がいのある人に、点字や音声CDによる市の広報誌を発行します。

障がい者支援課

文化・芸術講座開催等事業

28

- 障がいのある人の社会参画促進と障がいへの理解促進のために、障がい者作品展を開催します。

障がい者支援センター

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

29

- スポーツ活動を通して、障がいのある人の体力維持および親睦交流を図ることにより、社会参加を促すことを目的とし、障がい者体育大会、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ大会を開催します。

障がい者支援センター

手話言語等環境整備事業（旧コミュニケーション支援事業）

30

- 手話などの普及・啓発のため、企業・学校などへ訪問し、出前講座や研修会を開催するほか、聴覚に障がいのある人の住まいへ訪問し、生活状況の聞き取りや相談、災害対応に関するなどの情報提供を行います。
- 市役所内に手話通訳者を配置し、聴覚などに障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

障がい者支援課

療育支援体制の充実

31

- 児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業所などの関係機関との連携を強化し、早い時期からの療育支援を充実させます。
- 療育支援の場の確保として、日中一時支援事業などの利用や近隣市町の児童発達支援事業所などにも協力を求めながら、障がいのある子どもの受け入れ体制を充実させます。

障がい者支援課

32

障がいのある子どもの支援のための関係機関の連携体制の強化

- 障がいのある子どもへの支援を充実させるための協議を行う「北部地域自立支援協議会子ども支援部会」をはじめ、教育、保健、福祉、障がい児通所支援事業所などによる関係機関との連携を強化します。
- 就学前の療育から教育への円滑な移行や支援体制を充実させます。

障がい者支援課

33

療育相談支援体制の充実

- 北部地域障がい者相談支援センターが相談や支援の中核的機関としての役割を担い、児童発達支援センター、指定障害児相談支援事業所との療育方法などの情報連携や相談支援により、障がいのある子どもとその家族の不安の解消に努めます。
- 障がいの気づきの段階での相談窓口などの情報提供や、専門的な相談対応など、相談支援体制の整備に努めます。

障がい者支援課

34

特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援

- 痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを常時必要とする重度の障がいのある子どもが、地域で継続して在宅生活を送ることができるよう、医療機関などとの連携をもとに、医療的ケアの提供体制の整備を進めます。
- 佐賀県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講により、支援の利用を総合的に調整できる人材の配置を目指します。

障がい者支援課

児童発達支援センター

35

- 地域支援を積極的に行い、地域の中核的な療育支援施設として役割を果たしていくことが期待されており、市内に1か所設置されています。

障がい者支援課

医療的ケア児の支援

36

- 医療的ケアが必要な重度の障がいのある子どもが地域で継続して在宅生活を送れるよう、医療機関連携のもと、医療的ケアの提供体制の確保が必要です。医療的ケア児に必要な在宅支援や日中活動の場の確保などを充実させるため、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、個別課題の検討や協議する場の設置を進め、医療的ケア児とその家族への、より地域に密着した細やかな支援に取り組みます。

障がい者支援課

放課後等デイサービス

37

- 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練などを行います。

障がい者支援課

保育所等訪問支援

38

- 障がいのある子どもが集団生活を営む施設に専門職などが訪問支援することにより、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を促進します。

障がい者支援課

居宅訪問型児童発達支援

39

- 重症心身障がい児などで、児童発達支援などの通所による支援を受けるために外出することが困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの支援を行います。

障がい者支援課

40

障がい児通所支援見込量確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数が増加していることから、児童発達支援事業所や相談支援事業所とともに、サービス支給の適正化を図り、サービス事業所の確保とサービスの質の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、事業の周知を充実させ、事業の円滑な利用を進めます。

障がい者支援課

41

障がい児相談支援

- 障がい児通所支援を利用するための利用計画の作成や見直しを行います。

障がい者支援課

42

避難行動要支援者対策の強化

- 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援をする人（以下「避難行動要支援者」といいます。）に向けた平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、避難行動要支援者に配慮した防災対策の推進を図ります。

関係各課

43

経済的支援が必要な妊産婦の入院助産支援

- 経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に対し、入院助産ができるよう支援します。

こども家庭センター

6 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護

現状と課題

○全国の児童相談所における令和4年度児童虐待相談対応件数は21万9,170件と過去最多を記録しています¹⁵。

○こども大綱では、「児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。」とされており、負のループがなくなるように支援をしていくことが求められています。

DV相談支援・予防支援

DVに関する情報発信・教育を行い、DV予防の意識づけを行います。DV相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境をつくります。

施策の方向

虐待相談支援

こども家庭センター、児童相談所、関係機関が連携し、児童虐待の防止・対応に取り組みます。

子どもの安全確保

DV被害者の子どもの対応に十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、必要な支援を行います。



15 「令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 資料」。

具体的な取り組み

DV被害防止について広報・啓発活動の促進

- 1 ➤ 市報、行政放送、市ホームページなどを活用して情報発信を積極的に行います。
- DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催するとともに、街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行います。

男女共同参画室

DV予防教育の推進

- 2 ➤ 若い世代に向けた啓発や情報発信を行います。

男女共同参画室／学校教育課

あらゆる人に対する相談体制の充実

- 3 ➤ プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実します。
- 相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるよう、支援員の資質向上に努めます。
- 日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へつなぎます。
- 児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備します。

こども家庭センター

DV被害者に対する安全確保の周知

- 4 ➤ 被害者の個人情報保護を徹底します。
- 被害者に本人通知制度や支援措置について説明します。
- 本人通知制度を市報や市ホームページなどで周知します。

市民課

DV被害者に対する公営住宅応募における入居資格の優遇措置

- 5 ➤ 被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行います。

建築住宅課

DV被害者のこどもへの配慮や支援

- 6 ➤ 被害者のこどもが保育所などへの入所や学校への就学および転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、必要な支援を行います。

こども家庭センター／学校教育課／学校支援課／児童保育課

児童虐待防止・相談支援事業

- 7 ➤ こどものことで悩みを抱え、困っている保護者等に対し、専門の相談員による相談支援を行います。
➤ 虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合、関係機関と連携し対応します。

こども家庭センター

DV被害に対する関係機関との連携体制強化

- 8 ➤ 県や関係機関等と連携し、情報交換やケース検討などを行いながら実態の把握に努め、様々なケースに対応します。
➤ 相談内容に応じて、迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などとの情報共有や協力体制を強化します。
➤ 緊急時や夜間の相談には、警察や女性相談支援センターと連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまで被害者やそのこどもなどの安全を確保します。

こども家庭センター

子育て短期支援事業

9

- 保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、家庭で子どもの養育をすることが困難になった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行います。
- 夜間・休日に児童養護施設などで保護し、生活指導、食事の提供を行います。

こども家庭センター

すくすく子育て相談会

10

- 唐津市保健センターにおいて、子育てに悩む保護者や集団生活を送る上で支援が必要な幼児を対象に相談会を実施し、育児不安の軽減や虐待予防および適切な療育を促します。

健康増進課

要保護児童対策地域協議会

11

- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、支援方法を検討します。
- こども家庭センターが事務局となり、要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携強化に努めます。

こども家庭センター

里親制度（県事業）

12

- 保護者の障がい、死亡、貧困、虐待などにより自分の家庭で暮らすことができない子どもを、児童福祉法に基づいて登録された里親が養育します。

佐賀県

母子保健事業による虐待防止の推進

13

- 子どもの人権が守られるよう、妊娠・出産期から母子と接する家庭訪問、各種健康診査等の母子保健事業を活用し、児童虐待のリスクの早期発見や関係機関の連携による早期の対応につなげます。

健康増進課

児童相談所の周知と連携

14

- 佐賀県北部児童相談所（唐津保健福祉事務所内）が、児童虐待などの養護相談だけでなく、非行相談や子どもの発育・発達など、子どもに関する悩みや心配ごとの相談機関であることを市民に周知します。
- 児童虐待発生時は、佐賀県北部児童相談所と連携し、迅速・的確な対応につなげます。

こども家庭センター

外国人に対するDV被害相談窓口の周知

15

- 佐賀県多文化共生さが推進課や公益財団法人佐賀県国際交流協会、市内の日本語教室と連携して、外国人市民に対しDV防止の相談窓口を周知します。

地域政策課

県外から避難したDV被害者こどもへの配慮や支援

16

- 県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮します。

健康増進課

DVや児童虐待などの相談窓口の周知

17

- 唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知します。
- 佐賀県DV総合対策センターが設置している女性・男性・性的マイノリティのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を市ホームページや市報、リーフレットなどで周知します。
- 国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知します。
- 児童虐待の通告・相談窓口を市ホームページ、市報などで周知します。

男女共同参画室／こども家庭センター

子育て世帯訪問支援事業

18

- 家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止するため、訪問支援員が家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。

こども家庭センター



7 こども・若者の安全確保

現状と課題

- こども大綱では、「こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます」とされています。
- 昨今、SNS等を通じて犯罪の被害者になる、あるいは犯罪に加担させられることなどが発生し、社会問題となっています。こども・若者がITを通じて犯罪に巻き込まれることがないよう、リテラシー向上のための取り組みなどが必要です。
- ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生、地震や津波、森林火災など、災害はいつ起こるかわかりません。災害発生時に子どもの生命を守ることは重要です。
- 佐賀県の令和6年の交通事故件数は2,623件です¹⁶。子どもが巻き込まれる事故を未然に防ぐためにも、道路や歩道等の計画的な整備、交通安全に向けた基本的な知識やルールの周知徹底、地域住民との協働による安全確保など、子どもの命を守るために日ごろからの取り組みを強化していく必要があります。

子どもの安全に生活できる環境づくり

子どもが安全に過ごせるように公園の適正配置・整備を行います。防護柵や道路反射鏡、通学路の整備を行い、子どもが安全に通行できるようにします。

施策の方向

子どもの健康被害の防止

薬物等の追放および飲酒・喫煙防止について、関係機関と連携し行います。

災害対策

各施設で避難計画を策定し、子どもの生命を災害から守ります。災害が発生した場合は直ちに、要保護児童の発見、把握ができるよう支援します。

16 佐賀県警察本部「令和6年中の交通事故発生状況」。

具体的な取り組み

更生保護サポートセンターの支援の充実（再犯防止の推進）

1

- 犯罪や非行をした人の地域における立ち直りの支援や再犯防止活動を行う保護司会に対し、活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援をはじめ、活動の円滑な実施に寄与する様々な支援を行います。

福祉総務課

2

青少年の相談窓口の整備

- 青少年とその家族に、心の問題の相談や支援を行います。

生涯学習文化財課

3

災害ボランティアセンター活動の推進

- 災害発生時に備え、災害ボランティアセンター機能の周知および設置訓練を行うとともに、関係機関・団体との情報交換を行います。

福祉総務課／社会福祉協議会

4

アルコールや薬物依存について関係機関との連携体制強化

- 専門の相談機関との連携を強化し、アルコールや薬物依存と関連した相談を適切な機関につなぎます。

健康増進課

5

受動喫煙防止の取り組み

- 種々の保健事業の場での禁煙の助言や情報提供を行います。
- 受動喫煙防止の普及・啓発(母子健康手帳発行時、乳幼児相談、健康診査会場など)に努めます。
- 市の管理する公共施設における受動喫煙の防止に努めます。

健康増進課

こころの教育

6

- 各学校での救命講習会等開催時に、命に関する教育を行い、命の大切さや人にに対する思いやりの心を育てる教育を実施します。
- 教育の日における、道徳授業の公開（ふれあい道徳）を行います。

警防課／学校教育課

子育て家庭や女性に配慮した避難所運営と物資の整備

7

- 女性の専用物干し場、更衣室、授乳室および男女別トイレの設置、女性による生理用品・女性用下着の配布など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努めます。

危機管理防災課

青少年補導業務

8

- 青少年の健全育成および非行を防止するため、相談・補導等の活動を行うとともに、地域・学校・警察等関連機関との連携を強化します。
- 犯罪発生箇所、たまり場等の重点地域の巡回活動を行います。

生涯学習文化財課

薬物等の追放および飲酒・喫煙防止についての関係機関との連携

9

- 薬物等の追放および飲酒・喫煙防止について、関係機関と連携し行います。

生涯学習文化財課

施設のバリアフリー化の推進

10

- 公的施設等において、段差解消、自動ドア、エレベーターの設置やこども連れに配慮した多目的トイレ、授乳室の設置など、バリアフリー化を推進します。

関係各課

公共施設等におけるユニバーサルデザイン化

11

- 施設の改修・更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮するなど、市民のニーズも考慮し、機能性の向上に努めます。

関係各課

子どもが安心して利用できる公園づくり

12

- 地域の緑の拠点となる広域的公園の配置および身近な公園が不足している地域への新たな公園整備を進め、適正配置に努めます。
- 老朽化した施設の更新等により、整備水準の向上を図るとともに、適切な維持管理を行うことで、利用者の満足度、ひいては地域コミュニティの向上に寄与するよう努めます。

都市計画課

子どもに配慮した道路環境づくり

13

- 防護柵や道路反射鏡など、交通安全施設を整備します。
- ユニバーサルデザインの理念に基づき、歩道等のバリアフリー化を進めます。
- 唐津市通学路安全推進プログラムに基づき、小学校の通学路の点検と対策を行い、継続的に通学路の交通安全を推進します。

道路河川管理課／学校支援課

「家庭連絡ツール」を活用した関係機関・団体や地域住民への犯罪等に関する情報の提供

14

- 情報提供の手段として「家庭連絡ツール」を有効活用し、声かけ事案等を学校や保護者等と共有し、個人情報に留意しながら注意喚起を行います。

学校教育課

交通安全についての取り組み

15

- 園児に向けての交通安全教室、児童・生徒に対する交通安全教育を行います。
- 新1年生の新学期の事故をはじめ、低学年の事故が多発していることから、引き続き交通安全教室等を通して交通安全教育を充実させます。
- 年4回の交通安全県民運動時に警察および交通安全指導員会と連携し、啓発活動を行い、交通安全思想の普及と交通事故の防止を進めます。

道路河川管理課／学校教育課

風水害発生時における要保護児童の安全確保

16

- 風水害が発生した場合は直ちに、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行います。

関係各課

福祉サービスの提供計画（児童対策）

17

- 保護等、メンタルヘルス対策や児童の保護等のための情報伝達を行います。

関係各課

迅速な原状復旧

18

- 市および県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市および関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになります。この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行います。

関係各課

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等

- 19 ➤ 避難計画の整備、教育訓練を行います。

関係各課

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等

- 20 ➤ 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者および避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立ち退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施します。

関係各課

ネットリテラシー教育

- 21 ➤ SNS等に係るトラブルも増加傾向にあり、事例に基づくネットリテラシー教育を推進し、学校と家庭が一体となってネット被害等の予防教育に努めています。

学校教育課



8 こども・若者の自殺対策

現状と課題

- 自殺対策基本法の一部を改正する法律が成立し（一部を除き令和8年4月1日施行）、子どもの自殺者数が増加傾向にある状況等に鑑み、子どもに係る自殺対策は、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならぬこと等が基本理念に明記されました。
- 全国の令和6年の小中高生の自殺者数は、529人で過去最多となっています¹⁷。また、令和6年の10歳～39歳の死因は自殺が最も多くなっています¹⁸。
- 本市の平成30年から令和4年までの自殺者総数は112人で、そのうち40歳未満は28人となっています¹⁹。

心のケアに関する情報発信

インターネットを活用した自己セルフチェックおよび相談先の周知、心の健康づくりや相談窓口等の情報が受け取りやすいようにメディアやＩＴを通じて情報を発信します。

施策の方向

地域での連携・協力による自殺予防

ゲートキーパーや民生委員・児童委員などとの地域での連携・協力による自殺予防の取り組みを進めます。

自殺に関する対策・相談支援体制

精神保健福祉相談を行い、思いつめてしまう前に相談できる体制を整備します。

17 厚生労働省「第12回自殺総合対策の推進に関する有識者会議・資料1 自殺の動向及び自殺対策基本法の改正について」。

18 厚生労働省「令和6年人口動態統計」。

19 「唐津市自殺対策計画 2024年3月中間評価」。

具体的な取り組み

自殺対策連携協議会

1

- 管内の自殺対策に関する関係機関が集まり、自殺対策連絡協議会を開催します。

唐津保健福祉事務所

自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の推進

2

- 自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策強化月間（3月）において、市役所エントランス等に特設コーナーの設置とキャンペーンを実施します。

健康増進課／唐津保健福祉事務所

メディアやITを活用した啓発

3

- 心の健康づくりや相談窓口等の情報が受け取りやすいよう、市ホームページやチャンネルからつ、FMからつ等のメディアやITを活用し啓発を行います。

健康増進課

セルフケアに関する情報提供

4

- インターネットを活用した自己セルフチェックおよび相談先を周知します。

健康増進課

精神保健福祉相談

5

- 毎週水曜に医師による相談と、随時の保健師による相談を実施します。

唐津保健福祉事務所

地域の団体や市民の気づきを育む研修会の実施

6

- 地域で活動する人や市民にゲートキーパーの役割を担ってもらい、気づきやつなぎができるような研修会を実施します。

健康増進課／唐津保健福祉事務所

学生の気づきを育む研修会の実施

7

- 学生にゲートキーパーの役割を担ってもらい、気づきやつなぎができるような研修会を実施します。

唐津保健福祉事務所

セルフコントロールの向上

8

- 病気の理解やストレスの対処方法を紹介し、セルフコントロールの向上につなげます。

健康増進課

職場、学校での自殺・自殺未遂の事後対応の推進

9

- 職場や学校での自殺や自殺未遂が発生した場合、周囲のショックはばかり知れないものがあります。場合によっては、周囲の人にも連鎖し自殺に追い込まれることがあるため、自殺発生直後の対応が重要になります。相談があった際には唐津保健福祉事務所とともに対応を早急に行います。

健康増進課

自死遺族等への支援

10

- 唐津市として自死遺族への直接の支援は行っていませんが、自死に対する偏見をなくすことも遺族への間接的な支援になると考えます。ご遺族への配慮をしつつ、今後も偏見を払拭するための広報や、自死遺族と把握できた際には、傾聴および自死遺族のつどいの紹介等を行います。

健康増進課

自殺願望者や精神疾患の人への相談先の紹介

11

- 自殺願望者や精神疾患の人からの119番通報の際や医療情報案内時に、救急現場で必要に応じて相談機関の紹介を行います。

警防課

自殺対策・子育ての不安に対する支援

12

- 相談することの大切さ、相談窓口の周知に努め、こころの相談会を実施します。
- ゲートキーパー養成講座の開催、うつ病に関する知識の普及啓発、メンタルヘルスに関する電話相談、訪問による相談対応（随時）を行います。
- 訪問・相談・幼児健康診査などの場で、子育て不安に対する支援を行います。
- 相談会の実施や関係機関との連携などで、発育や発達に不安があるこどもやその保護者を支援します。
- DXなどを活用して育児情報の普及・啓発を図ります。

健康増進課



第6章

こども・若者と子育て当事者にやさしい 社会づくり

少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化など、こども・若者や家庭を取り巻く環境が変化する中、こども・若者自身のみならず、保護者等の子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立などに悩むことなく活動できることは、幸せな暮らしのために重要です。

第6章では、公的支援のみならず、地域全体でもこども・若者、子育て当事者を支えていくという考え方に基づいた取り組みをまとめます。

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援・家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 地域力をいかしたこども・若者への支援



1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

○2025年10月分の消費者物価指数の総合指数は2020年を100として112.8となっており、12.8%上昇しています²⁰。物価高騰が家計を圧迫する中で、安心して子育てができるように支援することが求められます。

○こども・若者アンケートの結果では、悩みや心配ごとで一番多かった回答が「お金のこと」でした。また、「こどもを欲しいという気持ちがない」と回答（複数回答）した人の理由で多かったのは、「現在の収入では経済的に難しいから」が46.8%と最も多く、次いで「育児にかかる費用が心配だから」および「将来の教育費が心配だから」が44.9%となっており、出産や育児、こどもの教育にかかる費用の負担感を減らしていくことは重要です。

子どもの医療費の助成

子どもの保健の向上と福祉の増進のため、0歳から高校生年代までのこどもに係る医療費の一部を現物給付により助成します。また、児童の心臓病に係る医療費の一部を助成します。

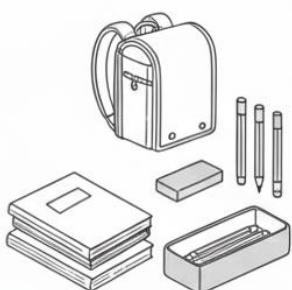
施策の方向

児童手当

家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成および資質の向上のため、高校生年代までの児童を養育している保護者等に手当を支給します。

給食費の無償化

国からの支援に加えて、支援対象外の市立中学校の学校給食費についても、市独自の施策として無償化します。



20 総務省「2020年基準消費者物価指数全国 2025年（令和7年）10月分」。

具体的な取り組み

児童手当

1

- 家庭における生活の安定と次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している保護者等に手当を支給します。

こども家庭課

子どもの医療費助成制度

2

- 子どもの保健の向上と福祉の増進のため、0歳から高校生年代までの子どもに係る医療費の一部を現物給付により助成します。

こども家庭課

児童の心臓病医療費の助成

3

- 児童の心臓病に係る医療費の一部を助成します。

こども家庭課

保育料の軽減

4

- 2歳児以下は保育料無償化対象外のため、2歳児以下を対象として実施します。
- 国の基準よりも多子判定の範囲を拡充し、保育料の軽減を継続します。

児童保育課

妊婦のための支援給付事業

5

- 全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、給付金の支給により経済的な負担軽減を図ります。
- 妊婦との面談を行い、妊娠期から心身の状況や環境等を把握し、切れ目のない支援につなげます。

健康増進課

給食費の無償化

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国からの支援を活用し、市立小学校に通学している児童の学校給食費を無償化します。加えて、支援対象外の市立中学校の学校給食費についても、市独自の施策として無償化します。
- 唐津市立小・中学校に通学しており、アレルギー等の理由により市が提供する学校給食を食べることができず、代替となる弁当等を持参している児童・生徒については、学校給食費相当額を助成します。

学校給食課



2 地域子育て支援・家庭教育支援

現状と課題

- 核家族化の進行、共働き家庭の増加など、ライフスタイルの変化に伴い、共助として重要である地域コミュニティの創出・持続が難しくなっています。子どもや若者を家庭と地域が一緒になって育て、見守り、支援していく地域コミュニティのあり方を考え、維持していくことが重要です。
- 子育てに関する支援は多くありますが、情報を伝えていくことが課題としてあげられます。令和6年の保護者アンケートによる地域の子育て支援事業の利用状況では、事業それぞれで約2～5割程度の人が「その事業を知らない」と回答しています²¹。

子育て情報の発信

様々なメディア（市報、市ホームページ、SNSなど）を活用した効果的な情報発信を行います。また子育てガイドブックの配布や、「北部地域自立支援協議会子ども支援部会」による「サポートブック」の活用を推進します。

子育て相談の実施

施策の方向

子ども家庭センターおよび子育て支援センターで相談、情報提供等を行います。

地域の力による子育て支援

母子保健推進員をはじめ地域に密着した活動により母子保健の向上に努めます。

家庭教育の充実

家庭教育講座（読書活動等）を通じ、家庭教育力の向上を目指します。また、学校やPTAが中心となり講演会を開催し、家庭教育力の必要性を啓発します。

21 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」。

具体的な取り組み

福祉サービスの利用の促進

1

- 必要な人に情報が行き渡るよう、様々なメディア（市報、市ホームページ、SNS、ガイドブックなど）を活用した効果的な情報発信を行います。
- マイナポータルなどを活用したオンライン申請ができる手続きを増やし、利用の促進を行います。

福祉総務課ほか

2

福祉に関するわかりやすい情報発信

- 市ホームページの配下で展開している、子育て支援に関する特設サイトで、子育て支援に関するわかりやすい情報発信を行います。
- 医療関係や緊急時に関するページについては、外国人の方それぞれの母国語に翻訳しやすいやさしい日本語を使うなど、多文化共生を意識した情報提供を行います。
- 社会福祉協議会では、社協だよりの発行やSNSを活用した地域福祉情報の発信を行います。

こども家庭課

3

重層的支援体制の構築

- 市民からの複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野を横断した重層的な支援体制づくりを進めます。
- 相談者や当事者の意見をしっかり聞き取り、不明なことは調査して相談者へ回答・説明・対処するなど、丁寧な対応を心がけます。

福祉総務課ほか

子育て支援の充実

4

- 就学前児童の一時預かり事業、延長保育、休日保育、病児保育などを充実させます。
- 放課後児童クラブの環境整備を進めます。
- 私立の保育所、認定こども園等の老朽化に伴う施設改修の補助を行い、園児の安全性を確保し保育環境を充実させます。
- 多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実させます。
- 唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進します。
- NPO法人唐津市子育て支援情報センターなどをはじめ、育児支援にかかわる団体への支援を充実させます。

こども家庭課／児童保育課

5

地域子育て支援拠点事業による支援

- 子育てに対する不安の解消や世代間の交流、多様な人間関係とかかわりを充実させ、地域の子育て力の向上に努めます。

児童保育課／子育て支援センター

6

発達子育て相談

- 子どもの発達に関して、専門職種（言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）による相談支援を行います。

健康増進課

7

育児子育て相談

- 子育てに関する悩み相談や情報の提供を行います。

子育て支援センター

利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

- 8 ➤ 利用者支援（基本型・こども家庭センター型）として、子育てに必要な支援を選択し、利用できるように、情報の提供や相談・援助等を実施します。

子育て支援センター／こども家庭センター

児童家庭支援センター

- 9 ➤ 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う等、地域の児童や家庭の福祉の向上を図る施設です。

佐賀県

子育てガイドブック

- 10 ➤ 本市における子育て支援事業を掲載した子育てのための支援ガイドブックを作成し配布します。
➤ 妊娠届・転入や出生届の際に、児童の保護者へ配布することで、子育て支援事業の周知を行うとともに、読みやすい誌面づくりと内容の充実に努めます。
➤ 製本版とあわせて電子、アプリでの提供を検討します。

こども家庭課

家庭教育の充実

- 11 ➤ 家庭教育講座（読書活動等）を通じ、家庭教育力の向上を目指します。
➤ 学校やPTAが中心となり講演会を開催し、家庭教育力の必要性を啓発します。

学校教育課／生涯学習文化財課

育児相談機能の強化

- 12 ➤ こども家庭センターおよび子育て支援センターで相談、情報提供等を行います。各相談機関を周知し、気軽に相談できる体制を整えます。

子育て支援センター／こども家庭センター／健康増進課

「サポートブック」活用の推進

13

- 「北部地域自立支援協議会子ども支援部会」ではライフステージを通じた支援に活用できる「サポートブック」を作成しています。家族や関係機関が情報を共有し、ライフステージを通じた切れ目のない支援をするために活用を推進していきます。

障がい者支援課

育児相談・子育て情報の提供

14

- 安心して子どもを生み育てられるよう、育児相談などを充実させます。
- 電子母子手帳（からつっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供します。

健康増進課

母子保健推進員の活動事業

15

- こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指します。
- 地域に密着した活動により母子保健の向上に努めます。

健康増進課



3 共働き・共育ての推進

現状と課題

- 本市の女性の就労状況では、20歳代後半以降の各年齢層とも労働率が上昇しており、結婚・出産・子育て期と考えられる女性も含めて、女性の就労が増えています²²。仕事と子育てを両立する職場環境などが求められます。
- 令和6年の子ども・子育て支援に関するアンケート調査における、「子育て（教育を含む）を主に行っている人」は、就学前児童保護者では「父母とともに」が63.3%、「主に母親」が34.7%、小学生保護者では「父母とともに」が58.1%、「主に母親」が38.4%となっています。父母ともに子育てを担っている家庭は平成30年の調査時より増加していますが、母親が主に育児を担っている家庭が多い状況は続いています。

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施

市民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取り組み事例を市ホームページで発信します。

家庭を形成する意識の向上

施策の方向

父親向けのミニブックの配布、男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催します。同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行います。

結婚・出産等による不利益の防止と子育てとの両立支援制度の普及啓発

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行います。
女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進します。男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行います。

22 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」 p14 (女性の就労状況、国勢調査)。

具体的な取り組み

家庭にかかわる意識の形成

1

- 男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催します。
- 家族のコミュニケーションを高める講座を開催します。

男女共同参画室／生涯学習文化財課

2

父親向けのミニブック（冊子）の配布

- 父親向けのミニブック（冊子）を母子健康手帳交付時に配布し、子育ての意識啓発を行います。

健康増進課

3

結婚・出産等による不利益の防止と子育てとの両立支援制度の普及啓発

- 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行います。
- 女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進します。
- 男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行います。

商工振興課

4

企業のワーク・ライフ・バランス向上のための取り組み促進に向けた支援

- 女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取り組み事例を市ホームページで発信します。

男女共同参画室

5

農林漁業関係者の労働環境の整備促進

- 農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を助言・指導します。

農政課／農地林務課／水産課

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施

- 6
- 市民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。
 - 先進的取り組み事例の紹介や情報提供を行います。
 - ポスター やチラシ等の配布をはじめ、広く機会を捉え啓発を行います。

商工振興課／男女共同参画室

多様な働き方の推進

- 7
- 企業に多様な働き方の情報提供を行います。
 - 短時間勤務やフレックスタイム・テレワークなど多様な働き方の制度について情報提供を行います。

商工振興課／男女共同参画室

男女ともに妊娠、出産、産後の育児への理解を深めるための意識啓発

- 8
- 同居家族にも妊娠・出産・産後の育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行います。
 - 身体的に支援が必要な妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い、妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行います。
 - セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行います。

健康増進課

家庭と仕事の両立支援に向けた事業所等への啓発活動

- 9
- 家庭と仕事の両立支援ができるよう、事業所等への啓発活動を行います。

商工振興課／男女共同参画室



4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

- こども大綱では、「我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる『時間の貧困』にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。」とされています。相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭では44.5%と高くなっています²³⁾。
- 唐津市のひとり親家庭の数は、母子世帯 1,425 世帯、父子世帯 237 世帯となっています（令和2年国勢調査）。

経済支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金等により経済的な生活の支援を行います。

施策の方向

ひとり親世帯の優遇措置（抽選回数2回）を実施します。

居住支援

ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行います。ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行います。母子・父子自立支援員により、生活相談や援助を進めながら自立を支援します。

23 厚生労働省「令和3年（2021年）国民生活基礎調査」。

具体的な取り組み

ひとり親家庭の自立支援

1

- ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行います。
- ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行います。

こども家庭センター

ひとり親世帯の居住支援

2

- ひとり親世帯の優遇措置（抽選回数2回）を実施します。

建築住宅課

児童扶養手当

3

- 母子家庭、父子家庭等の生活の安定と自立を促進するため、一定の所得を超えない児童の母親等に児童扶養手当を支給します。

こども家庭課

ひとり親家庭等医療費助成

4

- 母子家庭、父子家庭および父母がいない児童等に対して、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目指します。

こども家庭課

母子父子寡婦福祉資金貸付金

5

- 母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦の生活安定や扶養している子どもの福祉増進のため、各種資金の貸付を行います。

こども家庭センター／佐賀県

母子生活支援施設

6

- 18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母親が、生活上の様々な事情により、子どもの養育が十分できない場合に、こどもと一緒に入居できる施設であり、生活相談や援助を進めながら自立を支援します。

子ども家庭センター

母子・父子自立支援員

7

- 母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦に対し、日常生活の悩みや就業等に関する相談・支援を行い、関係機関と連携し、自立の促進を図ります。

子ども家庭センター

鉄道（JR）運賃の割引

8

- 児童扶養手当を受けている母子家庭等が、通勤にJRを利用する場合に運賃を割引します。
- 制度周知を行い、適切に事業を実施します。

子ども家庭課

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

9

- 認定を受けた資格取得を目的とする養成機関において、6か月以上修業する母子家庭の母親および父子家庭の父親に対し、給付金を支給し生活負担の軽減を図ります。

子ども家庭センター

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

10

- 認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母親および父子家庭の父親に対して、給付金を支給し自立促進を図ります。

子ども家庭センター

生活資金の確保（母子寡婦福祉資金貸付金）（県事業）

11

- 被災した 20 歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」または寡婦および 40 歳以上の配偶者のいない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸付けます。

関係各課



5 地域力をいかした子ども・若者への支援

現状と課題

- 第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画では、「‥子ども一人ひとりの幸せな育ちは市民全ての願い‥地域全体で子どもと子育て家庭を応援していく決意を込め‥」として、基本理念を「子どもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」と設定しています。「地域力」は、本市の総合計画や地域福祉計画・地域福祉活動計画にも登場する、本市の強み、キーワードとなるものです。
- 若者アンケートの結果では、「現在住んでいる場所やコミュニティ、近所にある建物が自分の居場所になっているか」に対して、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」が 24.8%となっています。地域を居場所と考える人が増え、そこから、唐津市に住み続けたいと思う人を増やすことが重要です。

地域による子育て支援

子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。子育て緊急サポートセンターのセンター養成講座を実施します。

施策の方向

身近な地域における支え合い活動の推進

福祉員の設置、ボランティア活動の参加促進、子ども 110 番の家により、子どもをみんなで見守ります。

地域コミュニティ組織等の活動に対する支援

任意団体、自治会などの市民を構成員とする団体である地域コミュニティ組織による地域活動に対して、補助金による支援を行います。

具体的な取り組み

ふれあい活動

1

- お年寄りや専門知識を身につけた地域人材を活用し、ふれあい活動等を実施します。

学校教育課

ファミリー・サポート・センター事業（ラビットくん）

2

- 子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行うことを希望する人(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
- 子育て緊急サポートセンターのサポートー養成講座を実施します。

子育て支援センター

身近な地域における支え合い活動の推進

3

- 身近な地域における福祉の協力員として「福祉員」を設置し、行政と社会福祉協議会が連携して、その活動を支援します。
- 福祉員の活動について、研修や会議を通じて活性化を図ります。

福祉総務課／社会福祉協議会

市民ボランティア活動の推進

4

- ボランティア活動への理解と参加・啓発のため、ニーズに応じた講座を実施し、ボランティアへの参加者を増やします。
- ボランティアの派遣要請の受付、マッチング機能の充実を図り、ボランティアが活発に活動できる環境をつくります。

福祉総務課／社会福祉協議会

子ども 110 番の家

5

- こども 110 番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行います。
- こどもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪被害発生の防止につなげます。

生涯学習文化財課

地域資源の有効活用

6

- 公民館、自治公民館等を家庭教育および地域教育の場として活用します。
- 地域活動の中心となる各公民館において実施している家庭教育事業および地域教育事業について周知します。

生涯学習文化財課

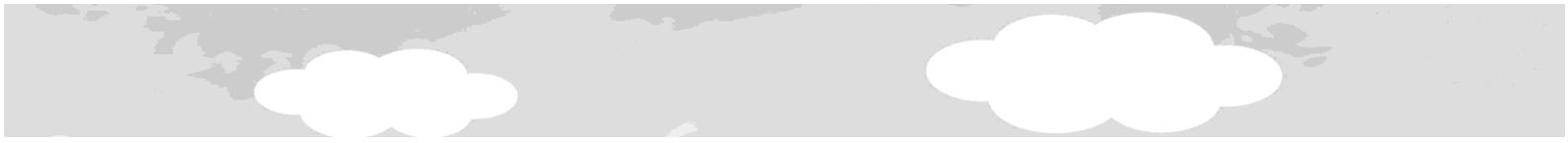
地域コミュニティ組織等の活動に対する支援（がんばる地域応援事業補助金）

7

- 任意団体、自治会などの市民を構成員とする団体である地域コミュニティ組織による地域活動に対して、補助金による支援を行います。（スタートアップ型の支援のため、最長5年間を支援）

地域政策課





第7章

計画の推進体制と進行管理



1 計画の推進体制および進行管理

(1) 計画の推進体制

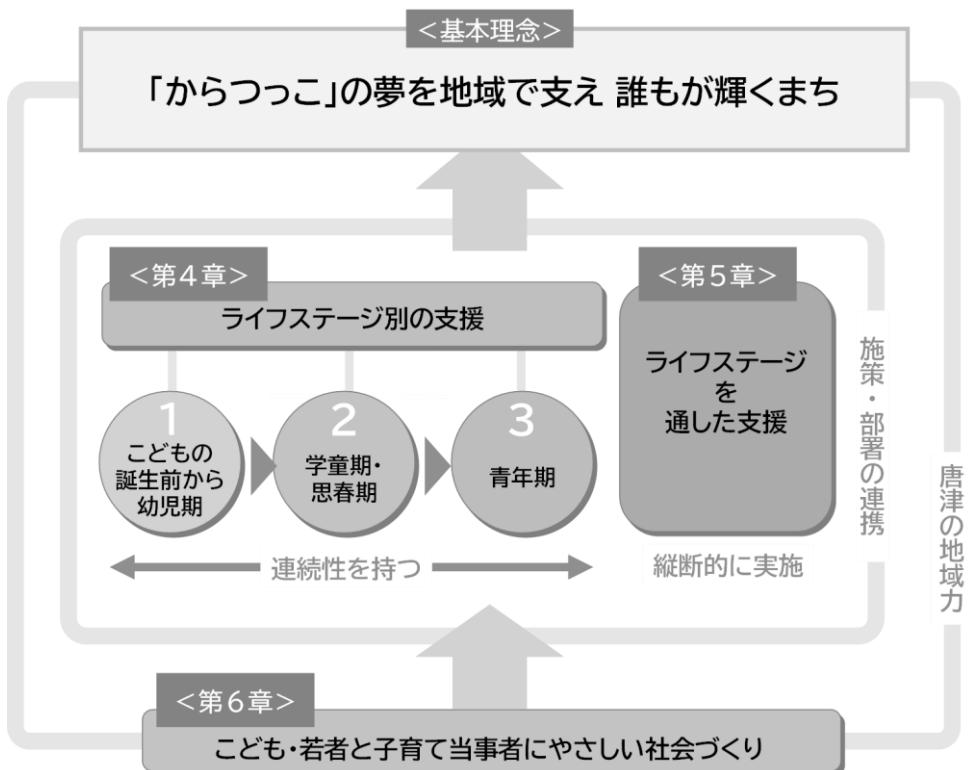
本計画による取り組みは、対象が妊娠・出産前、こども、若者、子育て当事者、支援の担い手などと幅広く、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる様々な分野の取り組みを総合的に進めていく必要があることから、府内においては関係各部署と連絡調整を図りながら、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、幼児期の教育・保育施設、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。

あまねく市民やこども自身にも計画の内容や目指すものが伝わり、理解されるよう、計画本編に加えて「こども用概要版（わかりやすい版）」「概要版映像」などを作成して理解・浸透を図ります。

このような体制で進める様々な取り組みによって、基本理念の実現につなげていくイメージを下に示します。

＜様々な取り組みで基本理念の実現を目指す＞



(2)こども・若者の意見聴取

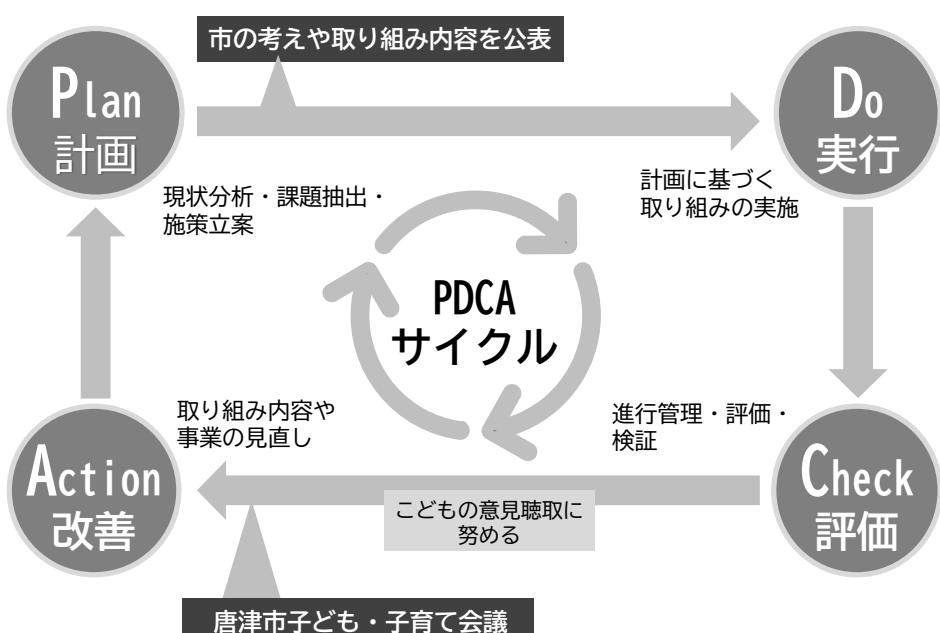
こども基本法において、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

子ども・子育て支援事業計画および本計画の策定にあたり実施してきたヒアリング等、こどもや若者の意見を聞く機会づくりは、可能な限り今後も継続し、事業・取り組みの実行や見直し等に反映させるよう努めていきます。

(3)計画の進行管理

本計画は、市ホームページや広報誌等において、市の考え方や取り組み内容を公表していくことで、市民の理解と協力を得られるように進めていきます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取り組みの進捗状況についての点検・評価は、本計画にて設定する指標により把握し、取り組みを総合的・継続的に推進してその実効性を確保するため、進捗状況を適宜府内で点検するとともに、唐津市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。



2 本計画の指標

本計画の計画期間に、基本理念（第3章）で目指す姿にどれだけ近づけたかを評価するため、取り組みの成果を点検する指標を設定します。

■検討中■

資 料

からつこ まんなかプラン
-唐津市 こども計画-

(令和8年度～令和11年度)

発行年月：令和8年3月

発 行：唐津市 福祉こども部 こども家庭課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

電 話：0955-72-9151

(素案 令和8年1月時点)